

北朝鮮核・ミサイルリスクの 総合分析

「朝鮮半島情勢とリスク」研究会
（「北朝鮮核・ミサイルリスク」部会）
最終報告書



公益財団法人

日本国際問題研究所

The Japan Institute of International Affairs

はしがき

本報告書は、当研究所が令和5～7年度外交・安全保障調査研究事業（発展型総合事業）「アジア大洋州地域における安全保障上のリスクの実態」のサブ・プロジェクトの1つとして実施している「朝鮮半島情勢とリスク」研究会（北朝鮮核・ミサイルリスク部会）の研究成果を取りまとめたものです。

北朝鮮の核・ミサイル開発が、日本にとって重大な安全保障上のリスクであることは論を俟ちません。近年ロシアによるウクライナ侵略、中東情勢、米国の姿勢の変化などにより国際秩序が動揺し、この問題が後景に退いているように感じられる向きもあるでしょうが、北朝鮮のロシア派兵など、地政学リスクはより深刻かつ複雑になっているのが実態です。北朝鮮はウクライナ戦争への関与を通じて核・ミサイル開発を加速し、ドローン等の近代戦の経験を得て通常戦力での脅威も高まっています。

本研究会（当部会）ではこのような問題意識に基づき、北朝鮮の核・ミサイルリスクに対する分析・考察を重ねてきました。特に、目に見える現象としての核・ミサイル開発の「動きを追う」だけでなく、政治・経済・外交など、その背景にあるものにも目を向けてより深く「掘り下げる」アプローチを意識しました。そのような知的営為から引き出された日本にとっての政策的含意が、朝鮮半島情勢の現状を浮かび上げらせ、日本の外交政策に貢献することを願ってやみません。

なお、本報告書内で表明されている見解はすべて個人のものであり、当研究所の意見を代表するものではありません。本報告書に収録された各論考の内容はすべて執筆者の個人的見解に基づき、各執筆者の所属機関の見解とも無関係である点を申し添えます。

シンクタンクの本分はタイムリーなイベントの実施にあり、このことは当研究所のレゾナントルとなっていますが、もちろんそのような対外発信は充実した「コンテンツ」によって裏付けられてこそ真価を最大限に発揮することは言うまでもありません。本報告書をはじめとする各研究会の研究成果は、当研究所の重要な資産に位置づけられるものです。本研究会に真摯に取り組まれ、報告書の作成にご尽力いただいた研究会メンバー、ならびにその過程でご協力をいただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

令和8年3月

公益財団法人 日本国際問題研究所
理事長 佐々江 賢一郎

目 次

各章の要旨	1
第 1 章 北朝鮮の「核ドクトリン」における抑止失敗	倉田 秀也 7
——戦術核の効用と海軍力増強——	
第 2 章 北朝鮮核問題における非核化と軍備管理	戸崎 洋史 21
——政策転換論の含意と日本の対応	
第 3 章 ロシアの「特別軍事作戦」開始以降の北朝鮮の 核・ミサイルリスク暫定評価の試み	阿久津博康 41
——対外関係の変化を考慮して	
第 4 章 北朝鮮の対外戦略再編と後継の可視化	鴨下ひろみ 57
——第 8 回党大会以降の変化と今後の展望	
第 5 章 安保理による北朝鮮制裁の限界が示唆するもの	竹内 舞子 73
——履行確保の意義と制裁緩和のリスク——	
第 6 章 第 2 次トランプ政権の戦略と米韓同盟の課題	阪田 恭代 93
——国家安全保障戦略（2025）と国家防衛戦略（2026）を読む	
第 7 章 党第 8 次大会期北朝鮮経済の「構造」分析	飯村 友紀 109
——「社会主義建設の全面的発展」論と「地方発展 20 × 10 政策」 に見る軍事・経済の相関関係と力学——	

〈要旨〉

本報告書は、発展型総合事業「アジア大洋州地域における安全保障上のリスクの実態」のサブ・プロジェクト「朝鮮半島情勢とリスク」研究会を構成する「北朝鮮核・ミサイルリスク」部会のメンバーが、研究会の2023～2025年度の3年間にわたる活動の中で重ねた分析と議論をもとに執筆した計7編の論考を綴合したものである。以下、各論考の内容について簡略な要旨を作成し、読者の便宜に供する。本報告書はしがきにも記載の通り、ここに所収の各論考はすべて研究会メンバーの個人的見解に基づき、いかなる機関の見解も代表するものではない。また各論考は作業スケジュールの関係上、基本的に2025年までの状況をカバーする形で執筆されており、2026年に入って以降の状況については編集・校正の過程で、（各執筆者の判断により）必要最小限の追記のみ行っている点をここに付記する。なお、「朝鮮半島情勢とリスク」研究会では、本報告書の知見に2026年に入ってからの動向も加味する形で「政策提言」を別途作成している（日本国際問題研究所ウェブサイトに掲載）。本報告書とあわせて、そちらも参照されたい。

第1章 北朝鮮の「核ドクトリン」における抑止失敗 —戦術核の効用と海軍力増強—

（倉田 秀也主査）

2013年時点でその萌芽が見られた北朝鮮にとっての戦争想定「戦争抑止戦略」「戦争遂行戦略」に注目。特に党第8次大会期間を通じて「戦争遂行戦略」つまり北朝鮮の核抑止が失敗し、戦端が開かれた場合に有利な状況を一核兵器を用いて一気に作り出すかについて、その「肉付け」が進んだことを明らかにしている。具体的には、戦時に必要となる対兵力攻撃が主に海上戦力を対象としたものになることから、朝鮮半島周辺を遊弋する艦船をリアルタイムに捕捉するための偵察衛星の打ち上げ、それに対する攻撃手段としての核搭載水中ドローンの開発、SLBM・SLCM発射管を備え前記ドローンのプラットフォームともなる「攻撃型」潜水艦の就役が進められたとの「流れ」を示している。さらに、エスカレートの結果としての地上戦を支援するた

めの海上戦力という観点から、対地攻撃能力を備えた「多目的」駆逐艦の進水が行われるなど、同期間に相次いだ軍備増強が「戦争遂行戦略」に沿ったものであったことを指摘している。その上で、これらの「成果」が党第8次大会以前から構想されてきたものであることに触れ、次期党大会期においても引き続き長期的眼目に立った核戦力の増強が企図されるとの見方を示した。

第2章 北朝鮮核問題における非核化と軍備管理 —政策転換論の含意と日本の対応

(戸崎 洋史委員)

北朝鮮の核・ミサイル能力の向上が注目される中、北朝鮮を取り巻く環境にも変化が生じている点に注目。特にロシア・中国との協力関係の深化により両国が北朝鮮非核化の主張を公然と取り下げるに至ったことも背景に、第2次トランプ政権下の米国内で、現状を維持しつつ非核化への道筋を開くための根拠で、実質的な軍備管理交渉の必要性が主張されつつあることを指摘している。そのような主張に対しては、北朝鮮の違法な核開発を追認することになるリスクや軍備管理の履行に必要な検証手段の不備、日米・米韓同盟管理への悪影響を指摘する慎重論も浮上しているものの、米国の対北朝鮮政策が変更される可能性に従前よりも注意が払われるべきというのが、本章の主張である。また政権交代（進歩系・李在明政権への）が行われた韓国においても「停止・削減・非核化」という段階設定を経た非核化とのアイデアが浮上している点にも触れ、日米韓各国のすり合わせがないまま「ディール」が急がれる事態への懸念を示している。その上で、日本の課題として、現実の脅威の高まりに抑止態勢の強化で対応しつつ、同時並行的に交渉戦略—透明性・検証と監視措置を備え、また報償と対抗の手段を盛り込んだ—を立案することが必要になる点を挙げている。

第3章 ロシアの「特別軍事作戦」開始以降の北朝鮮の核・ミサイル リスク暫定評価の試み—対外関係の変化を考慮して

(阿久津 博康委員)

ともすれば個別の現象とそれに起因する印象による判断が先行しがちな北朝鮮の核・ミサイルリスクを、よりシステムチックに把握する試みとして、「リスク命題」の析出と、個別命題の「可能性・影響・確度・時間軸」に照らした評価を行っている。具体的には、直接的な核・ミサイル能力の向上に加えて、ロシアとの協力関係、中国も加えた「非公式の三角構造」、新たな核ドクトリンの策定、宇宙・サイバー空間で

の活動の増大、ドローン運用ノウハウの獲得など、近年において可視化した行動をデータとして、それらによってもたらされうる12のリスクを設定し、個別に考察。その結果、偶発的／意図せぬエスカレーションが核使用につながる可能性は相対的に低い反面、特にロシア・中国との関係深化によって核能力（偵察衛星やドローン、ハイブリッド戦のノウハウのような関連要素も含めて）向上のペースが上がるリスクが高いとの評価を下している。また、それらと、日本側の対応能力との間の「ギャップ」の拡大を最大の問題点として指摘し、技術的側面の追求にとどまらない「反撃能力」の整備、日米韓での共同対処プロセスの強化、対北朝鮮抑止を中国・ロシアに対する抑止の一部としても位置づける政策的志向—「二国間」思考からの脱却—の3点を課題として提示している。

第4章 北朝鮮の対外戦略再編と後継の可視化

—第8回党大会以降の変化と今後の展望

(鴨下ひろみ委員)

北朝鮮の核・ミサイル開発の「背景」というべき外交政策および国内情勢について分析を行っている。ロシアによるウクライナ侵攻への関与（クルスク派兵）と対口関係の「同盟」化、距離を保ちつつも対米関係をいらんで北朝鮮の取り込みを図る中国との関係、対ベネズエラ武力行使など単独行動の傾向を強める第2次トランプ政権への期待と憂慮が相半ばする対米スタンス、そして核抑止論（「民族」に拘泥することなく核兵器使用の対象とする）と体制防衛（韓国からの情報流入の遮断）の観点が混濁する対韓国「敵対的2国家論」の事例紹介がその主たる内容である。また国内的文脈では、金正恩後継体制の形成過程—金正日の急病・急死による混乱が露呈した—を念頭に置いて、早くも次期体制への地ならしとも解釈される動きが表面化していることにも触れ、北朝鮮が大国間競争の中での自国の立ち位置そして体制の安定を模索していること、そして核・ミサイル開発をそれらの目的のための「ツール」としても位置づけているとの結論を付している。

第5章 安保理による北朝鮮制裁の限界が示唆するもの

—履行確保の意義と制裁緩和のリスク—

(竹内舞子委員)

北朝鮮の核・ミサイル開発に対し、安全保障上の抑止とともに重視されてきた国連安保理決議に基づく経済制裁の現状と課題を考察している。具体的には、段階的に強

化されてきた同制裁が外貨獲得と外部リソースへのアクセスにかかる北朝鮮のコストを上昇させる効果をもたらした点をあらためて指摘しつつ、安保理の分裂（新たな決議採択の失敗）、専門家パネルの解散、そして特定の個人・団体を対象とする「標的型」制裁の限界（対象リストの陳腐化）によってその実効性が毀損されつつあることに危機感を示している。また北朝鮮自身がサイバー空間の活用、密輸と（制裁対象外の）加工貿易の拡大、制裁回避ルート（抜け穴）としてのロシアとの関係重視など種々の対抗手段を講じている点にも触れ、特に各国の制裁履行の確保によって「抜け穴」を減らしていく努力が、制裁の実効性を保ち、さらに制裁の効果に対する疑義を（安保理への疑義や核不拡散体制への疑義を含め）低減する上で肝要になるとしている。その上で、このような制裁の特性と現状を十全に理解しつつ、その実効性を高めること、そして制裁緩和の安易な「交渉カード化」に警鐘を鳴らすことを、日本の課題として挙げている。

第6章 第2次トランプ政権の戦略と米韓同盟の課題

—国家安全保障戦略（2025）と国家防衛戦略（2026）を読む

（阪田 恭代委員）

第2次トランプ政権の対外スタンスの特徴が「同盟関係のリセット」に求められると定義しつつ、直近の国家安全保障戦略（NSS）および国家防衛戦略（NDS）を題材として分析を行っている。具体的には、リアリズム的な「力による平和」への志向を打ち出しつつ、西半球・インド太平洋に優先順位を据えたうえでの同盟国との「負担の分担」を求める点にそれらの基調があることを指摘。さらにその上に各同盟のより広範な地域防衛への関与拡大、国防産業およびサプライチェーン強化と多国間防衛の実現を求めるのが、優先地域としてのインド太平洋における米国のスタンスであると総括している。そして、近年の米国が「模範的同盟国」として韓国を位置づけつつ、米韓同盟の変革（在韓米軍の「戦略的柔軟性」拡大、韓国主導の対北朝鮮抑止への転換、防衛費増額と対米投資拡大、韓国の地域防衛への関与）を進めていることを紹介している。その上で、日本としては、その過程でインド太平洋と朝鮮半島を分離させる第2次トランプ政権の志向性と、在韓米軍の地域化・韓国軍の自律化が国連軍司令部体制に及ぼす影響、北朝鮮の核・ミサイル問題が周縁化される可能性に留意しつつ、同盟管理・日米韓および日韓協力・ミニラテラルな協力関係の強化を進めることが必要になるとの結論を導いている。

第7章 党第8次大会期北朝鮮経済の「構造」分析 —「社会主義建設の全面的発展」論と「地方発展 20 × 10 政策」 に見る軍事・経済の相関関係と力学—

(飯村 友紀委員)

朝鮮労働党第8次大会期の経済政策を、同大会で打ち出された「社会主義の全面的発展」論に注目しつつ分析。同論の特徴として、可視的な経済的成果の導出という当局のプレッシャーが強く作用していること、そのような経済的成果を実現するために各単位の裁量権の拡大が試みられていることを明らかにしている。ただし、その過程では終始統制の弛緩を厭う当局の懸念が同時に作用し、いわば「ブレーキを踏みつつアクセルを踏む」かのような状況になっているとの見方を示している。また、より根本的な問題として、経済に充当しうるリソースが核・ミサイル開発に優先投入されることの根本的な構造が存在すること、そして核開発の進展とミサイル能力の向上がそのような構造を緩和させる兆しはなお見えないことをあわせて指摘している。その上で、2024年に開始された地方振興政策（「地方発展 20 × 10 政策」）をそのような傾向の一つの典型例に位置づけて内容を検討し、同政策が「先富論」的なイメージとは異なり強い統制色を帯びていることに触れ、また政策実施にあたって軍部隊が動員された背景に軍隊維持のコストを民間に転嫁する意図があったと考察している。

第1章

北朝鮮の「核ドクトリン」における抑止失敗

——戦術核の効用と海軍力増強——

倉田 秀也

1. 問題の所在——二つの核戦略と「抑止失敗」

金正恩が2013年3月の朝鮮労働党中央委員会全員会議での演説で「戦争抑止戦略」と「戦争遂行戦略」という二つの戦略を提示した。金正恩の言説において「戦争抑止」はより広義にも用いられるが、「戦略」という場合、「戦争抑止戦略」と「戦争遂行戦略」は北朝鮮の戦争想定に対応していた。「戦争抑止戦略」とは、米国からの直接の核攻撃を抑止する「最小限抑止」に相当し、核先制不使用を宣言する一方、核攻撃を受けたときには第2撃能力での対価値報復を行う。これに対して「戦争遂行戦略」とは、南北間の武力衝突がエスカレートし、全面戦争になることを核使用の威嚇で抑止する局地的な戦争を想定している¹。

「戦争遂行戦略」では、南北間の武力衝突が威嚇にもかかわらずエスカレーションを阻止できなかった場合、実際の核使用を排除していない。そこで使用される核戦力は、通常兵力の延長線上に用いられる対兵力攻撃を目的とするもので、爆発力も制御された戦術核である。在韓米軍も韓国軍ももたない戦術核を使用するなら、北朝鮮による先制核使用となる。戦術核開発は、2021年1月の朝鮮労働党第8回大会のあと公表された「国防科学発展および武器体系開発5カ年計画（以下、「国防5カ年計画」と略記）」でも筆頭に挙げられていたが²、これは「戦争遂行戦略」で不可欠の兵器として位置づけられていた。

「戦争遂行戦略」が先制核使用を構成要素とすることについては、金正恩自らがより直截に述べている。2022年4月、金正恩は朝鮮人民革命軍創建90周年慶祝閱兵式

での演説で、「われわれが決して望まない状況が醸成される場合にまで、われわれの核が戦争防止という一つの使命だけに束縛されるわけにはいきません」と断った上で、「いかなる勢力であれ、わが国家の根本的利益を侵奪しようとするならば、われわれの核戦力はその第二の使命を断固果たさざるを得ないでしょう」³と述べた。ここでいう核戦力の「戦争防止という使命」以外の「第二の使命」とは使用に他ならない。金正恩が想定したのは、南北間で通常兵力での戦闘が発生したとき、北朝鮮の戦術核使用の威嚇でエスカレートを阻止できず、在韓米軍の介入で全面戦争にエスカレートしようとする状況であった。

さらに、金正恩は2022年12月31日、党中央委員会第8期第6回拡大全員会議で「われわれの核戦力は戦争抑止と平和安定・守護を第一の任務と見なすが、抑止失敗の際、第二の使命も決行することになる」と指摘し、「第二の使命は明らかに防御できない他のものである」⁴と明らかにし、朝鮮半島が戦闘状態に陥り、そこでの戦争遂行を考えなければならないことを示唆した。

党中央委員会第8期第6回拡大全員会議での金正恩の演説には、「抑止失敗」後の戦争遂行について多くの指摘があったと考えられるが、この会議の当時の報道は、「抑止失敗」について、上述の金正恩の発言の他に「2023年を（中略）戦争動員準備と実戦能力向上で転機を起こす年にしなければならない」と報じられるにとどまっていた。ところが、この会議での金正恩の発言は、その後「抑止失敗」後に対応する兵器群が公開される過程で断片的にせよ明らかになっている。党中央委員会第8期第6回拡大全員会議以外の会議のいくつかについても、当初は報じられなかった金正恩の発言が事後的に確認されている。これらの金正恩の発言を遡及することで、公開された兵器群の戦略的意図もより明確となるであろう。

2. 「戦争遂行戦略」と「エスカレーション阻止」——失敗後の戦闘

南北間の通常兵力による武力衝突が全面戦争にエスカレートすることを阻止する上で、主導権をもつには、敵側が保有しない兵器をもたなければならない。在韓米軍が撤去して久しく、韓国も保有していない戦術核を北朝鮮だけがもつことが、エスカレーションを阻止する上で有効な兵器と位置づけられた。上述の通り、戦術核開発は「国防5カ年計画」の筆頭に挙げられたが、翌2022年に北朝鮮はその配備を急ぐことに

なる。

韓国文在寅政権最後の徐旭国防部長官が、北朝鮮の「ミサイル発射の兆候が明確にあった場合には、射点と指揮・支援施設を打撃できる能力と態勢を備えている」と述べたことを批判する形で、2022年4月4日に金与正朝鮮労働党副部長の談話が発表された。そこでは「戦争初期に主導権を掌握し、他方の戦争意志を挫きながら長期戦を防ぎ自らの軍事力を保存するため核戦闘武力が動員される」（傍点は引用者）⁵と述べられ、南北間で通常兵力での戦争が全面戦争にエスカレートすることを阻止するために「核戦闘武力」が用いられるとしたが、ここでいう「核戦闘武力」とは戦術核を指していた。

2022年9月に最高人民会議第14期第7回会議で採択された法令「朝鮮民主主義人民共和国核戦力政策について」（以下、「核使用法令」と略記）が想定していた戦争で、大きな比重を置いていたのも南北間の武力衝突であった。この法令は核使用について5条件を示しているが、そのうち「核兵器、またはその他の大量殺戮兵器による攻撃が強行されたり、差し迫ったと判断される場合」（第6条第1項）、「国家指導部と国家核戦力指揮機構に対する敵対勢力の核および非核攻撃が強行されたり、差し迫ったと判断される場合」（第6条第2項）、「国家の重要戦略的対象に対する致命的な軍事的攻撃が強行されたり、差し迫ったと判断される場合」（第6条第3項）の三つにおいて核使用が許されている。さらに、ここでは核使用の条件として、「有事に戦争の拡大と長期化を防ぎ、戦争の主導権を掌握するための作戦上の必要が提起されることが不可避な場合」（第6条第4項）（傍点は引用者）が挙げられているが、これは金与正が戦術核を示唆して触れた「戦争初期に主導権を掌握し、他方の戦争意志を挫きながら長期戦を防ぎ、自分の軍事力を保存するために核戦闘武力が動員される」を想起させる条文となっていた⁶。

この時期と前後して、北朝鮮は戦術核による抑止を誇示する訓練を行っていた。2022年6月の党中央軍事委員会第8期第3回拡大会議で、朝鮮人民軍前線部隊に戦術核運用の「重要作戦任務」が与えられていた。金正恩もまた、「核使用法令」を採択した最高人民会議で、「戦術核運用空間を不断に拡張」する必要を指摘していた⁷。これを受け、同年9月25日から10月9日にかけて、「戦術核運用部隊軍事訓練」が行われた。9月25日に行われた訓練では「北西部の貯水池水中発射場」から「戦術核弾頭搭載を模擬した弾道ミサイルの発射実験」が行われ、9月28日の「弾道ミサイル発射訓練」も「南朝鮮作戦地域内の飛行場を無力化させる」目的で行われた⁸。

金正恩が「抑止失敗」に言及する発言を行った党中央委員会第8期第6回拡大全

員会議がもたれたのは、一連の「戦術核運用部隊軍事訓練」が行われた後であった。ここで金正恩が言及した「抑止失敗」とは、朝鮮半島内部での戦闘が戦術核使用の威嚇にもかかわらず——金与正の言説を借りれば「戦争の初期段階」で「主導権」をとることに失敗し——エスカレーションを阻止できなかったことを意味する。金正恩がいう「抑止失敗」とは、エスカレーション阻止失敗と読み替えてもよい。

エスカレーション阻止に失敗した場合、「核使用法令」が「核兵器のみならず、大量殺戮兵器による攻撃が強行されたり、差し迫ったと判断される場合」、あるいは「国家指導部と国家核戦力指揮機構に対する敵対勢力の核および非核攻撃が強行されたり、差し迫ったと判断される場合」に核使用が許されていることを考えれば、戦術核は使用されるかもしれない。この演説で金正恩は、核戦力の「第二の使命は明らかに防御できない他のものである」と述べたが、エスカレーション阻止に失敗した後の戦闘を指していると考えてよい。後に「戦術核攻撃任務遂行の手順と工程に熟練させるための総合戦術訓練」として「核反撃想定戦術訓練」が行われたとき、金正恩は「わが国が核を保有しているという事実だけでは戦争を実際に抑止することはできない」と述べた上で、「実際に敵に攻撃を加えることができる手段として、いつでも敵が恐れるように迅速、正確に稼働できる核攻撃態勢を完備」⁹することを主張した。

しかし、南北間の武力衝突がエスカレートした場合、朝鮮半島内部で完結するとは限らない。三方を海に囲まれた朝鮮半島での戦闘が全面戦争にエスカレートしたとき、韓国海軍の他に在韓米軍海軍、海兵隊が実戦部隊、固定艦船を擁していないことをみても、在日米海軍、第7艦隊からの海上を通じた支援が行われることになる。金正恩がこのような「水平的エスカレーション」を想定しているとなれば、「戦術核使用空間」は地上に限られない。「核使用法令」の採択を受けて行われた「戦術核運用部隊軍事訓練」は地上での戦闘を前提としていたが、海上での戦闘を念頭においた実験と訓練が展開されることになる。

3. 海戦と核先制攻撃——「戦術核運用空間」の重層的拡大

(1) 対兵力攻撃の標的——「万里鏡-1」と「ヘイル」

南北間の武力衝突が朝鮮半島内部で完結せず、米海軍が来援する場合、そこでの戦闘は海上で展開する艦船となる。北朝鮮が戦術核配備において標的にしていたのは——2022年秋の「戦術核運用部隊軍事訓練」がそうであったように——飛行場など

の固定された軍事対象であったが、南北間の戦闘が海戦にエスカレートした場合、対兵力攻撃の標的は海上で展開する艦船となる。海上での戦闘を想定した兵器開発は、「国防5カ年計画」以前から着手されていた。金正恩は朝鮮労働党第8回大会での活動報告で、「中型潜水艦武装近代化目標の基準を正確に定め、模範改造して海軍の現存の水中作戦能力を著しく向上させようの確固たる展望を開く」とし、これらが「研究が終わり最終審査段階」にあることを明らかにしていた。さらに、金正恩はここで、「近いうちに軍事偵察衛星を運用して偵察情報収集能力を確保し、500キロ前方縦深まで精密偵察できる無人偵察機をはじめとする偵察手段を開発するための最重要研究活動を本格的に推し進める」（傍点は引用者）とも述べていた。

ここで最も早く実験段階に到達したのは軍事偵察衛星であった。2022年2月27日、国家宇宙開発局と国防科学院により「偵察衛星」開発のための「重要試験」が行われた。偵察衛星に搭載するカメラで「地球上の特定地域を垂直・斜めに撮影する」ことで、高解像度撮影システム、データ伝送システム、姿勢制御装置の作動精度を確認するのに役立ったと伝えられた¹⁰。さらに同年3月5日、同様の「重要試験」が行われ「衛星データの送受信や制御指令システム、地上衛星管制システムの信頼性を実証した」¹¹と報じられた。

これらの「重要試験」の目的は、その直後国家宇宙開発局を現地指導した金正恩によれば、「南地域と日本地域、太平洋上で米帝国主義の侵略軍とその追従勢力の軍事行動の情報を実時間（real-time）でわが軍に提供すること」¹²にあったという。ここで北朝鮮が得ようとする「太平洋上」での「米帝国主義の侵略軍とその追従勢力の軍事行動」とは、米海軍と米国の同盟国の艦船の活動である。それらは海上で展開するため、それを攻撃するには艦船の活動域の情報をリアル・タイムで得なければならなかった。後に北朝鮮は軍事偵察衛星「万里鏡-1」を「千里馬-1」に搭載して実験を行ったが、「万里鏡-1」を太陽同期軌道に投入することを目的にしたと考えられ、これに成功すれば一定に時間内で海上の任意の標的の上空を通過することができる¹³。「万里鏡」の打ち上げは2度の失敗の後、2023年11月21日に実施された3度目の打ち上げで成功に至ったとされる。

もとより、軍事偵察衛星が海上で展開する標的の情報をリアル・タイムで得ることができても、それ自体が攻撃能力をもつわけではない。そこで取り上げるべきは、2023年3月に行われた「ヘイル（海溢）」の実験であろう。「ヘイル」は「核無人水中攻撃艇」とされ、その任務は「隠密に作戦水域に潜航し、水中爆発で超強力な放射能の津波を起こし、敵の艦船集団と重要作戦港を破壊消滅させる」¹⁴ ことにあるとい

う。「万里鏡」が「ヘイル」と結合するとき、太平洋から朝鮮半島に向かう米艦船をリアル・タイムで捕捉し、その接近を阻止できると考えられた。

特筆すべきは、「ヘイル」の作戦配備が、党中央委員会第8期第6回拡大全員会議で決定されたと報じられたことである。党中央委員会第8期第6回拡大全員会議といえば、上述の通り2022年末に金正恩が「抑止失敗」に言及した会議であるが、ここで「ヘイル」の作戦配備が決定されたことは、地上での「抑止失敗」後に展開される海戦で、海中からの戦術核の先制使用を想定していたことになる。

党中央委員会第8期第6回拡大全員会議が「抑止失敗」後の重要な決定を下していたことは、これとほぼ同時期、金正恩が「核武器兵器化事業」を指導したときにも明らかとなる。ここで、核兵器研究所が党中央委員会第8期第6回拡大全員会議が示した「核兵器の発展方向と戦略的指針」に従って行われた近年の事業について報告したという。

「核兵器の発展方向と戦略的指針」もまた、「抑止失敗」後の戦争として海戦を想定していた。金正恩はここで、「新しい戦術核武器の技術的諸元および構造適用特性、それぞれの武器体系との互換性等について具体的に了解」¹⁵したというが、「互換性」が陸軍だけではなく海軍に及ぶとすれば、戦術核は「ヘイル」にも装填されることになる。ここで金正恩は、「核兵器研究所が多角的な作戦空間でさまざまな手段で核兵器を統合運用することに関する党中央の戦略的な構想を企図に合わせ」（傍点は引用者）たと述べたが、この報道文に公開された戦術核弾頭「火山-31」こそ、「ヘイル」に装填される戦術核なのかもしれない。

(2) 海中からの戦術核使用——「金君玉英雄艦」

接近する米艦船を「リアル・タイム」で捕捉し、核無人水中攻撃艇「ヘイル」に戦術核を装填しても、それを発射するプラットフォームがなければならぬ。これらが海中での発射を想定している以上、それは潜水艦となる。上述のとおり、潜水艦について金正恩は、朝鮮労働党第8回大会での活動報告で「中型潜水艦武装近代化目標の基準を正確に定め、模範改造して海軍の現存の水中作戦能力を著しく向上させうる確固たる展望を開く」とし、これらが「研究が終わり最終審査段階」にあることを明らかにしていた。2023年以降、金正恩は「抑止失敗」後の戦闘を想定する発言を行い、海軍配備の兵器群を公表することになる。

2023年9月6日、新浦造船所にて潜水艦841号「金君玉英雄艦」が進水した。進水式を視察した金正恩の演説は、「金君玉英雄艦」の任務と特性を考える上で特筆し

てよい。金正恩はここで「今後計画される新型潜水艦、特に（中略）既存の中型潜水艦も発展した動力システムを導入し、全般的な潜航作戦能力を向上させ、このように戦列に加えることについては、私がここにきて課題を与えて早4年が経ち、党大会がこの計画を承認してから2年が過ぎました」¹⁶と述べていた。この発言によれば、金正恩が「中型潜水艦」について「確固たる展望を開く」と述べた朝鮮労働党第8回大会の2年前に「中型潜水艦」の「全般的な潜航作戦能力」の課題が示されていたことになる。

金正恩が新浦造船所で視察した2019年7月を遡ってみても、当時の北朝鮮の潜水艦は対日、対グアム攻撃が念頭に置かれていた。このとき「新たに建造された潜水艦」は「コレ（鯨）」級と観察されながらも特定されなかったが、当時この潜水艦については、「東海（日本海を指す）作戦水域で任務を遂行することとなり、作戦配備を目前にしている」（括弧内は引用者）と報じられ、その作戦水域が日本海を越えないことを自認していた。このとき「コレ」級潜水艦は、潜水艦発射弾道ミサイル（Submarine Launched Ballistic Missile : SLBM）「北極星」系列を搭載すると考えられていたが、この時期発射実験された「北極星-3」（KN-26）が「中距離戦略弾道弾」の射程をもつことを考えれば、その標的は日本、在日米軍となり¹⁷、グアムを射程に収めるには潜水艦の潜航距離を延ばすか、「北極星」の射程を延ばさなければならなかった。また、「8・24英雄艦」も「コレ」級潜水艦とみてよいが、これはSLBM発射実験に成功した日付（2016年8月24日）から命名され、2021年10月に再びSLBM発射実験を行っていた¹⁸。そもそも、「8・24英雄艦」には発射管が1個しかなく、試験潜水艦とみられていた。

これに対して「金君玉英雄艦」は、「コレ級」潜水艦を4発のSLBMと6発の潜水艦発射巡航ミサイル（Submarine Launched Cruise Missile : SLCM）が発射できるよう改造されているが、「戦術核攻撃潜水艦」と報じられたように、そこに搭載される核戦力が戦術核であることは明らかであった¹⁹。「金君玉英雄艦」は、2019年7月に金正恩が下した「中型潜水艦も発展した動力システムを導入し、全般的な潜航作戦能力を向上させる」課題のうち、「全般的な潜航作戦能力」が戦術核攻撃潜水艦として実現したといえる。これはまた、「中型潜水艦武装近代化目標の基準を正確に定め、模範改造して海軍の現存の水中作戦能力を著しく向上させうる確固たる展望を開く」とした朝鮮労働党第8回大会での金正恩の発言が、戦術核攻撃潜水艦として実現したことも意味する。

「金君玉英雄艦」に戦術核弾頭「火山-31」を装填して「核無人水中攻撃艇」とさ

れる「ヘイル」が搭載されれば、「戦術核運用空間」は海中に及ぶことになる。2024年12月23日から27日、党中央委員会第8期第11回全員会議が開かれ、その「結語」では、「人民軍の戦争遂行能力を絶えず向上させなければならない」²⁰との結論が下されたという。「抑止失敗」後に海戦が想定されるなか、ここでいう「人民軍の戦争遂行能力」は海軍力を含んでいたに違いない。

(3) 「地上作戦に対する海軍の直接的な干渉」——「崔賢」級駆逐艦

「抑止失敗」後の海戦は潜水艦によるとは限らない。接近する米艦船に対して海上での戦闘も想定されていた。2023年8月27日、金正恩が海軍節に合わせて初めて海軍司令部を訪問したとき、「いかなる不意の武力衝突でも主導権を確実に握り、先制的で断固たる攻勢で敵を圧倒的に制圧、駆逐するための主体的海軍作戦・戦術の方針を示した」²¹と述べた。ここでいう「駆逐するための主体的海軍作戦・戦術の方針」が海上作戦を担う駆逐艦の建造を指すとすれば、「戦術核運用空間」は海上にも拡大することになる。金正恩はここで「国家核戦力建設路線が明らかにした戦術核運用の拡張政策に従って軍種部隊に新しい武装手段が引き渡されることになると述べた」(傍点は引用者)²²という。

「駆逐するための主体的海軍作戦・戦術の方針」がその輪郭をみせたのは、2025年以降であった。2025年3月8日、金正恩が「重要造船所」を訪れ、「海軍の臨戦態勢、戦争遂行能力を超強力で完全無欠な水準に引き上げるべき当為性は、造船工業振興のためのわれわれの意思と熱望を高めている」とし、海軍力増強で「敵対勢力の砲艦外交」に対抗すべきとも主張した²³。これを受け同年4月25日、南浦造船所で駆逐艦「崔賢」の進水式が行われた²⁴。

駆逐艦「崔賢」は5000トン級の「新型多目的駆逐艦」とされるが、まず指摘すべきは、進水式でユン・チゴル南浦造船所支配人が「現代的な駆逐艦を建造することに関する党中央委員会第8期第11回全員会議決定を誉れ高く貫徹し、第9回党大会に朝鮮初の新世代の駆逐艦を愛国忠誠の贈り物として贈れるように準備したことを誇り高く報告した」²⁵と報じられたことである。ここで触れられた党中央委員会第8期第11回全員会議は、上述の通り、「人民軍の戦争遂行能力を絶えず向上させなければならない」との「結語」を発表していたが、ここでいう「人民軍の戦争遂行能力」にはやはり、海軍力、なかでも海上での戦闘を想定した駆逐艦が含まれていたことになる。

金正恩は駆逐艦「崔賢」について、「有事に海外兵力の朝鮮半島への武力増強の企図を制限し、阻止する上で最も信頼できる手段は、遠洋作戦能力を保有することであ

る」²⁶と述べたが、ここでいう「遠洋作戦能力」とは、「朝鮮半島への武力増強の企図を制限し、阻止する」ことを目的とする以上、米本土を射程内に収める攻撃能力ではない。また、金正恩はここで、「地上作戦に対する海軍の直接的な干渉を高められるようになりました」と述べたが、これは、地上戦が海戦にエスカレートするとき、朝鮮人民軍陸軍と海軍が同様の兵器体系を共有することで、地上戦の延長線上に海戦が可能となることを意味する。金正恩は「崔賢」には「超音速戦略巡航ミサイル、戦術弾道ミサイルをはじめ、陸上攻撃能力を最大に強化できる兵器システムが搭載されて多目的水上作戦を遂行できるようになる」（傍点は引用者）と述べていた。金正恩は駆逐艦「崔賢」によって朝鮮人民軍海軍が「核戦争抑止力の構成部分として核使用領域でその地位を高められるようになった」とも述べたが、ここでいう「核使用」とは陸軍と海軍が共有することになる戦術核使用となる。

「崔賢」の建造は1隻にとどまらなかった。同年6月12日、「崔賢」の2番艦として「姜健」が進水した。羅津造船所で行われた進水式で、金正恩は「先日、党中央軍事委員会が来年（2026年）に5000トン級駆逐艦2隻を追加して建造する計画を公式に承認し」（括弧内は引用者）²⁷ていたことを明らかにした。金正恩がいう党中央軍事委員会とは、「崔賢」進水の約1カ月後の2025年5月29日にもたれた党中央軍事委員会第8期第8回拡大会議を指すと考えられるが、「崔賢」進水に鼓舞されて、「崔賢」級として追加建造を承認したと考えられる²⁸。党中央軍事委員会第8期第8回拡大会議の決定に従って、同年7月22日、南浦造船所で「崔賢」3番艦の建造が発表され、2026年10月10日までにその建造を完了することが発表された²⁹。「崔賢」級駆逐艦が陸軍の戦術核の攻撃能力を搭載していることを考えたとき、その量産は「戦術核運用空間」が海上にまで拡大することになる。金正恩は8月に「崔賢」を視察したが、そこで「わが海軍は近い将来に国家核戦力構成と核使用領域で一翼をしっかりと担う頼もしい戦力になるであろう」³⁰と述べていた。

4. 結語——「水平的エスカレーション」と「垂直的エスカレーション」

朝鮮労働党第8回大会後、「国防5カ年計画」に挙げられた兵器群のうち、「戦争抑止戦略」のための兵器群の多くは実験を繰り返し、2024年11月には多弾頭化を想定した「火星砲-19」の発射実験に成功した³¹。また、建造中の原子力潜水艦も2025

年3月に公開された³²。このような「戦争抑止戦略」のための兵器群と並行して、「戦争遂行戦略」のための兵器群の開発を進めていた。「戦争遂行戦略」が南北間の武力衝突が全面戦争へのエスカレーションを阻止することを目的としている以上、そのためには戦術核を保有することが求められた。韓国も在韓米軍も戦術核を保有していないことを考えれば、南北間の武力衝突で戦術核の使用があるとすれば、それは北朝鮮による先制使用となる。2022年9月の「核使用法令」は明らかに戦術核の威嚇と使用に比重が置かれ、その後地上で行われた「戦術核運用部隊軍事訓練」は、戦術核による威嚇でエスカレーションを阻止する意思をよく示していた。ただし、このような「エスカレーション阻止」は成功する保障はない。北朝鮮は、戦術核の威嚇、あるいは実際に使用しても、エスカレーションを阻止することを考えればならなかった。地上での「エスカレーション阻止」に失敗した場合、それは南北間の地上戦に在日米軍、米第7艦隊が介入することで海戦にエスカレートすることを意味する。

海戦を想定した兵器群の開発は、朝鮮労働党第8回大会以前に遡る。金正恩はここでの活動報告で、「中型潜水艦」については「研究が終わり最終審査段階」にあると述べ、軍事偵察衛星について「近いうちに」運用する意思を明らかにしていた。2022年末の党中央委員会第8期第6回拡大全員会議で金正恩が「抑止失敗」に言及したのは、このような兵器群の開発に展望が生まれたからでもあった。

党中央委員会第8期第6回拡大全員会議では、核無人水中攻撃艦「ヘイル」の作戦配備が決定され、「核兵器の発展方向と戦略的指針」も下されたことが確認でき、これが海軍力建設を含むことも明らかとなった。その後行われた軍事偵察衛星「万里鏡-1」も海上で展開する標的を捕捉し、核無人水中攻撃艇「ヘイル」には戦術核弾頭「火山-31」が搭載される。また、「戦術核攻撃潜水艦」とされる「金君玉英雄艦」にも、「ヘイル」が搭載される。そう考えたとき、ここで下された「核兵器の発展方向と戦略的指針」は、軍事偵察衛星、「戦術核潜水艦」にも関連していたであろう。

その後進水した駆逐艦「崔賢」は、その約2年後の2024年12月末、党中央委員会第8期第11回全員会議が「現代的な駆逐艦を建造することに関する決定」を下し、2025年5月の党中央軍事委員会第8期第8回拡大大会議で「5000トン級駆逐艦2隻を追加して建造する計画を公式に承認」されたというが、5000トン級の駆逐艦の建設が決定されてから1年余りで進水するとは考えがたい。「崔賢」が陸軍に配備された戦術核兵器システムの多くが搭載されていることを考えると、「崔賢」級駆逐艦の建造も中央委員会第8期第6回拡大全員会議が下した「核兵器の発展方向と戦略的指針」に含まれていたのかもしれない。むしろ、党中央委員会第8期第11回全員会議で下

された「現代的な駆逐艦を建造することに関する決定」は、それ以前の駆逐艦建造を追認しつつ、それを党中央軍事委員会第8期第8回拡大会議で追加建造することを承認したと考えるべきであろう。

南北間の地上での戦闘が「エスカレーション阻止」に失敗し、在日米軍、第7艦隊が介入すれば、それは戦闘が「水平的」にエスカレートすることを意味する。これに対して、北朝鮮が戦術核使用を想定したこれらの兵器群を開発していたことをみれば、通常兵力から戦術核使用へと「垂直的」にエスカレートすること——あるいは地上ですでに戦術核が使用されていた場合、戦術核が使用される空間が地上から海中、海上に拡大することで対抗しようとしていることになる。

—注—

- 1 拙稿「金正恩『核ドクトリン』の生成と展開——比較のなかの北朝鮮『最小限抑止』の現段階」『北朝鮮をめぐる将来の安全保障環境』、防衛研究所、2017年；拙稿「北朝鮮の『戦争抑止戦略』と『戦争遂行戦略』の現段階——核使用の宣言的措置と弾道ミサイル系列生産」令和2年度外務省外交・安全保障調査研究事業『「大國間競争の時代」の朝鮮半島と秩序の行方』日本国際問題研究所、2021年3月。See also, Hideya Kurata, “Kim Jong-un’s Nuclear Posture under Transformation: The Source of North Korea’s Counterforce Compulsion,” Hideya Kurata and Jerker Hellström (eds.), *North Korea’s Security Threats Reexamined*, Yokosuka: National Defense Academy, 2019.
- 2 「朝鮮労働党第8回大会でおこなった中央委員会の活動報告（2021年1月5～7日）」『金正恩著作集（三）』白峰社、2023年、63頁。以下、朝鮮労働党第8回大会における金正恩の活動報告からの引用は、この文献による。
- 3 「朝鮮人民革命軍創建90周年慶祝閱兵式で行われた敬愛する金正恩同志の演説」『労働新聞』2022年4月26日。
- 4 「朝鮮労働党中央委員会第8期第6次全員会議拡大会議に関する報道」『労働新聞』2023年1月1日。以下、この会議における金正恩の発言については、特に断らない限りこの文献による。
- 5 拙稿「北朝鮮の戦術核配備と抑止の構図——『先制』の応酬と『エスカレーション・ドミナンス』」『CISTEC Journal』201号（2022年9月）、278-279頁。
- 6 「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議法令 朝鮮民主主義人民共和国核戦力政策について」『民主朝鮮』2022年9月9日。以下、「核使用法令」からの引用はこの文献による。この法令の詳細は、拙稿「朝鮮労働党第8回大会『戦略的課題』と核使用原則——『対兵力攻撃』の概念と『報復』と『先制』の比重」『「大國間競争の時代」の朝鮮半島と秩序の行方』日本国際問題研究所、2023年、22頁を参照。「核使用法令」は、2013年4月1日に採択された最高人民会議法令「自衛の核保有の地位を一層強化することについて」（「核保有法令」）を更新したものである。「核保有法令」については、前掲拙稿「金正恩『核ドクトリン』の生成と展開」、48～49頁を参照されたい。

- 7 「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議第 14 期第 7 次会議で行われた敬愛する金正恩同志の施政演説」『民主朝鮮』2022 年 9 月 9 日。
- 8 前掲拙稿「朝鮮労働党第 8 回大会『戦略的課題』と核使用原則」、19～20 頁。
- 9 「核反撃仮想総合戦術訓練進行」『労働新聞』2023 年 3 月 20 日。
- 10 「国家宇宙開発局と国防科学院 偵察衛星開発のための重要試験進行」『労働新聞』2022 年 2 月 28 日。
- 11 「国家宇宙開発局と国防科学院 偵察衛星開発のための重要試験進行」『労働新聞』2022 年 3 月 6 日。
- 12 「敬愛する金正恩同志が国家宇宙開発局を現地指導された」『労働新聞』2022 年 3 月 10 日。ただし、括弧内は朝鮮中央通信の英文配信記事による（“General Secretary Kim Jong Un Inspects National Aerospace Development Administration,” *Pyongyang Times*, March 12, 2022）。
- 13 カン・グム Chol 「初の偵察衛星『万里鏡-1』号の成功裡の発射とその歴史的意味」『歴史科学』2024 年 2 号（累計第 270 号）、27～28 頁。
- 14 「重要武器試験と戦略的目的の発射訓練進行」『労働新聞』2023 年 3 月 24 日。以下、「ヘイル」実験についての報道文からの引用は、この文献による。
- 15 「敬愛する金正恩同志が核武器兵器化事業を指導された」『労働新聞』2023 年 3 月 28 日。
- 16 「敬愛する金正恩同志が新たに建造された潜水艦進水式でなされた演説」『労働新聞』2023 年 9 月 8 日。
- 17 前掲拙稿「北朝鮮の『戦争抑止戦略』と『戦争遂行戦略』の現段階」、14～15 頁。
- 18 「朝鮮民主主義人民共和国国防研究院 新型潜水艦発射弾道弾試験発射進行」『労働新聞』2021 年 10 月 20 日。
- 19 「主体的海軍武力強化の新時代、転換期の到来を知らせる一大事変——敬愛する金正恩同志を招いて新たに建造された潜水艦進水式が盛大に挙行」『労働新聞』2023 年 9 月 8 日。
- 20 「朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 11 次全員会議に関する報道」『労働新聞』2024 年 12 月 29 日。
- 21 「敬愛する金正恩同志が海軍節に際して朝鮮人民軍海軍司令部を訪問された」『労働新聞』2023 年 8 月 29 日。
- 22 「敬愛する金正恩同志が海軍節を記念し祝賀演説をなされた」『労働新聞』2023 年 8 月 29 日。
- 23 「敬愛する金正恩同志が重要造船所の艦船建造事業を了解され、船舶工業の画期的発展のための戦略的指針を提示された」『労働新聞』2025 年 3 月 8 日。
- 24 「駆逐艦『崔賢』兵器システムの性能試験（4. 28、29）」『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2025 年 4 月、14 頁。
- 25 「新世代海軍現代化で重要な突破口を開いた特記すべき事変——朝鮮人民軍海軍駆逐艦進水記念式盛大に進行」『労働新聞』2025 年 4 月 26 日。
- 26 「敬愛する金正恩同志が朝鮮人民軍海軍駆逐艦進水記念式で行われた演説」『労働新聞』2025 年 4 月 26 日。以下、2025 年 4 月 25 日の駆逐艦「崔賢」進水式での金正恩の演説からの引用はこの文献による。
- 27 「敬愛する金正恩同志が朝鮮人民軍海軍駆逐艦進水式で行われた演説」『労働新聞』2025 年 6 月 13 日。このとき進水した「姜健」は、2025 年 5 月 21 日に清津造船所で進水に失敗した「姜健」を引き揚げて、改めて進水したものである。
- 28 ただし、党中央軍事委員会第 8 期第 8 回拡大会議については当初、「国家安全に関する情勢分析に基づき、全ての方面での戦略戦術的優性を確固として維持するための軍事的対策が討議、

決定された。また、国防科学および工業分野の一連の新たな計画事業を承認し宣布した」と報じられるにとどまり、駆逐艦の建造については触れられなかった（「朝鮮労働党中央軍事委員会第8期第8次拡大会議進行」『労働新聞』2025年5月30日）。

- 29 「わが党の軍事強国建設路線を偉大な新型艦船で忠実に支えていこう——南浦造船所で来年の党創建記念日までに《崔賢》駆逐艦3号艦建造を決議」『労働新聞』2025年7月22日。
『崔賢』級駆逐艦3番艦建造のための決起集会（7.21）『朝鮮民主主義人民共和国月間論調』2025年7月、14頁。
- 30 「敬愛する金正恩同志指導者が駆逐艦《崔賢》を訪問され、艦の武器体系統合運用試験とともに海兵らの訓練および生活状態を了解された」『労働新聞』2025年8月19日。
- 31 拙稿「北朝鮮の対外認識と米朝関係——『新冷戦』・『多極化』認識と『国防5カ年計画』」梅川健・佐橋亮共編『トランプのアメリカ——内政と外交、そして世界』東京大学出版会、2025年、211頁。
- 32 「敬愛する金正恩同志が重要造船所の艦船建造事業を現地で了解され、船舶工業の画期的発展のための戦略的方針を提示された」『労働新聞』2025年3月8日。

第2章

北朝鮮核問題における非核化と軍備管理 —政策転換論の含意と日本の対応

戸崎 洋史

はじめに

第2次トランプ（Donald Trump）米政権発足直後の2025年2月に開催された日米首脳会談および日米韓外相会合で、「北朝鮮の完全な非核化に対する確固たるコミットメントを再確認した」¹ことがそれぞれの共同声明に明記された。同年10月末の日米韓首脳会談に関する共同ファクト・シートでも、「両首脳は、北朝鮮の完全な非核化、および朝鮮半島の平和と安定へのコミットメントを再確認し、2018年米朝シンガポール首脳会談共同声明の実施に向けて協力することを約束した」²と記された。他方で、2025年12月に公表された米国の「国家安全保障戦略（NSS）」には、「非核化」のみならず北朝鮮問題への言及もなかった³。また、トランプ大統領は北朝鮮を「核保有国（nuclear power/nation）」と称しつつ、金正恩総書記との対話の再開に関心を示してきた。同年9月には金正恩（Kim Jong Un）総書記と前提条件なしに対話する意向を示し、10月にも韓国で開催されたアジア太平洋経済協力（APEC）首脳会議の機会を捉えて、「彼が会いたいと言うなら」その可能性はあるとし、「彼らが核保有国として認められなければならないと言うのであれば、彼らは大量の核兵器を持っている。そう述べておこう」⁴とも発言した。

これに対して、北朝鮮は2025年2月の外務省報道官声明で、「米国は時代遅れで不条理な『非核化』計画を推進しており、これは現代社会の観点から見ても、現実的にも概念的にもますます不可能で実行不可能になりつつある。……我々は米国の行動を最も断固とした口調で非難し、拒絶する」⁵とした。7月には金与正（Kim Yo

Jong) 朝鮮労働党中央委員会副部長が、「北朝鮮が核兵器国 (nuclear weapons state) として不可逆的な地位にあるとの認識と、その能力および地政学的環境が根本的に変化したとの厳然たる事実こそが、将来のあらゆる事象を予測し考察する上での前提条件であるべきだ」としたうえで、「核兵器国としての地位を否定するいかなる試みも…徹底的に拒否されるであろう」と述べた⁶。さらに、9月の最高人民会議では、金正恩総書記が演説で、「敵対国との交渉を一切行わない。ましてや制裁の解除に固執し、敵対国と何かを交換するような交渉など、絶対にありえない」と述べつつ、「米国が他国の非核化という不合理的な追求から脱却し、現実を認識したうえで我々との真の平和の共存を望むならば、米国と向き合うことを拒む理由はない」とも発言した⁷。

こうしたなかで注視されてきたのが、トランプ政権の動向である。トランプ大統領は就任直後からロシアによるウクライナ侵略やイスラエルのガザ侵攻といった事態に積極的に「関与」し、2025年9月の国連総会では「7つの終わりなき戦争を終わらせた」と述べて成果を誇示する一方で、本稿執筆時点では北朝鮮問題への具体的な政策を示しておらず、上述のNSSからもこの問題への優先度の低さが窺える。しかしながら、他の優先課題の動向によっては、あるいは「成果」に近いとみれば、北朝鮮問題への関与を強めていくかもしれない。そして、トランプ大統領の外交・安全保障政策は、米国がこれまで重視してきた同盟関係、制度的拘束、規範的連続性といった伝統的枠組みではなく、二国間での取引的 (transactional) アプローチに多分に依拠してきた。これが北朝鮮問題にも適用されれば、トランプ政権が非核化の追求から、北朝鮮の核兵器保有を事実上容認した上で軍備管理の合意を目指すとの政策転換を図る可能性は排除できない。

北朝鮮との核軍備管理論は、第2次トランプ政権発足前から、特に米国の専門家を中心に論じられてきた。本章では、第一に、北朝鮮核問題をめぐる状況を2025年の動向を中心に概観したうえで、第二に北朝鮮との軍備管理論と、これが現実的な選択肢として議論されてきた要因を分析し、第三にその軍備管理論に対する批判を概観する。第四に、日本が留意すべき今後の動向を検討し、最後に日本の対応について考察する。

1. 北朝鮮核問題をめぐる動向

(1) 核戦力・態勢の強化

北朝鮮核問題をめぐる状況は、北朝鮮に有利な方向へと展開しつつある。第一に、北朝鮮は核・ミサイル能力の積極的な増強を続けてきた。ストックホルム国際平和研究所（SIPRI）は2025年1月時点で、北朝鮮が50発の核弾頭を保有し、兵器用核分裂性物質も全体で核弾頭90発分にのぼると推計した⁸。

核兵器の運搬手段である各種ミサイルの開発・配備の動向については、たとえば2025年9月には、金正恩総書記がミサイル総局傘下の研究施設を訪問し、火星19—2024年10月の発射実験の際に大陸間弾道ミサイル（ICBM）の「最終完成版」だとした⁹—および次世代型ICBMの火星20に搭載予定の固体燃料エンジンを視察した¹⁰。8月には、北朝鮮が平安北道新豊洞にICBMを発射可能な新たなミサイル基地を建設していると報じられた。このミサイル基地には、ICBM6～9基と輸送起立発射機（TEL）が配備され、「危機や有事には、これらの発射装置とミサイルが基地から離れ、専用の弾頭保管・輸送ユニットと合流し、事前に選定された分散発射地点から発射作戦を遂行する」と分析されている¹¹。

北朝鮮は、海軍の核能力強化にも着手し、新型の戦術核潜水艦、複数の垂直発射管を備えた潜水艦、潜水艦発射型弾道ミサイル（SLBM）、ならびに戦略巡航ミサイルの開発を進めてきた。2025年3月には金正恩総書記が艦船や原子力潜水艦の建造を視察し、「海軍を精鋭かつ核武装した部隊へと発展させることは国防発展戦略の重要な要素であり、国家主権防衛の意思を集中的に体现している」¹²と発言した。また、10月には金正恩総書記が、「空軍が新たな戦略的軍事資産を与えられ、新たな重要な任務を託されることに留意しつつ、核戦争抑止力の発揮において役割を果たす空軍に対して、党と国家の期待は非常に大きい」¹³と述べたが、「戦略的軍事資産」が核兵器を意味するとすれば、北朝鮮が「核の三本柱（nuclear triad）」の構築に向けて取り組むことを示唆するものであった。

兵器用核分裂性物質の増産も継続しているとみられる。2025年8月のIAEA事務局長報告では、寧辺および降仙におけるウラン濃縮活動について分析が示され、寧辺ではウラン濃縮施設と推定される建物が新設されており、この施設を利用してウラン濃縮が拡大される可能性があるとして評価した¹⁴。さらに、この報告では、北朝鮮が豊溪里核実験場で追加の核実験を実施しうる状態を維持しているとも指摘した¹⁵。

上述のような核活動により、北朝鮮は核・ミサイル戦力の残存性、即応性、長射程

化およびミサイル防衛突破能力を高めつつあるが、それらは北朝鮮が打ち出す戦争抑止（懲罰）および戦争遂行（拒否）という2つの核戦略¹⁶を裏打ちするものとなる。核戦力および核態勢の強化に自信を深める北朝鮮は、核保有国としての地位が不可逆的で、非核化の意思はないとの繰り返しの言明は、核戦力および核態勢の強化に対する自信が反映されている。

(2) ロシア・中国との関係強化

第二に、戦略的競争が激化するなかで、ロシア、また程度の差はあれ中国が、北朝鮮との戦略関係の強化を進めてきたことが挙げられる。なかでも、ロシアは2022年2月のウクライナ侵攻後、北朝鮮との協力を急速に進展させ、2024年には軍事協力や有事の相互支援などを規定した包括的戦略パートナーシップ条約を締結した。対北朝鮮国連制裁の履行状況を監視すべく日米韓が主導して設立した多国間制裁監視チーム（MSMT）は、2025年5月に発出した初の報告書で、2024年1月以降の動向として、北朝鮮がロシアに弾薬やロケット弾、100基以上の弾道ミサイル、戦闘車両を供与するとともに、2024年末以降、11000人を超える兵員をロシアに展開し、ロシアはその見返りとしてミサイル関連の技術情報や性能フィードバックの提供、防空システムや電波妨害機器などの供与、北朝鮮兵士（ウクライナ戦争への直接支援を目的にロシアに派遣された部隊）への訓練の提供、石油精製製品の供給、コルレス銀行関係の維持を行ったと指摘した¹⁷。この他にも、2025年1月にはブリンケン（Antony Blinken）米国務長官（当時）が、ロシアが北朝鮮に先端的な衛星技術を提供するなどの宇宙協力を拡大する可能性に言及した¹⁸。2月には韓国国防省が、北朝鮮がロシアからICBM（再突入技術など）や原子力潜水艦などに関する先端技術を受領する可能性があるとの見方を示した¹⁹。

また、中露は近年、日米韓が主導する北朝鮮政策を批判し、制裁ではなく関与で問題を解決すべきだと主張し、北朝鮮によるミサイル発射実験を非難して経済制裁を科す国連安保理決議案に拒否権を行使するなど、北朝鮮の核・ミサイル問題を黙認あるいは擁護する言動を重ねてきた。2024年9月には、ロシアのラブロフ（Sergey Lavrov）外相が、米国による日本および韓国との拡大抑止の強化を指摘しつつ、「こうした状況では、北朝鮮に適用される『非核化』という言葉自体がまったく意味を失っている。我々にとって、これはすでに終わった問題だ」²⁰とも述べた。

中国は北朝鮮および露朝関係の動向に不満を有しているとみられてきたが、同時に北朝鮮は中国にとって米国との戦略的競争を有利に展開するための戦略的資産ともな

りつつある²¹。2025年9月に北京で開催された上海協力機構首脳会議には金正恩総書記も出席したが、軍事パレードでは習近平国家主席の両隣にプーチン大統領とともに並ぶなど、中露朝の緊密な関係がアピールされ、「金正恩は主要な世界の指導者として扱われただけでなく、2つの大国から追加的な実務的支援を得た」²²とも論じられた。また、中国が2025年12月に公表した「軍縮・不拡散白書」では、北朝鮮問題について以下のように述べて「非核化」には言及しなかった。

朝鮮半島問題に関して、中国は公平な立場を取り、朝鮮半島の平和、安定、繁栄を常に追求し、政治的手段を通じて朝鮮半島問題を解決するという正しいアプローチを堅持している。中国は関係各国に対し、侵略的な抑止力と強制力に基づくアプローチを放棄し、対話と交渉を再開し、政治的手段を通じて朝鮮半島問題を解決し、朝鮮半島の永続的な平和と安定を実現する上で建設的な役割を果たすよう呼びかける²³。

北朝鮮核問題は、これまでも局地的（朝鮮半島）、地域的（北東アジア／インド太平洋地域）および国際的（大国間関係や核不拡散体制など）な重層的側面を有してきたが、戦略的競争の激化が北朝鮮核問題に関与するアクター間の関係にも影響を与えるなかで、従前以上に地域的・国際的な側面での相互作用に留意する必要がある。このなかで、近年懸念されているのが、朝鮮半島有事と台湾有事の連動可能性である。いずれかの有事で米国が軍事的に介入する状況で、もう1つの有事が勃発すれば、米国の戦力は分散され、中朝は戦局を有利に展開しうる。中国や北朝鮮がそうした行動に出ない場合でも、日米韓は2つの有事の連動可能性を常に念頭に置かざるをえない。このことは、中国が戦略的資産としての北朝鮮の核兵器保有を黙認あるいは擁護する姿勢を強める要因になりうるとも指摘されている²⁴。

(3) 核抑止力の活用可能性

北朝鮮の核兵器能力の増強は、たんなる抑止力にとどまらず、威嚇や強制、また蓋然性は低いとしても核兵器の攻撃的使用への自信を強めることが懸念されている。米国の国家情報会議による北朝鮮問題に関する報告（2023年）では、以下のような分析が示された。

本見積もり期間中、北朝鮮の指導者である金正恩は、国家安全保障上の優先課題

達成に向けた進展を図るため、様々な強制手段や侵略の脅威を駆使する公算が高い。核兵器が許容できないほどに強力な米韓の反撃を抑止すると確信し、通常戦力によるより大きなリスクを冒す意思を示すかもしれない。情報コミュニティは引き続き、政権の存続が危ぶまれると金正恩が判断し、かつ通常戦力や化学兵器による戦略目標達成が不可能となった場合を除き、北朝鮮が核兵器を使用する可能性は低いと評価している。我々は、金正恩が核兵器使用の可能性を含む武力行使により米韓同盟を分裂させ、朝鮮半島における明確な政治的・軍事的優位を確立しようとする攻撃的路線を選択する可能性ははるかに低いと判断する。また、金正恩が核兵器をたんなる抑止力としてのみ使用し、威圧的脅威や攻撃的行動を控える可能性は極めて低いと判断する²⁵。

北朝鮮の核威圧が短期的・直接的・限定的な譲歩の獲得にとどまらず、認知戦(cognitive warfare)の領域に拡大しようとの分析もある。たとえば、北朝鮮は核兵器を心理戦・情報戦・サイバー戦と統合し、米韓の意思決定者の認知を歪め、自国に有利な政策決定を誘導することを狙う可能性があり、軍事的抑止のみならず、長期的な戦略的優位を追求する道具として機能する可能性が指摘されている²⁶。そうした北朝鮮による核兵器の「活用」に関して、制裁に対する経済的ライフラインの確保、国際的孤立の緩和、あるいは軍事支援の継続的な提供などをはじめとして北朝鮮がロシアおよび中国の後ろ盾を得たと確信する場合、北朝鮮は核抑止を超えた攻勢的行動に踏み切る可能性が高まるとの見方もある²⁷。

2. 軍備管理論の高まり

日米韓は、おおむね「対話と圧力」を基本的な方針として北朝鮮核問題に対応してきた。しかしながら、2000年代に開催された六者会合が2007年3月の第6回会合を最後に中断した後、第1次トランプ政権下で3回の米朝首脳会談が開催された時期を除き、北朝鮮は現在に至るまで核問題解決に向けた(少なくとも公式の)対話や協議を拒否してきた。この間、日本は、オバマ(Barack Obama)政権の「戦略的忍耐(strategic patience)」、第1次トランプ政権の「戦略的説明責任(strategic accountability)」、バイデン(Joseph Biden)政権の「調整された現実的アプローチ(calibrated practical approach)」をベースに、米韓とともに北朝鮮への圧力を行使し

つつ北朝鮮が対話に転じるのを待つとの姿勢を続けてきたが、奏効しなかった。

こうしたなかで、米国の専門家の間では、少なくとも近い将来において北朝鮮が非核化に応じる可能性は極めて低いとの現実を直視すべきだとして、北朝鮮との軍備管理を通じて核リスクの低減、あるいは北朝鮮による質的・量的な核戦力増強の抑制を目指すべきだとの議論が強まっていった²⁸。

軍備管理賛成派によれば、北朝鮮の非核化を追求する試みは、北朝鮮核問題に対する政策の柔軟性を著しく制約してきた。米国（および日韓）は、「過去30年間にわたる北朝鮮の核能力の劇的な進化にもかかわらず、……北朝鮮の核問題をほぼ一貫して核拡散問題として捉え、その解決策として『核不拡散』の枠組みを適用してきた」²⁹。しかしながら、パンダ（Ankit Panda）によれば、そうした対応により、「北朝鮮の核兵器が次第に高度化・多様化することで生じる最も深刻な脅威—望まぬ核戦争—に対処すべく、北朝鮮との新たな関与の形を模索する機会を、自ら放棄してしまっている」³⁰。スクワッソーニ（Sharon Squassoni）も、「軍備管理の範疇に属する措置と、拡散対抗や不拡散とみなされる可能性のある措置との重要な違いは、協力である」としたうえで、北朝鮮核問題を核不拡散問題として扱えば、北朝鮮が核兵器を保有する限り北朝鮮を罰しなければならず、また北朝鮮の核兵器保有の動機に対応することを難しくすると論じる³¹。軍備管理賛成派からみれば、日米韓が「北朝鮮の非核化」に固執したことで、結果として危機管理、緊張緩和、核戦力強化の抑制に向けた外交的取り組みは進展せず、逆に北朝鮮に体制変革を回避する手段として核戦力の保持・強化を正当化させるものとなった³²。

こうしたなかで、軍備管理賛成派は、まずは北朝鮮がもたらす核リスクの低減が最優先課題だと主張する。クオン（Jamie Kwong）とパンダは、米国・同盟国は「核武装した北朝鮮と今後何年も、おそらく何十年も共存していくとの現実を認識する」必要があり、「この現実を踏まえれば、核のリスクを可能な限り低く抑制することが最大の目的でなければならない」³³とも論じた。そのうえで、北朝鮮の非核化をひとまず棚上げにし、北朝鮮の核兵器保有という現実を受け入れつつ、北朝鮮との抑止関係の不安定性や緊張を緩和し、予見可能性を促進する手段として、ホットラインなど危機管理メカニズムの確立、コミュニケーション・チャネルの維持、軍事演習やミサイル発射の事前通告、挑発的発言の抑制、透明性措置や信頼醸成措置（CBM）の構築、特定地域における軍事活動の回避、挑発的なサイバー活動の防止、朝鮮半島や北東アジアの安全保障に関する対話、核関連施設への攻撃禁止などが提案されてきた³⁴。アインホーン（Robert Einhorn）は、核リスク低減措置の実施は、緊張の緩和や建設的な関与

の習慣につながり、将来的な北朝鮮の非核化への基盤になりうるとも論じている³⁵。

また、軍備管理賛成派が核リスク低減とともに重視するのが、北朝鮮による核兵器能力増強の抑制である。現状では、核兵器能力の質的・量的増強が制約なく進みかねず、日米韓に対する軍事的脅威、ならびにこれを後ろ盾にした強制外交の効果も高まる。軍備管理賛成派は、北朝鮮の非核化が望めないなかで、北朝鮮による濃縮・再処理施設の凍結、無能力化および解体、核弾頭の製造中止、核爆発実験、兵器用核分裂性物質生産およびミサイル実験のモラトリアム、さらには核・ミサイル戦力や兵器用核分裂性物質の制限・削減などといった軍備管理を通じて、北朝鮮による核戦力の一層の強化を抑制する必要があると主張している³⁶。

上述のような軍備管理が北朝鮮と合意できれば、北朝鮮の核の脅威を一定程度抑制することが可能になる。また、北朝鮮との軍備管理は、米国のより広範な地政学的目標にも合致するとの主張もある。露朝戦略関係に制動を加えるものとなり、また中国との戦略的競争を重視する米国にとって朝鮮半島における防衛・抑止への負担を低減し、それらの資源を中国に集中させることが可能になるからである³⁷。

北朝鮮との軍備管理の推進にあたって、ダルトン (Toby Dalton) らは、北朝鮮との間に相互抑止が存在することの認識、ならびに北朝鮮との可能な限り正常な国家間関係を確立するための並行した投資が必要だと指摘する³⁸。また、特に対話の初期段階では、第1次トランプ政権期の米朝対話プロセスで欠如していた段階的・相互的なアプローチの採用、ならびに軍備管理の進展に比例した相応の報償の提供を重視すべきだとも論じられている³⁹。その報償の候補には、制裁の緩和や渡航制限の解除、連絡事務所の開設、関係改善、安全の保証、米韓合同軍事演習の縮小、人道支援の供与、さらには朝鮮戦争終結宣言から和平合意に至るような政治的措置など、多様なインセンティブが挙げられてきた⁴⁰。米国は抑止力を維持しつつも、軍事演習の種類や規模の縮小をはじめとして、米韓同盟の軍事的メッセージが不必要に緊張を高めないよう配慮するといった安心供与 (reassurance) のための対応を講じるべきであるとも提案されている⁴¹。

他方で、軍備管理賛成派は、短期的には核リスク低減および核兵器活動の凍結・制限を講じつつ、長期的には核兵器非核化を目指すことが可能だとも論じている⁴²。もとより、「軍備管理協定が履行できないのであれば、非核化協定の履行も期待しがたく、そうだとすれば小さな措置から開始するほうが実行可能で検証可能な合意を得られる可能性が高い」⁴³。その意味では、軍備管理措置は、北朝鮮非核化の実現に向けたステップとも位置づけられよう。たとえば戦略国際問題研究所 (CSIS) 主催のプロジェ

クトでは、北朝鮮の完全かつ検証可能な非核化に向けたロードマップを策定し、その過程での段階的な暫定的措置として、上述のような軍備管理措置が提案された。また、核関連施設の検証・監視を伴う閉鎖・無能力化・解体、核弾頭・兵器用核分裂性物質の申告、未申告施設・活動の有無に焦点を当てた検証措置をロードマップに組み込むことは、北朝鮮の完全な非核化という最終目標を維持しつつ、当面のリスク低減と信頼醸成を同時に追求する現実的な選択肢になるとした⁴⁴。

3. 軍備管理論への批判

北朝鮮との非核化を棚上げにした軍備管理の追求という政策変更について、日本や韓国はこれまで、反対の姿勢を維持してきた。また、軍備管理推進論に対しては、以下のような批判も論じられてきた⁴⁵。

第一に、北朝鮮の核兵器取得はもとより核兵器不拡散条約（NPT）違反であり、その北朝鮮の核兵器保有を容認したり、北朝鮮を「事実上の核保有国」とみなす含意を持つような軍備管理を実施したりすべきではなく、核不拡散義務違反の是正として北朝鮮の非核化を堅持すべきだとの原則論である。北朝鮮を核保有国として扱うことは、NPT、および北朝鮮の非核化を定めた国連安保理決議に反し、国際社会が北朝鮮に制裁を課す法的権限を損なうことにもなる⁴⁶。また、軍備管理への政策転換は、核兵器取得を企図する他の国々に、NPTに違反して核兵器を取得しても最終的には容認されるとのメッセージを送ることになりうる⁴⁷。さらに、ロシアや中国が北朝鮮問題に関して核不拡散体制の原則・規範に反した言動を繰り返すなかで、日米韓も軍備管理アプローチに転じれば、核不拡散体制の信頼性が著しく低下しかねない。

第二に、北朝鮮への関与をめぐっては、その非核化に関する明確なコミットメントを条件とすべきか、あるいはこれがなくとも核リスク低減や核兵器能力への制限を優先すべきかという問題がある。北朝鮮の非核化が一足飛びに実現する可能性は低く、まずは現状で可能な合意を目指すことは現実的なアプローチではある。しかしながら、非核化を棚上げにした合意は、北朝鮮の核兵器保有という既成事実の追認と解釈されるリスクもある。

第三に、軍備管理の進展には日米韓から北朝鮮への報償・譲歩が不可避だが、それらと同等の義務やコミットメントを北朝鮮に課することができるかが課題となる。特に、北朝鮮が核戦力に一定の自信を持ち、自らに有利な戦略環境にあると考える場合、北

朝鮮はより多くの報償や譲歩を要求するであろう。また、日米韓の報償や譲歩は、北朝鮮に日米韓の宥和や「弱さ」、ならびにさらなる対価を得る機会の窓だと認識させ、一層の挑発的言動を招く可能性もある。北朝鮮が日米韓による報償や譲歩を不十分だとみなす場合、北朝鮮は合意した措置の履行停止、核・ミサイル能力の一層の強化、日米韓に対する核の挑発といった圧力を強めることもできよう。

第四に、北朝鮮が過去にも繰り返してきたように、合意への秘密裏の違反を継続する可能性、あるいは報償を得た後に合意を破棄する可能性にも留意する必要がある。特に、核関連施設の無能力化や解体といった非核化に直結する具体的ステップの実施を北朝鮮が回避あるいは拒否してきた経緯を踏まえれば、軍備管理アプローチが北朝鮮核問題の解決に向けた実質的な進展につながる保証はない。過去に失敗に終わった北朝鮮との合意と同様に、すでに約束した措置を北朝鮮に履行させるために、米国が新たな譲歩を迫られる構図に陥るおそれがあるとも指摘されている⁴⁸。

第五に、同盟管理の問題である。軍備管理アプローチの下で、米国が北朝鮮の核兵器保有を一時的とはいえ認め、北朝鮮がこれを米朝相互抑止の相互認識を合意するものだと受け止める場合、日韓は安定・不安定逆説の観点から戦域レベルでの不安定性が高まるとして、米国の拡大抑止の信頼性に不安を抱かざるをえない。また、北朝鮮に対する脅威認識は日米韓の間で必ずしも一致していないからこそ、優先的に軍備管理の対象とすべき兵器システムや核活動に関して綿密な調整が不可欠である。米国が自国を射程に収める北朝鮮の長距離ミサイルに焦点を当てる一方で、短・中距離ミサイルの問題を放置すれば、日韓には上述のような不安が一層高まる。日韓には、米国が「合意過程から日韓を外しつつ日韓に負担を負わせる」⁴⁹可能性への懸念もある。

また、北朝鮮は、「我々が『朝鮮半島の非核化』に言及する時、それは南北だけではなく、半島を標的にするすべての近隣地域から核の脅威のすべての源を除去することを意味している。……朝鮮半島の非核化は、北朝鮮の核抑止力を廃絶する前に『北朝鮮に対する米国の核の脅威を完全に廃絶すること』を定義すべきである」⁵⁰と主張してきた。米国が米韓合同軍事演習の中止や在韓米軍の削減・撤退などを北朝鮮との合意に含めれば、米国と日本・韓国のデカップリングは急速に進みうる⁵¹。それは、韓国による核兵器取得の動機を一層強めたり、あるいは米国の同盟政策や核不拡散政策への信頼性を低下させたりするものともなる⁵²。それは、とりわけ韓国における核武装論のさらなる高まりをもたらしかねない⁵³。

4. 日本が留意すべき動向

北朝鮮の非核化が実現する当面の可能性は低い一方で、日米韓による軍備管理アプローチへの政策変更も北朝鮮による核兵器保有の永続化や核不拡散体制の弱体化などといった深刻なコストをもたらしかねない。上述のような状況と議論を踏まえ、日本の当面の対応における留意点を考えてみたい。

第一に、北朝鮮の核兵器保有および核戦略の目的・意図を見極める難しさである。その目的が国家・体制の存続といった防衛的なものである場合、北朝鮮への関与や安心供与を重視した軍備管理は、安全保障ジレンマを緩和し、北朝鮮核問題、ならびに日米韓と北朝鮮の抑止関係の不安定化を抑制するものになると期待される。逆に、北朝鮮が力による現状変更など攻撃的目的を企図しているとするれば、そうしたアプローチは逆に北朝鮮にさらなる攻勢の機会と認識させかねない。問題は、北朝鮮の実際の目的や意図を正確に把握するのは難しいこと、ならびに北朝鮮の目的や意図は核兵器能力の発展過程、あるいは戦略環境の変化や指導者の優先課題によって変動しうることである。

このため、日本（や米韓）は抑止と関与のいずれにもヘッジを残した北朝鮮政策を策定せざるをえない。しかしながら、北朝鮮はそうした政策の裏に北朝鮮の終焉や政権転覆といった目的があると捉え、結果として日米韓にとって望ましくない対応を誘発するリスクがある。非核化の実現まで一定の圧力が維持され、北朝鮮がこれを「敵視政策の継続」と捉えれば、北朝鮮の非核化プロセスへの消極的な姿勢は続く。北朝鮮の非核化の外交的な実現には日米韓と北朝鮮の関係改善が不可欠だが、その過程で北朝鮮に対する軍事的・政治的・経済的な圧力が緩和されれば、北朝鮮が非核化を受諾する誘因も低下しうる。

第二に、米韓新政権の北朝鮮政策における変化（の可能性）である。上述のように、日米韓は米韓新政権発足後も（少なくとも本稿執筆時点では）北朝鮮の非核化を目指すとの基本的方針を公式に表明してきた。他方で、トランプ大統領が北朝鮮を繰り返して「核保有国」と称したことは、「30年にわたる米国の『北朝鮮の核保有を否定する』という政策を事実上変更する」⁵⁴ものでもあった。また、コルビー（Elbridge Colby）国務次官は就任前のインタビューで、北朝鮮の非核化は「実現不可能なほど非現実的」だと指摘し、「特に北朝鮮のICBM射程制限に焦点を当てた軍備管理」のような「達成可能な」目標を提案した⁵⁵。中国との戦略的競争という米国の最優先課題に集中したいという観点⁵⁶だけでなく、金正恩総書記との個人的な親交、ディール・メーカー

としての自負、あるいは大統領としてのレガシーの追求といった要因⁵⁷からも、米朝首脳会談の再開への関心を隠さないトランプ大統領が、北朝鮮の完全な非核化という原則に反したディールを結ぶ可能性は皆無ではない⁵⁸。

また、韓国の李在明 (Lee Jae-myung) 大統領は 2025 年 9 月に公開されたインタビューで、北朝鮮に対して「制裁の一部緩和または解除に向けた交渉」と、三段階のプロセス—兵器の停止 (arms suspension)、削減 (reduction) および最終的な非核化 (denuclearization) —を提唱し、「トランプ大統領もこの方針に賛同するだろう」と述べた⁵⁹。李大統領は、「短期目標として北朝鮮の核・ミサイルプログラムを中止させなければなら」ず、「北朝鮮が核開発を中止する措置を取れば、部分的に報酬を与えることができる。その後に軍縮 (disarmament)、さらに完全な非核化 (complete denuclearization) を目指すことができる」とし「(核容認と非核化の間に) 中間地点 (middle ground) が存在すると考える」とも発言した⁶⁰。別のインタビューでは、米朝が北朝鮮の核兵器の製造凍結で合意した場合には韓国はこれを受け入れる方針だと明言し、「非核化という長期目標を我々が諦めない限り、北朝鮮に核・ミサイル開発を停止させることには明確な利点がある」としたうえで、「問題なのは、我々が (北朝鮮の非核化という) 最終目標に向けた実りのない試みを続けるのか、それともより現実的な目標を設定し、その一部を達成するののかということだ」(括弧内引用者) と論じた⁶¹。李大統領は国連総会の一般討論演説 (2025 年 9 月) で、「北朝鮮の現体制を尊重し、いかなる形の吸収統一も追求せず、敵対行為を行う意図もないことを明確に再確認する」とし、「非核化は重大な課題であることは間違いないが、短期間で達成できるものではないという冷静な認識に基づき、現実的かつ合理的な解決策を模索すべき時だ。国際社会は、核・ミサイル能力の高度化の『停止』から『削減』プロセスを経て『解体』に至る現実的かつ段階的な解決策に向けて英知を結集する必要がある」⁶²とも発言した。

第三に、米国が軍備管理の追求に方針を転換する場合、その合意内容が日本の国益と整合する保証はない。たとえば、チャ (Victor Cha) は、北朝鮮との合意締結を目指すにあたって、トランプ政権は「アメリカ第一主義」の観点から米国に対する脅威の低減を重視した交渉を展開し、「地域同盟国にとって重要だが困難な従来の非核化目標、すなわち日韓を脅かすが米国には脅威とならない数百発の短距離ミサイルや数千門の砲兵兵器の廃棄交渉を放棄する可能性が高い」⁶³と指摘した。

もとより、首脳会談自体は批判されるべきではない。しかしながら、北朝鮮から日米韓にとって望ましいコミットメントを引き出せる可能性は、北朝鮮核問題を取り巻

く状況を考えれば、第1次トランプ政権期よりも低いと考えられる。第2回米朝首脳会談（2019年2月）は、「非核化先行」（米国）か制裁解除を伴う「行動対行動」（北朝鮮）かの相違を埋められずに決裂したが、核・ミサイル開発や露朝関係の進展によって自信を増した北朝鮮は、米国に対してより大きな譲歩—大幅な制裁解除、核兵器保有の容認、在韓米軍の撤退、さらには米韓同盟の終了など—を求めることが予想される。また、トランプ大統領が合意「内容」よりも合意「達成」を優先し、米国や大統領個人の利益を重視して、日韓との十分な協議や政策調整もないままに大幅な譲歩を受け入れつつ合意を結ぶ可能性も皆無ではない。トランプ政権が同盟関係を軽視する言動を示せば、拡大抑止の強化・深化が進んできた日米／米韓の同盟関係、ならびに制度化されつつある日米韓安全保障協力は大きく揺らぐ。

逆に合意が成立しなければ、北朝鮮が韓国、あるいは日米に対する挑発行為をエスカレートさせるかもしれない。日米韓がこれに対応する過程で相互に意図せざるエスカレーションが生じれば、通常戦力バランスで劣勢な北朝鮮には有事における核兵器の早期使用の誘因が高いこととも相まって、意図的あるいは偶発的な核兵器の使用へと至る可能性は高まる⁶⁴。

おわりに—今後の対応

北朝鮮の核戦力強化、露朝関係の深化、米中戦略競争の激化をはじめとする厳しい状況のなかで、日本は北朝鮮の非核化を追求すると同時に、北朝鮮の核の脅威に対応することが求められている。一足飛びの北朝鮮の非核化が難しいとすれば、その目標に向けて段階的に措置を講じていく他なく、核リスク低減措置、および北朝鮮による核戦力増強の抑制・防止から着手することが現実的でもある。他方で、特に米国の北朝鮮政策の動向によっては、日本にネガティブな影響が及びかねない。変容しつつある状況も踏まえ、最後に日本が講じうる対応を考えることとしたい。

第一に、北朝鮮がすでに一定の運用可能な核戦力を保有し、米朝関係などに大きな変化が生じない限りは非核化に向けた進展が望み難いという現実を踏まえれば、日本独自の、および日米同盟による抑止力・対処力の強化が引き続き重要である。なかでも、拡大抑止の信頼性を維持・強化すべく、ミサイル防衛や反撃能力（対兵力打撃能力）をはじめとする通常戦力、ならびにサイバー・宇宙能力を用いた拒否的抑止能力の拡充は急務である。また、日米韓安全保障協力の制度化や有事を見据えた具体的な

協力分野の拡大・深化⁶⁵、ならびに日米韓に豪州やフィリピンなどを加えた多国間の安全保障協力の発展も、朝鮮半島を含めたインド太平洋地域における平和と安定に重要である。こうした取り組みが、中国との戦略的競争をインド太平洋地域における最優先課題と位置づける米国にとっても有益なものであるとの共通の認識を、トランプ大統領・政権の各層との緊密な協議を通じて確認することも必要である。

第二に、非核化問題に関しては、核不拡散義務・規範といった原則論と、北朝鮮の核兵器保有という現実の双方を踏まえて対応を模索せざるを得ない。NPTに違反して核兵器を取得した北朝鮮による核兵器保有の永続化は容認できない。他方で、北朝鮮の核兵器保有から核リスクが生じていること、北朝鮮が核戦力を一層強化する可能性があることを考えると、非核化の目標を維持しつつ、現在の脅威やリスクに対応するための措置を講じることは合理的な選択である。

妙案はないが、北朝鮮による核兵器保有という現実を認識するものの、それは容認でも黙認でもないことを明確にしたうえで、北朝鮮の非核化に至る段階的措置として、核リスクの低減、核・ミサイル活動の凍結（新規生産や核実験のモラトリアムを含む）、ならびに核戦力の段階的な削減などを現実的措置だと位置づけ、また制裁の緩和など北朝鮮への報償に対しては、北朝鮮が自らの非核化にかかるコミットメントを再確認すること、ならびに合意した措置に対する透明性措置や検証・監視措置を北朝鮮が受諾することを最低限の条件にすべきであろう。「適切な検証措置と相互の信頼醸成がなければ、完全な非核化にはほど遠い軍備管理協定は、朝鮮半島をかえって危険で不安定な場所にしかねない」⁶⁶。段階的实施にあたっては、北朝鮮の核戦力および核関連活動にかかる可能な限り不可逆性を担保した措置を講じること⁶⁷、北朝鮮による違反への効果的な対抗措置を用意しておくことも必要である。また、制裁解除については、北朝鮮が受諾・実施する軍備管理措置の程度に応じて、限定的かつ可逆的な形で実施することが考えられる。

この間、非核化に至る段階的措置の実施であったとしても、その内容によっては日米韓で亀裂が生じかねないことを考えれば、ここでも日米韓の緊密な協議や連携は不可欠である。日本にとっては、北朝鮮の対米本土核攻撃能力戦力のみならず焦点を当てた措置、ならびに北朝鮮の短・中距離核戦力保有の黙認は受け入れ難い。同時に日米韓は、北朝鮮核問題、ならびに中国を念頭に置いたインド太平洋地域における戦略環境を踏まえた抑止力保持の観点から、これを損ないかねない軍備管理措置や同盟関係に関する措置には慎重に対応する必要がある。

(2026年1月11日脱稿)

—注—

- 1 “United States-Japan Joint Leaders’ Statement,” February 7, 2025; “Joint Statement on the Trilateral United States-Japan-Republic of Korea Meeting in Munich,” February 15, 2025.
- 2 “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung,” November 13, 2025.
- 3 “National Security Strategy of the United States of America,” November 2025.
- 4 「トランプ大統領「北朝鮮は一種の核保有国」 金正恩氏との会談を提案」『東亜日報』2025年10月27日、<https://www.donga.com/jp/article/all/20251027/5925598/1>。
- 5 “Press Statement of Spokesperson for DPRK Foreign Ministry,” *KCNA*, February 18, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202502/news18/20250218-07ee.html>.
- 6 “Press Statement of Kim Yo Jong, Vice Department Director of C.C., WPK,” *KCNA*, July 29, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202507/news29/20250729-01ee.html>.
- 7 “Respected Comrade Kim Jong Un’s Speech at 13th Session of 14th Supreme People’s Assembly of DPRK,” *KCNA*, September 22, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202509/news22/20250922-02ee.html>.
- 8 Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2025: Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford University Press, 2025), p. 182. また、見積もりの精度は不明ながら、韓国国防研究院の李相奎 (Lee Sang-kyu) 核安全保障研究室長は2025年11月の講演で、北朝鮮が最大150発の核弾頭 (ウラン型が115～131発、プルトニウム型が15～19発) を保有し、2040年には400発以上に増加するとの見通しを示した (Lee Minji, “N. Korea May Possess More Than 400 Nuclear Weapons by 2040: Analyst,” *Yonhap News Agency*, November 7, 2025, <https://en.yna.co.kr/view/AEN20251126005700315>)。
- 9 “Test-fire of DPRK’s Latest ICBM Hwasongpho-19 Successfully Conducted under Guidance of Respected Comrade Kim Jong Un,” *KCNA*, November 1, 2024, <http://www.kcna.co.jp/item/2024/202411/news01/20241101-01ee.html>.
- 10 “Respected Comrade Kim Jong Un Learns about Composite Carbon Fiber Material Production Process and Production of High-thrust Missile Engine,” *KNCA*, September 2, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202509/news02/20250902-02ee.html>.
- 11 Joseph S. Bermudez Jr., Victor Cha and Jennifer Jun, “Undeclared North Korea: Sinpung-dong Missile Operating Base,” *Beyond Parallel*, August 20, 2025, <https://beyondparallel.csis.org/undeclared-north-korea-sinpung-dong-missile-operating-base/>.
- 12 “Respected Comrade Kim Jong Un Inspects Major Shipyards to Learn about Warship-building and Advance Strategic Policy for Epochal Development in Shipbuilding Industry,” *KCNA*, March 8, 2025, <http://www.kcna.co.jp/item/2025/202503/news08/20250308-01ee.html>.
- 13 “Splendid Celebrations Held to Mark 80th Founding Anniversary of KPA Air Force,” *KCNA*, November 30, 2025, <http://www.kcna.kp/en/article/q/1403896e1f730b277e8cd02dff658b43.kcmsf>.
- 14 GOV/2025/51-GC(69)/13, August 18, 2025. また、Peter Makowsky, Jack Liu and Iliana Ragnone, “Yongbyon Nuclear Scientific Research Center: Modernization and Expansion in 2025,” *38 North*, November 21, 2025, <https://www.38north.org/2025/11/yongbyon-nuclear->

- scientific-research-center-modernization-and-expansion-in-2025/ など参照。
- 15 GOV/2025/51-GC(69)/13, August 18, 2025.
 - 16 倉田秀也「北朝鮮の『戦争抑止戦略』と『戦争遂行戦略』の現段階—核使用の宣言的措置と弾道ミサイル系列生産」日本国際問題研究所編『「大國間競争の時代」の朝鮮半島と秩序の行方』（令和2年度外務省外交・安全保障調査研究事業）2021年3月、第1章などを参照。
 - 17 Multilateral Sanctions Monitoring Team, “Unlawful Military Cooperation Including Arms Transfers between North Korea and Russia,” May 29, 2025, <https://msmt.info/Publications/detail/MSMT%20Report/4195>.
 - 18 Helen Regan, Alex Stambaugh, Gawon Bae and Mariya Knight, “Blinken Warns Russia is Close to Sharing Advanced Satellite Technology with North Korea,” *CNN*, January 6, 2025, <https://edition.cnn.com/2025/01/06/asia/blinken-russia-satellite-technology-north-korea-intl-hnk/index.html>.
 - 19 「『北朝鮮 ロシアから ICBM など技術受け取る可能性』韓国国防省」『NHK』2025年2月11日、<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250211/k10014719431000.html>。
 - 20 “Russia’s Lavrov Says North Korea’s Nuclear Status Is a ‘Closed Issue,’” *Reuters*, September 26, 2024, <https://www.reuters.com/world/russias-lavrov-says-north-koreas-nuclear-status-is-closed-issue-2024-09-26/>
 - 21 Victor Cha, Bonny Lin, Andy Lim and Truly Tinsley, “Renewed China-DPRK Diplomacy: Symbolism or Substance?” CSIS, October 14, 2025, <https://www.csis.org/analysis/renewed-china-dprk-diplomacy-symbolism-substance>.
 - 22 Jim Hoare, “What We Learned about North Korea at the Summit in Beijing,” *Conversation*, September 8, 2025, <https://theconversation.com/what-we-learned-about-north-korea-at-the-summit-in-beijing-264718>.
 - 23 China, “China’s Arms Control, Disarmament, and Nonproliferation in the New Era,” November 27, 2025, http://english.scio.gov.cn/whitepapers/2025-11/27/content_118198082_5.html.
 - 24 Shuxian Luo, “China’s North Korea Problem,” *Foreign Affairs*, August 21, 2025, <https://www.foreignaffairs.com/china/chinas-north-korea-problem>.
 - 25 National Intelligence Council, “North Korea: Scenarios for Leveraging Nuclear Weapons Through 2030,” January 2023.
 - 26 Hanbyeol Sohn and Changwoo Kang, “North Korea’s Nuclear-Cognitive Warfare Strategy,” 38 *North*, April 10, 2025, <https://www.38north.org/2025/04/north-koreas-nuclear-cognitive-warfare-strategy/>.
 - 27 Sydney Seiler, “North Korea: Revisionist Ambitions and the Changing International Order,” CSIS, April 24, 2025, <https://www.csis.org/analysis/north-korea-revisionist-ambitions-and-changing-international-order>.
 - 28 Toby Dalton and Jina Kim, “Rethinking Arms Control with a Nuclear North Korea,” *Survival*, Vol. 65, No. 1 (2023), pp. 21-48 など参照。
 - 29 Matt Korda and Eliana Johns, “The Effectiveness of Halting Measures in Constraining North Korea’s Nuclear Weapons Program,” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 7, No. 1 (2024), p. 14.
 - 30 Ankit Panda, “South Korea Doesn’t Want North Korea Labeled as a Nuclear Power. It’s Causing

- Friction With the United States,” Carnegie Endowment for International Peace, January 23, 2025, <https://carnegieendowment.org/emissary/2025/01/north-korea-nuclear-weapons-npt-us-denuclearization-policy>.
- 31 Sharon Squassoni, “Denuclearization of the Korean Peninsula: An Arms Control Framework,” November 18, 2022, p. 4, https://cpb-us-e1.wpmucdn.com/blogs.gwu.edu/dist/7/1053/files/2022/12/Denuclearization_NKPenin_04.pdf.
- 32 Frank Aum and Ankit Panda, “Pursuing Stable Coexistence: A Reorientation of U.S. Policy Toward North Korea,” Carnegie Endowment for International Peace, May 6, 2025.
- 33 Jamie Kwong and Ankit Panda, “What Russia’s Embrace of North Korea Means for America,” *Foreign Affairs*, November 15, 2023, <https://www.foreignaffairs.com/north-korea/what-russias-embrace-north-korea-means-america>. また、Adam Mount, “Increasing Stability in a Deterrence Relationship with North Korea,” United States Institute of Peace, March 4, 2024, <https://www.usip.org/publications/2024/03/increasing-stability-deterrence-relationship-north-korea> なども参照。
- 34 Squassoni, “Denuclearization of the Korean Peninsula,” pp. 55-58; Robert Einhorn, “If You Want Peace, Prepare for War — and Diplomacy: Avoiding War And Pursuing Peace on the Korean Peninsula,” Brookings Institution, October 16, 2023, <https://www.brookings.edu/articles/if-you-want-peace-prepare-for-war-and-diplomacy/>; Tytti Erästö, “Clearing the Path for Nuclear Disarmament: Confidence-Building in the Korean Peninsula,” *SIPRI Insights on Peace and Security*, No. 2025/05 (April 2025).
- 35 Einhorn, “If You Want Peace, Prepare for War.”
- 36 Robert Einhorn, “The North Korea Policy Review: Key Choices Facing the Biden Administration,” *38 North*, March 26, 2021, <https://www.38north.org/2021/03/the-north-korea-policy-review-key-choices-facing-the-biden-administration/> などを参照。
- 37 Aum and Panda, “Pursuing Stable Coexistence.”
- 38 Toby Dalton and Frances Mautner-Markhof, “The Biden Administration and a New Approach to Denuclearization?” *RINSA Forum*, Vol. 72 (February 28, 2021).
- 39 “DPRK Strategic Capabilities and Security on the Korean Peninsula: Looking Ahead,” A joint study by the Center for Energy and Security Studies (CENESS) and the International Institute for Strategic Studies (IISS), 2021, p. 8.
- 40 James Park, “Preventing a Worst-Case Scenario on the Korean Peninsula,” *Diplomat*, January 18, 2024, <https://thediplomat.com/2024/01/preventing-a-worst-case-scenario-on-the-korean-peninsula/> などを参照。
- 41 Jenny Town, “Security on the Korean Peninsula,” Statement before the Senate Foreign Relations Committee on East Asia, the Pacific, and International Cybersecurity Policy, October 4, 2023.
- 42 Toby Dalton and Youngjun Kim, “Negotiating Nuclear Arms Control with North Korea: Why and How?” *Korean Journal of Defense Analysis*, Vol. 33, No. 1 (March 2021), p. 10.
- 43 Doug Bandow, “North Korea Will Not Denuclearize,” *The American Conservative*, June 8, 2023, <https://www.theamericanconservative.com/north-korea-will-not-denuclearize/>.
- 44 CSIS Commission on the Korean Peninsula, *Recommendations on North Korea Policy and Extended Deterrence*, Center for Strategic and International Studies, January 2023, pp. 10-11.

- 45 Jonathan Corrado and Rachel Minyoung Lee, “Why Is the North Korea Problem So Hard to Solve?” *War on the Rocks*, May 31, 2024, <https://warontherocks.com/2024/05/why-is-the-north-korea-problem-so-hard-to-solve/> なども参照。
- 46 Bruce Klingner, “Precarious Year Ahead for the Korean Peninsula,” Heritage Foundation, February 6, 2024, <https://www.heritage.org/asia/report/precious-year-ahead-the-korean-peninsula>.
- 47 Bruce Klingner, “Should the United States Recognize North Korea as a Nuclear Power?” Heritage Foundation, April 8, 2024, <https://www.heritage.org/china/commentary/should-the-united-states-recognize-north-korea-nuclear-power>.
- 48 Ibid.
- 49 日本国際問題研究所「『北朝鮮核・ミサイルリスク研究会』政策提言」2023年度外交・安全保障調査研究事業費補助金発展型総合事業「アジア・大洋州地域における安全保障上のリスクの実態」2024年3月31日、https://www.jiia.or.jp/research/policy_recommendation_NK2023.html。
- 50 “North Korea Media Says Denuclearization Includes Ending 'U.S. Nuclear Threat,’” *Reuters*, December 20, 2018, <https://ca.reuters.com/article/topNews/idCAKCN1OJ0J1-OCATP>.
- 51 Yeo and Foreman, “Why North Korea matters for the 2024 US election”; Ellen Kim, “The Korean Peninsula: Make or Break?” CSIS, September 26, 2024, <https://www.csis.org/analysis/korean-peninsula-make-or-break>.
- 52 Robert Einhorn, “Singapore and Beyond: Options for Denuclearizing North Korea,” *Policy Brief*, Brookings Institution, June 2018, pp. 8-10; Klingner, “Precarious Year Ahead for the Korean Peninsula.”
- 53 韓国は北朝鮮に対する信頼できる地域抑止力を確立するため、独自の核兵器を開発すべきであるとの議論もある (Robert E. Kelly and Min-hyung Kim, “Why South Korea Should Go Nuclear,” *Foreign Affairs*, January/February 2025, <https://www.foreignaffairs.com/north-korea/why-south-korea-should-go-nuclear-kelly-kim>)。また、米韓原子力協定を再交渉し、韓国に濃縮・再処理を許可することにより、兵器化に至らないものの兵器利用可能な核分裂性物質を韓国に保持させることによって、朝鮮半島における脅威を抑止する韓国の核潜在能力を高め、同時に米国が中国からの脅威に集中することも可能になることをトランプ政権が考える可能性もありうるとも指摘されている (Victor Cha, “Get Ready for a Big, Bold, and Very Bad North Korea Deal,” *Foreign Affairs*, May 29, 2025, <https://www.foreignaffairs.com/united-states/big-bold-and-very-bad-north-korea-deal-trump>)。
- 54 Cha, “Get Ready for a Big, Bold, and Very Bad North Korea Deal.”
- 55 “Elbridge Colby, Advocate of South Korea Going Nuclear, Named Top Pentagon Official for Policy,” *Hankyoreh*, December 24, 2024, https://english.hani.co.kr/arti/english_edition/e_international/1174713.html.
- 56 Alexander Ward, “Trump Considers Overhauling His Approach to North Korea If He Wins in 2024,” *Politico*, December 13, 2023, <https://www.politico.com/news/2023/12/13/trump-north-korea-nuclear-weapons-plan-00131469>.
- 57 Andrew Yeo and Hanna Foreman, “Why North Korea Matters for the 2024 US Election,” Brookings Institution, July 8, 2024, <https://www.brookings.edu/articles/why-north-korea-matters->

for-the-2024-us-election/.

- 58 トランプ政権下では、より広範な米国の戦略目標に沿った戦術的・短期的視点からの対話の再開はあり得るが、既存の地政学的・制度的枠組みから大きく逸脱するような根本的な政策転換を行う可能性は高くはなく、北朝鮮の非核化を長期的目標として維持するであろうとの分析もある（Jina Kim, “Between Maximum Pressure and Engagement: US Policy Toward North Korea Under Trump.” *Journal for Peace and Nuclear Disarmament*, Vol. 8, No. 2 (2025), pp. 409-426）。
- 59 Charlie Campbell, “President Lee Jae-Myung’s Plan to Reboot South Korea,” *Time*, September 18, 2025, <https://time.com/7317953/south-korea-president-lee-jae-myung-cover/>.
- 60 「李大統領『北に「核開発やめろ」と言っても聞くはずない』米誌会見で中止→報酬→軍縮→非核化のロードマップ提示」『東亜日報』2025年9月19日、<https://www.donga.com/jp/article/all/20250919/5857285/1>。
- 61 「北朝鮮の核計画『凍結』、トランプ氏と金氏が合意なら受け入れる」『BBC』2025年9月22日、<https://www.bbc.com/japanese/articles/cvgqwdd9770>。
- 62 Address by President Lee Jae Myung at the General Debate 80th Session of the UN General Assembly, September 25, 2025, https://www.mofa.go.kr/ph-en/brd/m_3272/view.do?seq=761068.
- 63 Cha, “Get Ready for a Big, Bold, and Very Bad North Korea Deal.”
- 64 Terence Roehrig and David C. Logan, “Deterring a Nuclear North Korea: What Does the Theory Tell Us?” *38 North Special Report*, October 2024, pp. 34-35などを参照。
- 65 2024年7月には日米韓安全保障協力枠組み覚書が署名され、「ハイレベル政策協議、北朝鮮ミサイル警戒データのリアルタイム共有及び共同訓練を含む3か国の安全保障協力を、3か国が継続的に実施する意図を有することを確認」した（防衛省「日米韓防衛相会談について」2024年7月28日、https://www.mod.go.jp/j/approach/anpo/2024/0728c_usa_kor-j.html）。
- 66 Jonathan Corrado and Rachel Minyoung Lee, “Why Is the North Korea Problem So Hard to Solve?” *War on the Rocks*, May 31, 2024, <https://warontherocks.com/2024/05/why-is-the-north-korea-problem-so-hard-to-solve/>.
- 67 北朝鮮核問題にかかる不可逆性に関しては、Korda and Johns, “The Effectiveness of Halting Measures in Constraining North Korea’s Nuclear Weapons Program,” pp. 8-26などを参照。

第3章

ロシアの「特別軍事作戦」開始以降の北朝鮮の 核・ミサイルリスク暫定評価の試み —対外関係の変化を考慮して

阿久津 博康

はじめに

2022年2月にロシアが開始したウクライナに対する「特別軍事作戦」は、欧州正面上における軍事衝突にとどまらず、国際秩序全体に長期的かつ構造的な変化を惹起する大きな要因の1つとなっている。その影響は、朝鮮半島及び日本周辺の安全保障環境にも波及しており、北朝鮮の核・ミサイル問題は、新たな国際環境の下で一層深刻化している。そうした国際環境の変化は、日本の同盟国である米国の第2次トランプ政権の対露政策はもとより、同政権による軍事行動を含む様々な言動によってその不確実性を増幅している。

本稿は、こうした変化を踏まえ、北朝鮮の核・ミサイルリスクに焦点を当てた過去3年の個別研究及び研究会における関連の議論をまとめる形で¹、その間生じた朝露関係の質的転換が、「国防科学発展及び武器体系開発5カ年計画」（「国防5カ年計画」）の完遂を目指してきた北朝鮮の核・ミサイル能力の発展にどのような影響を与え、それが日本の安全保障にどのようなリスクをもたらし得るのか、という点について改めて論じる。その際、本稿は一般的なリスク評価（risk assessment）の理論的・概念的枠組みを導入する。

以下、①2022年2月以降の北朝鮮の核・ミサイルリスクについてこれまでの研究内容について確認し、②リスク評価の枠組みについて簡単に説明した上で、③12個の項目（リスク命題）について**暫定的な**評価を試みる。

北朝鮮の核・ミサイルリスク：日本の抑止力・対処能力のさらなる脆弱化への懸念

2022年12月に策定された日本の国家安全保障戦略において、北朝鮮は「従前より差し迫った脅威」と位置づけられた。これに対し北朝鮮も、2022年9月に「核戦力政策に関する最高人民会議法令」（新核ドクトリン）を公布し、主観的な判断に基づく「差し迫った脅威」を核使用条件に組み込んでいる。

核開発については、北朝鮮が7回目の核実験に踏み切ることが懸念されるが、ロシアから北朝鮮に対しデータ提供があれば実験を経ずに技術を完成させる可能性もある。日本にとってのより「差し迫った」脅威は、北朝鮮の実戦的運用能力の向上（同時・連続発射）や、固体燃料化による秘匿性・即時性の向上、変則軌道や極超音速滑空弾によるミサイル防衛（MD）突破能力の強化である。特に米国本土を射程に収める大陸間弾道ミサイル（ICBM）能力の進展は、米国に対する抑止力を確保したとの一方的認識を生み、対日軍事的挑発の重大化を招くリスクがある。

さらに、北朝鮮は「核動力戦略誘導弾潜水艦」の開発も推進しており、米国に対する第2撃能力を担保するものとなろう。北朝鮮は2025年3月に建造中の「核動力戦略誘導弾潜水艦」を一部公開し、同年12月25日、金正恩総書記が同潜水艦の建造事業を現地指導したと報じた。勿論、これを運用可能な形にし実戦配備を実現するには時間を要するであろうが、北朝鮮がより本格的な核戦力を統合運用できるようになれば、日本の防衛能力はさらに脆弱化するリスクがある。

朝露関係がもたらす技術的・構造的質的転換

2023年11月の北朝鮮による軍事偵察衛星「万里鏡—1」号の打ち上げ成功は、単体での能力以上に、将来的な標的化能力（在日基地等）の向上を予感させるものである。北朝鮮の最高指導者である金正恩の訪露以降の朝露関係は、ロシアのウクライナにおける戦時需要（弾薬・消耗型兵器）と北朝鮮の供給能力が結合し、実利に基づく、より制度化された協力関係への移行と考えられる。この協力構造により、北朝鮮はロシアに対し152mm/122mm砲弾や短距離弾道ミサイル等を大量に供与する一方、見返りとして食糧、エネルギー支援、さらには宇宙、ミサイル、防空、原子力潜水艦関連の技術的知見を得ているとされる。注目すべきは、ロシアから完成品としての先端

兵器が供与されない場合であっても、ロシアの設計思想や運用ノウハウ、実戦データ等が共有されることである。何故なら、これにより北朝鮮は独自開発における試行錯誤の期間を短縮し、核・ミサイル戦力の信頼性を大幅に増大させることができるからである。

「特別軍事作戦」における無人機製造拠点化

朝露軍事協力は航空・水中無人機（ドローン）分野にも及び、2024年6月の「包括的戦略パートナーシップ条約」以降、より高度な段階に移行した。2025年11月には、ロシアのアラバガ経済特区等のドローン工場には最大12,000人の北朝鮮労働者が派遣される旨報じられた²。北朝鮮にとっては、製造技術やウクライナ戦場での運用実績を直接吸収できる機会が増加している。実戦投入された朝鮮人民軍部隊が「現代戦」の経験を蓄積し、北朝鮮国内で安価なドローンを数千機単位で保有する能力を獲得すれば、有事の際に日韓の防空網を数で圧倒する飽和攻撃戦略が現実味を帯びる。これはミサイル防衛能力の強化を上回る速度で脅威が増大することを意味する。

中国の対北認識と非公式の中朝露三角構造

中国は北朝鮮にとって最大の経済的支援国であるが、北朝鮮の行動が米軍の東アジア関与を強めることを懸念している。しかし、「特別軍事作戦」以降、中国は朝露接近を強く牽制せず、むしろ中露の戦略的協調の中で朝露関係緊密化を黙認する姿勢を見せている。中国にとって、ロシアが北朝鮮を支援することは、自国の負担軽減と、米韓同盟に対する戦略的緩衝地帯の維持に寄与するからである。

結果として、正式な同盟こそ存在しないものの、安全保障上の相互補完が成立する非公式の中朝露三角構造が形成されている。北朝鮮はこの構造を巧みに利用し、中国からの直接的制約を回避しながら軍事的利益を最大化させており、日本の抑止戦略は極めて複雑なものとなっている。

核ドクトリンの固定化と政策転換

北朝鮮は核兵器を体制存続の「究極の保証」と位置づけており、非核化を交渉目標とする可能性は極めて低い。先に触れたように、新核ドクトリンは、核使用の主観的判断（「差し迫った脅威」の認識）を許容し、核兵器を単なる保有手段ではなく、実戦的な戦争遂行手段と位置づけているといえる。

特に対韓国政策において、北朝鮮が韓国をもはや同民族ではなく「敵国」と再定義し統一路線を放棄したことは重大な転換である。これにより、かつての「同民族への核不使用」という希望的観測は消滅したといえよう。韓国が高威力通常兵器による抑止を強めるほど、北朝鮮は核先制使用を含む抑止姿勢を先鋭化させており、日本の安全保障環境にとっても誤認・誤算を含むリスクが増大している。

サイバー空間での活動の増大

北朝鮮は従来から核・ミサイル開発の資金源を得る手段としてハッカー集団を利用したサイバー活動にも従事してきた³。特に、こうした違法なサイバー活動は、国際社会による制裁を科されている北朝鮮にとっては、極めて有用な資金獲得の手段である。また、北朝鮮は韓国等他国の航空・宇宙、防衛関連企業等へサイバー攻撃を行い、宇宙関連及び兵器関連の技術データ等も窃取している。さらに、北朝鮮はロシアや中国の事例からサイバー空間をも利用した情報戦（影響工作・偽情報）により、他国の選挙の過程や結果に影響を与えることも考えられる。本稿では北朝鮮の攻撃的サイバー能力、サイバー活動、そして情報戦に関するリスクについても評価を試みる。

北朝鮮の核・ミサイルリスクに関する定性的アプローチによるリスク評価枠組み

以下では、北朝鮮の核・ミサイルに関する能力、関係、認識の変化を整理するとともに、リスク評価の理論的・概念的枠組みに基づき定量化が困難な安全保障リスクに適した定性的評価法を提示し、これを12のリスク命題に適用する。本稿筆者は、以前シナリオ・プランニングの手法により北朝鮮の核・ミサイル開発等北朝鮮をめ

ぐる外交・防衛上のリスクの動態類似の評価・分析を行ったが⁴、本稿ではリスク評価そのものに焦点を当てる。本稿が採用する評価法は、(1) 国際標準化機構の「ISO 31000」が示す「目的に対する不確実性の影響」を基にしたリスク概念⁵、(2) 米商務省国家標準技術院の「NIST SP 800-30」の脅威・脆弱性・影響・可能性 (likelihood) を分解するリスクモデル⁶、そして (3) 米国家中央情報庁の構造化分析 (Structured Analytic Techniques) の指標を用いて想定されるリスク及びその評価を明示するという、定性的評価法である⁷。評価の尺度及び判定基準は表1の通りである。

【表1】評価軸（尺度）及び判定基準

評価軸	尺度 (3段階)	判定の着眼点	備考
可能性 (Likelihood)	高／中／低	観測された準備行動、反復頻度、制約条件 (技術・政治・資源)	「いつ起きるか」ではなく「起き得る条件が揃うか」
影響 (Impact)	大／中／小	被害規模、抑止・同盟運用への攪乱度、回復困難性 (不可逆性)	核は“質”の跳躍があるため不可逆性を重視
確度 (Confidence)	高／中／低	情報基盤 (複数ソース／公式文書／衛星画像等)、分析の厳密さ、環境の変動性	可能性とは別に表示 (混同を回避)
時間軸 (Time Horizon)	短期／中期／長期	能力整備サイクル、外交日程、条約・制度化の度合い	本稿では短期 =0-12 カ月、中期 =1-3 年、長期 =3 年以上

次に、本稿の評価単位は、個別の装備名等ではなく「リスク命題 (risk proposition)」とする。例えば、北朝鮮に対するロシアの人工衛星技術の提供が北朝鮮の核・ミサイル能力について生起するリスクについて、『朝露協力により北朝鮮の情報・監視・偵察 (ISR) の能力が改善し、対日ミサイルの実効性が上昇する』、という命題を設定する。こうしたリスク命題について、①根拠 (公式発表、衛星画像、専門報告、報道等を含む過去3年間の自己研究)、②可能性・影響・確度・時間軸を判定し、今後の評価更新のための③主要指標 (情報更新の signpost) を設定する。勿論、これは暫定的なものであり、状況変化に応じて評価は更新される⁸。本稿が評価の対象とする項目は、表2のリスク・レジスターの形で示される。

【表2】 リスク・レジスター

リスク命題（要約）	根拠（主要ソース）	可能性	影響	確度	主要指標（更新用）
例：朝露協力が北朝鮮のISRを改善し、対日ミサイル攻撃の実効性が上昇	例：偵察衛星関連の公式発表、技術支援報道、専門的報告	中	大	中	衛星追加打上げ、解像度向上、運用訓練の継続

さらに、評価の読み方及び更新ルールについては、ISO 31000のリスク概念（目的に対する不確実性の影響）及び「脅威／脆弱性／影響／可能性」を踏まえ、①可能性（Likelihood）、②影響（Impact）、③確度（Confidence）、④時間軸（Time horizon）を設ける。また、ここでいう確度は「起きやすさ」ではなく、根拠の質と量（複数ソースの整合や資料（主に公開情報）の有無等）に関する表示であり、可能性とは別として扱っている。

なお、評価の根拠の多くは公開情報であるが、本稿に示される評価の根拠は過去3年間の研究報告を基にしている。よって、特に新しい情報を根拠としない場合には、既存の研究報告で活用した資料等から得られた情報を主な根拠とする。

本稿ではこれまでの研究会での研究及び議論を踏まえ、次の12のリスクについて評価を試みる。

- R1：朝露軍事協力が日本の安全保障に与える影響によるリスク
- R2：朝中・中露関係が日本の安全保障に与える影響によるリスク
- R3：北朝鮮の新たな核ドクトリンが日本の安全保障に与える影響によるリスク
- R4：北朝鮮の核・ミサイル能力向上が日本の危機管理オプションに与えるリスク
- R5：北朝鮮の核・ミサイル能力向上が日米・米韓同盟及び日米韓安全保障協力の運用に与えるリスク
- R6：北朝鮮の核・ミサイル能力向上が北朝鮮に対するエスカレーション管理に与えるリスク
- R7：北朝鮮の攻撃的サイバー能力向上が日本の安全保障に与えるリスク
- R8：北朝鮮の違法サイバー活動が国際社会による制裁に与えるリスク
- R9：北朝鮮による情報戦（影響工作・偽情報）がもたらすリスク
- R10：北朝鮮の人工衛星技術向上が日本の安全保障に与えるリスク
- R11：北朝鮮の「核動力戦略誘導弾潜水艦」の実用化が抑止・危機管理に与えるリスク
- R12：北朝鮮の無人機（ドローン）（航空・水中）技術がもたらすリスク

これらのリスクは明らかに相互に関連しているため、厳密に分割し個別に扱うこと

は困難であり、実際には重複する部分もあるが、概ね次のような区分として想定している。R1及びR2は中露関連、R3～R6は核・ミサイル関連、R7～R9はサイバー・情報戦関連、R10は人工衛星技術、R11は「核動力戦略誘導弾潜水艦」、R12は無人機（ドローン）技術である。

R1：朝露軍事協力が日本の安全保障に与える影響によるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
ロシア製ISR・精密誘導・潜水艦技術の移転による、北朝鮮の「奇襲・生存・再打撃」能力の決定的向上	偵察衛星「万里鏡」シリーズの運用定着、極超音速ミサイルの誘導精度向上、およびロシア製原潜推進モジュールの提供疑惑	高	大	中	中期	・朝露間での人工衛星関連部品の輸出入増加。 ・ロシア人技術者の北朝鮮施設への訪問確認
ロシア派遣兵の戦闘経験の環流による北朝鮮軍の現代戦適応と戦術教養の高度化	ウクライナ戦線への数万人規模の派兵及び現代型ハイブリッド戦の実戦データの収集	高	中	中	短期	・豆満江・ハサン鉄道横断点における貨物輸送量の高止まり継続等

※朝露軍事協力に基づくロシアからの北朝鮮への技術移転は、弾薬供与だけでなく偵察衛星・ISRの技術的補完を通じて北朝鮮の標的化能力を向上させる可能性がある。これは日本の弾道ミサイル防衛（BMD）や基地防護の負担を大幅に増加させることになる。

R2：朝中・中露関係が日本の安全保障に与える影響によるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
中露による安保理拒否権の行使及び非核化要求の放棄による、対北国際制裁網の完全な形骸化リスク	2026年2月のロシア外相による「新たな対北制裁の完全拒否」宣言及び中国による安保理パネルに代わる監視体制への非協力	高	大	高	中期～長期	・安保理での追加制裁決議に対する中国の拒否権行使
中露共同巡航への北朝鮮の参画や技術共有による日本周辺における朝中露の軍事圧力の増大	日本海・東シナ海での中露共同飛行・航行の頻発及びロシアによる北朝鮮への軍事技術支援	高	大	高	中期～長期	・日本海・東シナ海での中露共同飛行・航行の継続及びロシアによる北朝鮮への衛星・潜水艦技術の供与加速

※中国は現在のところ北朝鮮の核開発については黙認の様相を呈している。これは結果的に北朝鮮の核・ミサイル能力向上を促進することになる。

R3：北朝鮮の新たな核ドクトリンが日本の安全保障に与える影響によるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
指揮統制への攻撃を検知した際の自動的・即自的核攻撃規定による偶発的・意図せぬ核エスカレーション	2022年核ドクトリンの自動的・即自的核攻撃規定	中	大	高	中期～長期	・従来の人間による判断から通信途絶時に自動発射するような「デッドハンド・システム」に近い自動管理システムへの移行の確認
前線部隊への戦術核配備と権限委譲による現場の誤認及び核使用	「火山31」型戦術核弾頭の大産化及び前線砲兵部隊への配備や指揮官への限定的な使用権限委譲の示唆	中	大	高	中期～長期	・戦術核運用部隊による演習頻度の増加 ・通常のみ사일部隊と核運用部隊の識別の曖昧化

※新核ドクトリンで先制攻撃条件が設定された以上、北朝鮮が信頼に足る確実な核能力を獲得した場合、これまで懸念されてきた北朝鮮側の誤認・誤算による核使用リスクは増大することになる。

R4：北朝鮮の核・ミサイル能力向上が日本の危機管理オプションに与えるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
統合抑止（反撃能力+ BMD）の無力化による、日本独自の防衛オプションの空洞化	極超音速兵器や変則軌道ミサイルの開発による迎撃困難性の増大、および発射プラットフォームの多様化	中	大	高	中期～長期	・日本の長距離ミサイル等、反撃能力の配備スケジュール進捗
米朝の直接対話による「日本置き去り」及び短中距離ミサイル脅威の放置	米国第一主義によるICBMのみを対象とした妥協的合意の可能性	低	大	低	中期～長期	・米朝間での高官級接触や特使派遣の報道
危機管理チャネルの遮断・機能不全による、意図しない衝突の拡大（エスカレーション）リスク	ホットラインの恣意的な遮断、および北朝鮮の指揮統制系統の不透明性	中	大	中	中期～長期	・日朝または南北間の連絡ライン再開の有無・稼働

※抑止強化は中期的効果が高い一方、外交緩和は短期的だが不確実性が大きい。米国で政権交代があれば、第1次トランプ政権後のように、「ミサイル発射モラトリアム」の「合意」は反故にされかねないからである。

R5：北朝鮮の核・ミサイル能力向上が日米・米韓同盟及び日米韓安全保障協力の運用に与えるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
北朝鮮の対米核攻撃能力の信頼性向上に伴う米国の「核の傘」に対する日韓の疑念の増幅及び同盟の結束の物理的・心理的分断	固体燃料式 ICBM の向上及び第2次トランプ政権等の台頭	高	大	中	短期	・有事調整メカニズムにおける政策的・制度的不一致の露呈
リアルタイム共有システムの稼働後も、極超音速等の複雑な軌道データの解釈や機密区分（GSOMIA 等）の障壁による脅威認識共有の失敗	日韓・日米間でのレーダー探知データ（高度・距離等）の齟齬及び機密情報の二次共有制限	中	大	中	短期～中期	・日米韓リアルタイム共有システムの運用上の不具合報告等

※一般的に同盟の意思決定遅延は実戦時の抑止信頼性を損なうと考えられる。

R6：北朝鮮の核・ミサイル能力向上が北朝鮮に対するエスカレーション管理に与えるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
北朝鮮の「限定核使用（戦術核）」に対し日米側が核の閾値を見誤り過大・過小反応を示すことにより、核戦争へのエスカレーションを招来	「火山31」型戦術核の量産及び「核の引き金」システムによる指揮統制・現場運用の融合の示唆	低	大	中	中期～長期	・通常演習の中の戦術核搭載可能な超大型ロケット砲等の組み込みによる通常衝突から核衝突への「継ぎ目」の消失
日米による戦略アセット展開等の抑止・警告メッセージを北朝鮮が「斬首作戦の予兆と誤認、または北朝鮮の先制的核使用誘発	北朝鮮の新核ドクトリンの自動的・即自的打撃規定及び日米韓合同演習に対する「宣戦布告」との主観的解釈	低	大	中	中期～長期	・北朝鮮が「自衛的核使用」を正当化する情報の拡散の頻発

※一般的に危機管理チャンネルの欠如は誤認によるエスカレーションを招くというリスクが高まる。

R7：北朝鮮の攻撃的サイバー能力向上が日本の安全保障に与えるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
北朝鮮のサイバー攻撃による日本の重要インフラ機能不全及び防衛情報の漏洩が日本の抑止力・対処能力を質的に低下させる	各国政府・防衛産業への標的型攻撃の常態化、暗号資産奪取による核開発資金源の確保、及び日本の防衛体制の制度的遅滞	中～高	中～高	中	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・重要インフラ（電力・金融等）でのインシデント急増 ・防衛関連企業からの未発表情報の外部流出検知 ・サプライチェーンを悪用した不正アクセスの確認

※北朝鮮はこれまで韓国の重要な社会インフラのみならず、より広範な標的に対してサイバー攻撃を行っている。日本もサイバー攻撃への対応を法的整備を含め強化しようとしているが、速度及びリソースにおいて課題が多い。

R8：北朝鮮の違法サイバー活動が国際社会による制裁に与えるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
サイバー空間を通じた収益による国際制裁網の戦略的無効化	北朝鮮の暗号資産窃取額の増大及びサイバー活動の収益による大量破壊兵器の開発資金獲得に関する報道・報告	高	大	高	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・企業への不正潜入及び AI 生成コンテンツを用いた高度なソーシャル・エンジニアリングの常態化 ・ミキシングサービスやクロスチェーン・ブリッジ及び不透明なルートを介した資金洗浄プロセスの高度化

※北朝鮮による制裁回避は、北朝鮮の持続的核・ミサイル開発を可能にする。

R9：北朝鮮による情報戦（影響工作・偽情報）がもたらすリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
日米韓の分断を目的とした、政策不信と相互疑念の増幅	第2次トランプ政権の政策変更を逆手に取った「米国見捨てられ論」や、歴史問題を再燃させる組織的ソーシャル・ネットワーク（SNS）工作	中～高	大	高	短期～長期	<ul style="list-style-type: none"> ・日米韓の協力関係を標的とした「米国の核の傘無効論」や「日本見捨てられ論」の拡散速度 ・日韓関係の再悪化を狙った、過去の歴史問題や領土問題に関する偽情報の再生産・拡散 ・日本の防衛予算増額や反撃能力保有に対する「軍国主義化」というナラティブの浸透

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
有事におけるディープフェイクや偽情報を用いた、国民のパニック誘発と政府の危機管理機能の麻痺	ウクライナ戦線でのロシアの「降伏偽動画」の成功例及びAI生成による「偽のミサイル着弾情報」の拡散	中～高	大	高	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・Jアラート発令直後におけるSNS上の「偽の政府発表」や「偽の退避情報」のインプレッション数 ・日本の官公庁、報道機関の公式サイト改ざんによる偽ニュースの掲出事案数 ・サイバー攻撃（DDoS等）と連動した、国民の不安を煽る心理工作の同時発生
選挙や重要政策決定プロセスにおける「ステルス影響工作」による、防衛予算増額や基地政策への世論妨害	偵察総局傘下のハッカー集団による、日本のSNS空間におけるボットネット」用いた世論形成	中～高	大	高	短期～中期	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の重要選挙や政策決定の前後における特定の政治的立場を標的としたマイクロターゲティング広告の異常値 ・防衛施設周辺の住民コミュニティにおける、出所不明の反対運動煽動情報の流通 ・日本の若年層を標的とした特定の動画プラットフォーム上での短尺動画による「価値観の変容」工作

※情報戦は軍事行動に先行して世論と同盟の結束を攪乱する手段として用いられることが多い。北朝鮮及びロシアが相互に補完し得る領域である。

R10：北朝鮮の人工衛星技術向上が日本の安全保障に与える影響によるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
北朝鮮が衛星情報で在日基地を標定	偵察衛星運用報道	中	大	中	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型偵察衛星の地上受信施設の増設 ・在日基地を標的とした模擬ミサイル演習の実施
飽和攻撃でBMDを圧迫	ミサイル多発射実績	中	大	中	中期～長期	<ul style="list-style-type: none"> ・ミサイル発射車両（TEL）の同時展開能力の向上確認

※衛星ISRとミサイル能力の結合は在日基地の標定を容易にし、対日抑止の実効性を高めることになる。

R11：北朝鮮の「核動力戦略誘導弾潜水艦」の実用化が抑止・危機管理に与えるリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
北朝鮮の信頼できる確実な反撃能力の獲得による日本の抑止戦略（拒否的抑止）の機能不全	金正恩総書記による核推進潜水艦建造の公言、ロシアからの原子炉小型化技術および静粛化技術の移転疑惑	中～高	大	中	中期	・ 新型潜水艦の進水式及び海上発射型弾道ミサイル（SLBM）発射試験の成功に関する発表

※北朝鮮は国家方針として核推進潜水艦（あるいは“核戦略”潜水艦）建造を掲げ、造船所視察・建造中とする報道を繰り返している。ここでは直接の評価の対象にはしていないが、静粛性の向上と無制限の潜航能力による日米の対潜戦（ASW）網の無力化というリスク命題を設けるとすれば、その主要指標としては、潜水艦基地周辺での原子炉冷却水の排出に伴う海水温度の上昇、核燃料関連の微量放射性物質の検知等の熱・化学的指標、ソナーによる監視における従来の北朝鮮製潜水艦特有の高い騒音の消失、ロシア製潜水艦に近い静粛性の確認等の音響的指標、そして潜水艦に核弾頭を搭載するための専用の高セキュリティ貯蔵庫、水中通信を可能にする超長波（VLF）送信所の建設確認等のインフラに注目した指標が挙げられよう。

R12：北朝鮮の無人機（ドローン）（航空・水中）技術がもたらすリスク

リスク命題	根拠	可能性	影響	確度	時間軸	主要指標
【航空ドローン】 人工知能（AI）搭載・自律飛行型ドローンによる「飽和攻撃」の実現及び日本の防空リソース（迎撃弾）を枯渇させるリスク	ロシア軍用ドローン（ランセット等）の共同生産及び金正恩のAI搭載ドローン性能試験視察等	高	中～大	高	中期～長期	・ AIが自律的に自衛隊の艦艇やレーダーサイトを識別して突入する実験の確認 ・ ドローンで防空レーダーを無効化する実験等の確認
【水中ドローン】 核推進化（ヘイル）による無制限の潜航・待機能力の獲得及び日米韓の対潜戦（ASW）網を迂回する不意打ち核攻撃のリスク	北朝鮮による海軍核武装化宣言、ロシア製原子炉モジュールの提供疑惑等	中	大	中	中期～長期	・ 「ヘイル」の連続潜航試験の成功発表 ・ 基地におけるドローン専用大型ドックの建設等

※北朝鮮のドローン技術については、技術移転と共同生産及びAI・誘導精度の向上がカギとなる。もし北朝鮮がロシアのドローン生産の拠点の1つとなれば、北朝鮮にとっては有利な技術移転となる。他方、AIおよび誘導精度の向上については、2025年3月、金正恩総書記は「AI搭載型自爆ドローン」の試験を視察し、無人操縦とAIを現代の兵器開発における最優先事項と位

置付けている。この開発により、北朝鮮製ドローンの電子戦における耐性が大幅に強化されるリスクは高まる。また、北朝鮮は水中ドローンの開発も推進している。2023年4月には、北朝鮮は「水中核攻撃ドローン「ヘイル2」は1,000kmの仮想水域を71時間6分航行した」との実験結果を報じている。2025年の韓国国防部および情報機関の報告によると、ロシアは北朝鮮に対し、退役した原子力潜水艦から回収された原子炉モジュール、タービン、冷却システムを提供したとされている。これにより、核ドローン「ヘイル」の航続距離と静粛性を劇的に向上させ、米韓の対潜水艦作戦（ASW）を無効化するリスクが高まる。

日本への政策的含意

今回の暫定的なリスク評価は、固定された結論ではなく、情勢の変化に応じて不断に更新されるべきものである。北朝鮮の核・ミサイル能力は、これまでの経緯に鑑みれば、今後も日本にとって切迫した脅威であり続けることは疑いようがない。

留意すべきは、日本の防衛力整備の速度に対し、北朝鮮がそれを無効化するような「技術的サプライズ」を早期に提示する可能性である。従来の延長線上にある単線的な予測に基づいた抑止構想では、現状の変化に追いつくことは困難である。特に、ロシアの「特別軍事作戦」を端緒とした朝露軍事協力の制度化は、北朝鮮の能力向上を劇的に加速させている。日本側の対応がこの変化を質・量ともに下回るという構造的ギャップは拡大の一途をたどっており、この克服が急務となっている。

こうした課題に対し、個別的な事象への対応を超えた、より高次の戦略的観点から以下の3点を提言したい。

第一に、反撃能力の整備を、単なる装備の保有という静的な概念に留めてはならない。ISR、標的識別、指揮統制、そして同盟国との緊密な調整までを含む一連のプロセス全体をシームレスに機能させて初めて、反撃能力は抑止力としての意味を成す。この統合を加速させ、運用体制を早期に確立しなければ、能力の存在自体が空洞化するリスクを孕んでいる。

第二に、日米韓の三国間協力は、政治環境の変動に左右されない強固な制度的基盤へと格上げされるべきである。現代の国際環境においては、危機は単発ではなく、複合的かつ同時多発的に発生する。日本単独、あるいは日米二国間の枠組みだけでは対処しきれない事態を想定し、三国間での意思決定と共同対処プロセスを常態化させることが不可欠である。

第三に、対北朝鮮抑止を二国間の問題として捉える従来の思考から、完全に脱却する必要がある。現在の北朝鮮問題は、朝露軍事協力や中露の戦略的協調、さらには中

朝露という潜在的な協力体制という広範な地政学的文脈の中に位置づけられている。したがって、日本の対北抑止戦略は、同時に対中・対露抑止の一環として設計し機能させるという、多層的なアプローチが求められる。

おわりに

ロシアによる「特別軍事作戦」は、北朝鮮の核・ミサイル問題を一地域の懸案から、国際秩序を揺るがす構造的課題へと変質させた。今や朝露軍事協力がもたらす技術的・軍事的な「サプライズ」は、従来の抑止構想を根底から覆す「ゲーム・チェンジャー」となり得る。日本は、第2次トランプ政権下の日米同盟を安保の基軸に据えつつも、同盟のあり方そのものをより広域的・構造的な視点から再設計すべき局面にある。

大国間競争が再燃する今日、北朝鮮のリスクは、単なる米朝・日朝関係の枠組みではなく、ロシア、中国、そして朝中露の連携が生むシナジー効果を前提に理解されねばならない。特に核戦力については、多極化する脅威が戦略計算を極限まで複雑化させており、米国を含む「戦略的安定性」の維持はかつてなく困難となっている。こうした多極的な不安定性への移行は、日本のリスク・危機管理における難易度を質的に高めるものである。

—注—

- 1 阿久津博康「日本に対する北朝鮮の核・ミサイルリスク —“ゲーム・チェンジャー”リスクを踏まえた抑止の課題—」『朝鮮半島情勢とリスク』研究会「北朝鮮核・ミサイルリスク」部会 FY2023 - 3号』、2024年1月9日。[<https://www2022.jiia.lang.co.jp/jpn/report/2024/01/missile-fy2023-03.html>]、阿久津博康「『国防5か年計画』完遂に邁進する北朝鮮の核・ミサイルリスク：対露軍事協力、米新政権誕生、そして抑止のさらなる課題」『朝鮮半島情勢とリスク』研究会「北朝鮮核・ミサイルリスク」部会 FY2024 - 4号』、2025年3月27日。[<https://www2022.jiia.lang.co.jp/jpn/report/2025/03/research-report/missile-fy2024-04.html>]、阿久津博康「米国トランプ政権による対イラン核施設攻撃の北朝鮮核・ミサイルリスクへの示唆」『朝鮮半島情勢とリスク』研究会「北朝鮮核・ミサイルリスク」部会 FY2025 - 2号』、2025年8月29日 [<https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2025/08/research-report/missile-fy2025-02.html>]
- 2 Yevheniia Hubina, “Russians plan to hire 12,000 Shahed drone assemblers from North Korea soon,” *Ukrainska Pravda*, November 14, 2025. [<https://www.pravda.com.ua/eng/news/2025/11/14/8007268/>]

- 3 国家サイバー統括室「サイバーセキュリティ戦略」、2025年12月23日。[https://www.cyber.go.jp/pdf/policy/kihon-s/cs_strategy2025.pdf]
- 4 公益財団法人 日本国際問題研究所編『平成26年度外務省外交・安全保障調査研究事業（総合事業）朝鮮半島のシナリオ・プランニング』（2015年3月）。[https://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H26_Korean_Peninsula/H26_Scenario_Planning_for_Korean_Peninsula_fulltext.pdf]
- 5 The International Organization for Standardization (ISO), *ISO 31000:2018 / ISO 31000 (Risk management — Guidelines)* (ISO, 2018) . [<https://www.iso.org/standard/65694.html>]
- 6 The National Institute of Standards and Technology (NIST), Special Publication 800-30 Rev.1, *Guide for Conducting Risk Assessments, 2012* (NIST, 2012) . [<https://nvlpubs.nist.gov/nistpubs/Legacy/SP/nistspecialpublication800-30r1.pdf>]
- 7 The Central Intelligence Agency (CIA), *A Tradecraft Primer: Structured Analytic Techniques for Improving Intelligence Analysis*, 2009. [<https://www.cia.gov/resources/csi/static/Tradecraft-Primer-apr09.pdf>]
- 8 The Central Intelligence Agency, *A Tradecraft Primer: Structured Analytic Techniques for Improving Intelligence Analysis*, pp. 12-35 及び Richards J. Heuer Jr., *Psychology of Intelligence Analysis* (Center for the Study of Intelligence, 1999). [<https://www.cia.gov/resources/csi/static/Pyschology-of-Intelligence-Analysis.pdf>]

第4章

北朝鮮の対外戦略再編と後継の可視化

——第8回党大会以降の変化と今後の展望

鴨下 ひろみ

はじめに

北朝鮮は2021年1月の朝鮮労働党第8回党大会以降、「国防科学発展および武器体系開発5カ年計画（以下、国防5カ年計画）」に沿って核・ミサイル開発を高度化させる一方、ロシアとの関係強化を軸に対外戦略を大きく転換させた。米国を「最大の主敵」と位置づけ、「強対強」の原則に基づく対峙姿勢を前面に打ち出すとともに、国際関係が米国支持勢力と反米（反覇権）勢力が対峙する「新冷戦」構造へ移行したとの認識を示し、米国主導の国際秩序とは異なる「多極化世界」の構築を掲げている。

とりわけロシアによるウクライナ侵攻の長期化と国際秩序の分断は、北朝鮮にとって自国の戦略的位置づけを再構築する重要な契機となった。露朝関係の深化は、国際的孤立の相対化と外交的選択肢の拡大をもたらし、冷却化していた中国との関係にも変化を促した。2025年9月、金正恩が中国の公式行事に出席し、中露首脳と並ぶ姿を内外に示したことは、北朝鮮が「多極化世界」を主導する国の一角であることを強調する象徴的な出来事であった。

南北関係においても北朝鮮は大きな路線転換を示している。従来の統一政策を放棄し、韓国を「敵対的二国家」と再定義した背景には、核戦力の位置づけを「抑止・防衛」から先制使用を含むものへと変更したことがあると考えられる。韓国を「敵国」として制度化・固着化する作業を通じ、朝鮮半島の緊張が一層高まることが懸念される。

一方、トランプの再選を受け、北朝鮮は「非核化」抜きの条件付きで米朝対話の可能性に余地を残した。その米国はトランプの名前とモンロー主義をかけ合わせた「ド

ンロー主義」を掲げ西半球を勢力下に置く姿勢を露わにしたうえで、国際法を公然と無視し「力の行使」をためらわない姿勢を示している。米国にとって北朝鮮の外交順位は高いとは言えないが、米国が既存の国際秩序を壊す側に回る中で、北朝鮮がいかなる戦略的選択を行うのかは注視すべき課題である。

本稿では、第8回党大会以降の北朝鮮の対外戦略を、ロシアとの関係強化に伴う中国、米国、韓国との関係再編を中心に分析する。併せて、金正恩の権威向上に伴う国内統治の変化、とりわけ「白頭血統の次世代」が可視化されつつある意味を検討し、北朝鮮の今後を展望する。

1. ロシア接近による対外戦略の再編——露朝関係の質的転換

(1) ウクライナ侵攻がもたらした戦略環境の変化

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻は、冷戦後の国際秩序における重大な転換点であると同時に、北朝鮮にとっては自国の外交戦略を再構築する重要な機会となった。ロシアが欧米諸国との対立を深め国際的孤立を強める中で、北朝鮮は侵攻直後から、ロシアの行動を擁護し、国連などの場でもロシアと歩調を合わせてきた。

一方、国連安全保障理事会（以下、安保理）の常任理事国であるロシアは北朝鮮への制裁強化に反対する姿勢に転じただけでなく、制裁履行を監視してきた専門家パネルの任期延長を拒否し、事実上解散に追い込んだ。これにより、北朝鮮制裁の監視・検証機能は大きく低下し、制裁違反の抑止力は著しく弱体化した。ロシアは北朝鮮を事実上の核保有国として容認する態度を示すようになっており、北朝鮮は新たな制裁を科されることなく核・ミサイル開発を継続する環境を手に入れている。

(2) 武器供与と露朝軍事協力の深化

露朝関係の深化を象徴するのが、北朝鮮によるロシアへの武器供与である。ウクライナ侵攻の長期化に伴い弾薬不足に直面したロシアは、戦闘継続のため北朝鮮からの砲弾や弾薬の供給が必要不可欠な状況に陥った。北朝鮮側にとっても、武器供与は経済的見返りや技術支援を引き出す有効な手段であり、双方の利害が一致した形で協力関係が深まっていった。

露朝関係の質的変化は、首脳外交や高官交流の活発化にも表れている。

金正恩は2023年9月にロシア極東のポストーチヌイ宇宙基地を訪問し、ロシア大

統領のプーチンと4年5カ月ぶりに会談した¹。新型コロナウイルスのパンデミック後初となる外遊先にロシアを選んだことについて金正恩は、「朝露関係の戦略的重要性をわが党と政府が重視する立場を示す明確な表現になる」²と述べ、ロシア重視の姿勢を強調した。金正恩の訪問地には宇宙基地をはじめ、飛行機工場、軍用飛行場、ロシア海軍太平洋艦隊基地など軍事関連施設が中心で両国の軍事協力を強く意識したものとなった。

北朝鮮は金正恩の訪露に先立つ2023年8月から、砲弾などロシアへの武器支援を本格化させたと見られている。韓国国防部によれば、2025年7月までにコンテナ約2万8000個分、1200万発以上の砲弾が北朝鮮の羅津港からロシアに搬出された³。金正恩は2025年12月にも複数の軍需工業企業所を回り、ロケット砲やミサイル砲弾の生産状況を確認した⁴。ウクライナ情報当局はロシアが使用する砲弾の約4割を北朝鮮が提供していると見ている。ウクライナとロシアの終戦協議は長期化の様相を呈しており、ロシアが北朝鮮への武器依存度を急激に低下させる可能性は低いと言わざるを得ない。

(3) 露朝関係の制度化——包括的戦略パートナーシップ条約

2024年6月にはプーチンが訪朝し、軍事・経済・技術分野などでの協力を明文化した「ロシア連邦と朝鮮民主主義人民共和国の間の包括的戦略パートナーシップに関する条約（以下、包括的戦略パートナーシップ条約）」⁵の締結で合意した。同条約の4条には、いずれかが武力侵攻を受け「戦争状態」になった場合、国連憲章第51条並びに両国の法律に従い「保有しているすべての手段で軍事のおよびその他の援助を提供する」ことが明記された。有事の際の「軍事介入」条項の復活は、1961年に締結された「ソ朝友好協力相互援助条約」以来であり、同条約は露朝関係の制度化を象徴する成果物となった。

北朝鮮にとってこの条約は、米国やその同盟国に対し、自国が孤立した存在ではなく主要大国と結びついた戦略主体であることを強調する狙いがあったと考えられる。金正恩は署名式で「両国関係は同盟関係という新しい高い段階に上がった」と述べ、「露朝同盟」を強調した。これに対しプーチンは記者会見で「条約による北朝鮮との軍事技術協力を排除しない」と述べたものの、「同盟」という言葉を使うことは避けた。

2025年9月に北京で開催された露朝首脳会談の冒頭プーチンは、露朝関係について「両国関係は最近特別な信頼に満ちた同盟関係の性格を帯びてきた」と述べた⁶。また、同年12月に金正恩に送った新年の挨拶では、今後も北朝鮮と「同盟的關係」

を強化すると記し⁷、「同盟」と言い切らない微妙な言い回しをしている。一方、金正恩は新年の祝電で「朝露同盟関係は今の時代だけでなく、子々孫々永遠に継承すべき共同の貴重な財産である」と述べるなど同盟関係の永続化に度々言及している。「同盟」と「同盟的關係」の間には露朝間の微妙な温度差が示されている。

(4) クルスク派兵による同盟実体化とその代償

2024年秋以降ロシアに派遣された北朝鮮兵士は1万5000人規模に達すると見られており、韓国の情報機関・国家情報院は2000人が戦死したと推計している⁹。北朝鮮側がこれまでに公開した戦死者は350人程度で、被害を意図的に抑えている可能性もある。北朝鮮とロシアは派兵の事実を認めずにいたが、2025年4月にロシアがクルスクを奪還したのを機に北朝鮮兵がクルスクの戦闘に参加したことを公表した。

北朝鮮にとってこの派兵は、ロシアとの関係を単なる軍事協力から戦略的同盟段階へと引き上げるうえで重要な政治決断だったと言える。プーチンは北朝鮮兵士の派兵はロシア側の要請ではなく北朝鮮側からの提案だったと述べ、北朝鮮が主導したことを明らかにした¹⁰。実戦経験に乏しく現代戦に不慣れた北朝鮮兵士を海外の戦場に送れば多大な犠牲を伴う恐れがあり、北朝鮮国内では徹底した緘口令が敷かれた。派兵の公表後初の国家表彰授与式では金正恩が涙を浮かべて戦死者や帰還兵に英雄称号を授与し、「朝鮮人民軍の偉大な名誉をしっかりと守り、わが国家の存立と発展に確固たる保証をもたらした」¹¹と称賛した。遺族らには教育や住宅面で「特別の配慮」を与え、住民に動揺や反発が広がらないよう宣伝扇動を強化している。

兵士の犠牲と引き換えに、北朝鮮は軍事的にも経済的にも様々な見返りを獲得した。軍事的にはドローン発射技術や電子戦など現代戦における戦術を体得し、脆弱だった海軍・空軍力の強化、通常兵器の現代化などにもロシアの軍事技術が活用されていると見られる。原子力潜水艦の建造や偵察衛星打ち上げなど国防5カ年計画の達成を加速させるうえでも、ロシアの支援が指摘されている。

(5) 露朝「同盟」の持続性と不確実性

以上の事実を踏まえると、露朝関係の深化は一時的な戦術的接近ではなく、国際秩序の変化を背景とした戦略的再編の一環と位置づけられる。北朝鮮はロシアとの関係を通じて、制裁圧力を相対化し、核・ミサイル戦略を支える環境を整えると同時に、自国の外交的選択肢を拡張している。

もつとも、両国の戦略的パートナーシップは理念や価値観による結びつきではなく、相互の利害が一致した結果に過ぎない。露朝関係は相互依存的でありながらも、非対称的である点には留意が必要である。ウクライナでの戦闘が終結すればロシアにとって北朝鮮の利用価値は低下し、関係が弱体化する可能性がある。

北朝鮮は兵士の犠牲と引き換えに、露朝間の「血で結ばれた同盟関係」、「血をもって検証された両国の不敗の戦闘の友誼」を強調してきた。「兄弟」「血盟」を前面に出すことにより北朝鮮の戦時貢献を露朝双方の国民に浸透させ、ロシアから最大限の対価を引き出すとともに露朝同盟の永続化を図る思惑がうかがえる。

金正恩は第9回党大会では「核兵器と通常兵器の併進政策を示す」と予告した¹²。最新兵器の大量生産や新たな軍事開発計画には、引き続きロシアの支援が必要とされる見通しで、党大会でどのような戦略的対外政策が示されるかも重要なポイントとなる。

2. 対米戦略の再定義とトランプファクター

(1) 「主敵」認識と条件付き対話の併存

北朝鮮は第8回党大会以降米国を「主敵」と再定義し、朝鮮半島の不安定化をもたらす覇権国家として批判するとともに、反米陣営との連携を主張してきた。一方、対話や交渉の対象として完全に排除したわけではなく、トランプ政権とは対話の余地を残している。金正恩は2025年9月、「米国が空虚な非核化への執着を捨て、我々との真の平和共存を望むなら、米国と向き合えない理由はない」¹³と述べ、非核化を前提とせず、核保有国の立場を前提とした軍縮・軍備管理交渉を志向する姿勢を明確にした。トランプに対しては「今でも個人的には、良い思い出を持っている」とも語った。

トランプと3回にわたる首脳会談の経験は、金正恩にとって先代が成し得なかった貴重な業績であると同時に、成果を得ることに失敗した苦渋の経験でもある。対外戦略の立て直しを迫られた金正恩は、核・ミサイル開発の高度化を進めロシアに接近した。現在の北朝鮮にとって制裁解除のための非核化交渉の必要性は低下し、米国との交渉を急がなければならない状況にはない。北朝鮮が対米交渉に求めるのは、「核保有国」の認定と米韓合同軍事演習の中止や在韓米軍の縮小などを含む体制安全の保証へと変化している。

トランプは金正恩との再会談に意欲を示し、北朝鮮を「核保有国 (Nuclear Power)」

と呼ぶなど、「北朝鮮の非核化」目標を後退させるかのような発言も目立つ。ただ、米国にとって外交政策における北朝鮮の優先順位は高くない。トランプ第2次政権で初となる国家安全保障戦略（NSS）では北朝鮮への言及が一切なされなかった¹⁴。続く国家防衛戦略（NDS）では、北朝鮮の核戦争能力について「米国本土を脅かす能力が高まっている」とし、「米国本土に対する明確かつ現存する核攻撃リスク」を提起した¹⁵。一方で、北朝鮮の非核化には言及がなかった。

北朝鮮の対米認識における「覇権国家」と「対話・交渉対象」という二面性は、北朝鮮の対米戦略がイデオロギー的対立に基づく固定的なものではなく、状況に応じて調整される現実主義的性格を有していることを示している。2026年2月に予定される第9回党大会ではこの二面性のどちらが強く示されるのかによって、対外戦略の方向性が明らかにされるであろう。

(2) 国際秩序の動揺と北朝鮮の戦略的選択

北朝鮮の対外戦略にとって当面の問題は、米国が主導してきた戦後の国際秩序を自ら破壊する側に転じたことであろう。北朝鮮は「新冷戦」の構図の中で米国を覇権国家と批判し、それに対抗する勢力による「多極化世界」の実現をめざしてきたが、その前提そのものが崩れたのである。2026年1月のベネズエラ攻撃と大統領拘束は、トランプ政権が「力による支配」を優先し、そのためには「国際法を無視」することも辞さない姿勢を鮮明にした。大国の論理の下で力の行使が優先される事態が到来したのである。

北朝鮮外務省は米国の行動に対し、「最も重大な形態の主権侵害、国連憲章と国際法に対する乱暴な違反と断じ、強く糾弾する」¹⁶と強く批判した。ベネズエラ事態を受けた北朝鮮の対応として二つの方向性が考えられる。一義的には核をもたない国の脆弱性を再確認し核への執着をより強め、一層の核攻撃能力の強化を図る可能性が高い。米国の目が西半球やウクライナ、中東に集中している間に肅々と国防力の強化を進め、米国を牽制する体制作りを急ごうとするだろう。

第二は、トランプの予測不能性に備えアメリカとの対話に応じる可能性である。米国が軍事力を使って他国の主権国家の指導者を拉致・逮捕するような作戦が示されたことは、金正恩にとって大きな不安材料となる。特にベネズエラはロシアの友好国であり、「戦略的パートナーシップ条約」の締結国でもあった。ロシアはベネズエラに防空システムをはじめ大量の兵器を供給してきたが、大統領の拘束は阻止できず事実上ベネズエラを「見捨てた」と言ってよい。

米国自身が戦後秩序を破壊する側に転じた「新多極化世界」では、力のある大国同士のディールが優先される。北朝鮮が中露との間で「相互防衛」条約を交わしていても、米国の「力の行使」が朝鮮半島に向かった場合、中露が北朝鮮を守ってくれる保証はない。トランプを怒らせ「力の行使」のリスクを招くよりは、対話に応じた方が有利——北朝鮮がそう判断すれば、米朝対話のハードルは下がることも考えられる。

(3) 核保有国であることを前提とした対米戦略

北朝鮮の対米戦略は、非核化交渉への回帰を目指すものではなく、核保有国としての地位を前提に、米国との関係を管理する方向へ向かっている。米国によるイランの核施設攻撃やベネズエラ攻撃は北朝鮮に核保有の有効性を再確認させたであろう。トランプとの個人的な信頼関係は金正恩の外交資産となっているが、トランプの行動は予測困難であり個人的関係に依存した外交は不安定性を伴う。

北朝鮮は米朝接触のタイミングとされるトランプによる4月の中国訪問、11月の米中間選挙後などのタイミングを念頭に、対米戦略を練り直すことが不可欠となっている。

3. 相対化される中朝関係

(1) 露朝接近と中朝関係の冷却化

北朝鮮によるミサイル発射のモラトリアム中止とロシアへの急接近に伴い、中朝関係は一時冷却化した。2024年は国交樹立75年となる「中朝友好の年」だったが、ハイレベルの往来は4月に中国共産党序列3位の趙楽際(全国人民代表大会常務委員長)が訪朝した程度で首脳間の相互訪問や大規模な祝賀行事の開催は見送られた。経済面でも2024年は中朝の貿易総額が3年ぶりに前年比マイナスと落ち込み、冷え込みが浮き彫りとなった。24年ぶりのプーチン訪朝を筆頭に高官の往来が相次ぎ、団体観光客の受け入れなど経済面での交流も活発化したロシアとは違いが際立った。

中国はロシアのウクライナ侵攻に対しても、明確な支持を示さず表向きは中立の立場を取り、北朝鮮が主張する「新冷戦」にも同調を示さなかった。自国の経済成長を考えれば欧米と対決姿勢を取る露朝とは一線を画すことが望ましく、露朝の接近に伴って中国抑止も視野に日米・日米韓の拡大抑止態勢が強化されることも問題視していた。

北朝鮮の貿易総額の約98%が中国との貿易であり、北朝鮮経済は中国なくしては

成り立たない。中国は北朝鮮の強い経済的依存を背景に、水面下で核実験の中止などに圧力をかけてきたとされる。朝鮮戦争を共に戦った中朝は「血盟」で結ばれた伝統的友好関係を謳ってきた。中朝友好協力相互援助条約の「自動介入条項」は依然として効力を保っている。だが、中国は北朝鮮ともロシアとも軍事同盟は結んでいない。特に北朝鮮への軍事技術提供にはロシア以上に慎重な立場を取ってきた。北朝鮮にとってロシアは経済的には中国の立場に代わることはできないが、経済・軍事両面で中国の影響力を相対化するのに効果を発揮したのである。

(2) 「朝鮮半島の非核化」後退と中国の政策転換

中国は長年にわたり、朝鮮半島の非核化を公式方針として掲げてきた。中国外交当局の声明においても、「朝鮮半島の非核化」「半島の平和と安定」「対話と協議による解決」という三原則が繰り返されてきた。この大原則に変化が見られたのは2025年9月の中朝首脳会談を契機とする。中国の招待で「中国人民抗日戦争・世界反ファシズム戦争勝利80周年」記念大会に参加した金正恩は中露首脳と並んで天安門に姿を見せ、「多極的世界」をリードする指導者の結束をアピールした。

中国の北朝鮮に対する厚遇と配慮は6年ぶりとなる中朝首脳会談の場でも顕著に示された。習近平は過去5回の首脳会談で毎回言及してきた「朝鮮半島の非核化」には一切触れず、伝統的な中朝友好関係を確認して会談を終えた¹⁷。今回の中朝首脳会談と2018年から19年の5回の会談をめぐる中国メディアの報道を比べると、語彙の違いが鮮明となる。

過去の会談では毎回「无核化（非核化）」に言及があり、報道全体ではのべ18回使用された。また、図1に示したように非核化と共起する動詞としては「实现（実現）」6回、「推动（推進）」5回、堅持、維持などが挙げられ、非核化を段階的・建設的に進める上で中国がコミットする姿勢が示されていた¹⁸。

一方、2025年の会談では「无核化」への言及は一切なくなり、「対話」「制裁」などの語彙も姿を消した。代わって「友好」「関係」「戦略」「運命共同体」「利益」などの表現が増えたのが目に付く（図2）。中国の姿勢が北朝鮮に向けた非核化の働きかけから、米への対抗を軸とした「陣営・共同利益」型へと転換したことが見て取れる。

この会談以降、中国は軍備統制関連白書から「朝鮮半島非核化」の文言が削除されたほか¹⁹、2026年1月の中韓首脳会談でも言及はなく、中国が北朝鮮の核保有を事実上黙認する姿勢に転じたとの見方が強まっている。中国としては米中の戦略的競争が激しさを増す中で米国と協力して北朝鮮の非核化を進めるよりは、米国への対抗軸

図1

非核化と共起される動詞（2018-19中朝首脳会談）

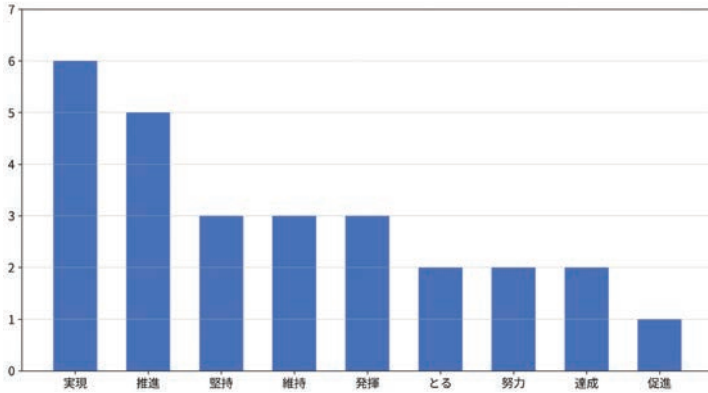
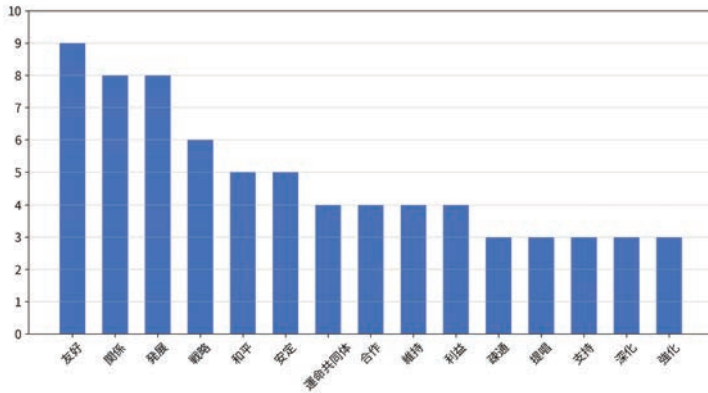


図2

2025年中朝首脳会談 頻出語



を強化するために北朝鮮を取り込むことが重要と判断したと考えられる。

実際に北朝鮮に対する中国の非核化圧力は、これ以前から著しく後退していた。2022年5月に米国が提出した「対北制裁を強化する決議案」に中国は、ロシアとともに拒否権を行使し、2024年3月の制裁監視パネルの任期延長案では採決を棄権した。ただ、中国は表向きには制裁の履行は継続しており、北朝鮮の核保有に反対する姿勢を完全に崩してはいなかった。今後、北朝鮮が7回目の核実験に踏み切り国連に制裁決議案が提出される事態になったとしても、中国が賛成する可能性は低く、拒否権行使とまでは行かないにせよ棄権に回る公算が高いと考えられる。

4. 「敵対的二国家」としての南北関係

金正恩は2023年末の第8期・第9回党中央委員会拡大総会で、先代から受け継いできた「平和統一路線」を放棄し、韓国を従来の同族・統一の対象ではなく「敵対的国家」と見なすと宣言した²⁰。その後は南北間の統一に関する問題、和解・協力を象徴する様々な文書や象徴を一つ一つ削除し続けている。

さらに2025年9月の第14期第13次最高人民会議における施政演説で金正恩は「韓国と向き合うことはなく、何事も共にするつもりはない。韓国を一切、相手にしない」と述べ²¹、韓国と敵対せざるを得ない理由について詳しく説明した。金正恩は南北が国際社会の中で長らく「二つの国家」として存在し、「交戦国として対峙」してきたと指摘、韓国を敵対国とするのは「事実をそのまま認めたに過ぎない」と強調した。また、韓国はあらゆる分野がアメリカ化された「植民地的属国」で北朝鮮とは「完全に相反する」ため、統一は「どちらか一方が消滅しない限り成立し得ない」と統一の可能性についても強く否定した。そのうえで、北朝鮮と韓国は「一つになることのできない二つの国家であるということ、国法として固定させる」とも述べ、「敵対的二国家論」を党規約や憲法に明記して制度化する意向を示唆した。第9回党大会では「敵対的二国家論」の制度化も重要な焦点となる。

金正恩は2019年1月1日の新年の辞で「わが国家第一主義」を信念とし、「朝鮮式に社会主義経済建設を推し進める」よう呼びかけた²²。第8回党大会では党規約から「民族解放民主主義革命の遂行」が削除され、民族や統一より国家志向がより鮮明となった。吸収統一以外の「統一」が現実味を失い、北朝鮮と韓国の関係は悪化していった。

北朝鮮がそこからさらに踏み込み韓国を「敵国」と再定義した背景には、朝鮮半島における核の先制使用をめぐる決断がある。2022年の最高人民会議第14期第7次会议で北朝鮮は、「朝鮮民主主義人民共和国核武力政策について」を採択した²³。核使用法令では、従来の「防衛的抑止」を超え、指導部や国家の重要戦略対象に攻撃が「差し迫っている」と判断した場合、核の先制攻撃を公式に認めた。金正恩は同会議の演説で、「核はわれわれの国威であり国体であり、共和国の絶対的力であり、朝鮮人民の大きな誇り」と述べた。

翌年には憲法を改正し、「国の生存と発展の権利を担保し、戦争を抑制し、地域と世界の平和と安定を守るため、核兵器の発展を高度化する」²⁴と明記した。これにより核保有は「神聖かつ絶対的なもの」となり、「非核化」は北朝鮮の「主権を無視し、

踏みじめる極めて重大な侵害行為」²⁵ かつ違憲行為とされた。核保有が国家のアイデンティティと一体化し、「金正恩体制の存立」と法的に不可分となったため、非核化は受け入れ不能という論理である。

しかし、北朝鮮が核を「防衛・抑止用」から「先制攻撃」の手段に転換するにあたっては「同族に対して核を使用する」ことへの倫理的・政治的ハードルを克服する必要があった。「敵対的二国家論」と「統一政策の放棄」は、朝鮮半島における戦術核運用の心理的な障壁を解消しただけでなく、金正恩の現実主義的な国際認識を示している。

「敵対的二国家論」には、韓国文化の浸透に対する警戒感も無視できない。北朝鮮は2020年12月に韓国のドラマや音楽の視聴・流布を禁じる「反動思想文化排撃法」、2023年1月には韓国風の言葉の使用を禁じる「平壤文化語保護法」を制定し、韓流への統制を強化した。一方で北朝鮮の映像や音楽に韓流要素を取り入れ、若者層の娯楽需要を満たそうとする試みが目立つようになった。1990年以降に生まれた若者層は「チャンマダン世代」と呼ばれ、配給など党の恩恵を知らずに育ち、北朝鮮当局からは韓国文化の影響を受けやすいと警戒されている。こうした若者らを念頭に韓国との一切の関係を断ち切り、韓国主導の統一を遮断する狙いもあったと言えよう。

5. 金正恩の偶像化と後継の可視化

(1) 金正恩偶像化の進展

第8回党大会では党規約から、金日成、金正日、金正恩の固有名詞を大幅に削除し、「党中央」という言葉に置き換える形で規約が改正された。平井は「内容的には金正恩党総書記の個人独裁を強化しながらも、用語面では通常の社会主義国家の党規約のスタイルに変えた」と指摘した²⁶。また、「朝鮮労働党総書記の代理人」として「第一書記」のポストが新設されたが、これまでは空席となっている。

これらの決定を受けて北朝鮮国内では金正恩の偶像化と後継可視化の動きが進められている。2022年10月、金正恩の姿を描いた巨大なモザイク壁画が朝鮮中央テレビで放映された²⁷。壁画には、金正恩が咸鏡南道「連浦温室農場」の着工式で数人の幹部と共に現場に介入する様子が描かれていた。北朝鮮ではこれまで、先代指導者の金日成・金正日、金正日の生母・金正淑以外にモザイク壁画が製作されたことはなく、金正恩の壁画が確認されたのは初となった。その後は抗日パルチザン闘争参戦者の子

孫らが通う平壤の万景台革命学院などに金正恩の壁画が完成し、朝鮮労働党中央幹部学校の教室には先代2人と並んで金正恩の肖像画が飾られているのが確認された²⁸。

金日成を称える呼称だった「オボイ」「太陽」などの尊称が金正恩に使われることが増える一方、金日成・金正日の誕生日に使われてきた太陽節、光明星節などの名称は4月名節、2月名節などにそれぞれ変更された。先代の固有名詞を削除し名称を置き換え、統一政策など先代が敷いた重要路線を転換する動きは、北朝鮮を金正恩時代の姿に塗り替えることを意味し、金正恩の業績と権威が先代を上回ったことを示す証左とも言えよう。

(2) 「次世代の白頭血統」を可視化

金正恩の「娘」の登場は、金正恩偶像化推進の過程に位置づけられる。2022年11月、金正恩は大陸間弾道ミサイル（ICBM）「火星17」型の発射現場に娘を伴い、その姿を公開した。北朝鮮メディアは娘を「愛するお子様」と紹介し、名前は明らかにしなかった。娘の呼称はその後の3年間で「尊貴な」「尊敬する」に変わり、金正恩と併せて最高指導者を指す「嚮導の偉大な方々」が使われたこともあった。

娘の同行はその後も続き、視察先も軍事分野だけでなく民生、外交の場面へと拡大した。さらに、10歳前後と見られる幼い少女に軍高官が膝まずいて報告したり、金正恩の実妹である金与正がお辞儀する姿などが捉えられ、娘への儀典が最上級であることが示された。今や金正恩と並んで指導者としての立ち居振る舞いを見せるまでに成長し、金正恩が参加する一号行事の主要な要員として完全に定着している。

金正恩が、10代前半という異例の早さで娘を公式の場に同行させ、実地での「帝王学」を伝授している背景には、権力継承を正当化する最大の根拠である「白頭の血統」を継ぐ「次世代」が存在すること、即ち後継の存在を可視化する狙いがあると考えられる。娘は実際に後継者になるかどうかとは別に、「次世代の白頭血統」を象徴する存在として北朝鮮社会に浸透しつつある。

金正恩は父・金正日の急死に伴い、わずか2年程度の準備期間で指導者の座に就いたため、後継者として受け入れられるのに時間がかかり、権威不足を補うため金日成のカリスマ性を模倣するなど権力の基盤固めに苦勞した。こうした自らの権力継承プロセスへの反省から、若く健在なうちから「次世代の白頭血統」の存在を明らかにし、軍事・経済分野で経験を積ませることで、突発的なリスクに備え、安定的な権力移譲を図っていると見ることができる。

娘を「次世代の白頭血統」として印象づける場面も増えている。2025年12月には

金正恩に同行し白頭山近隣の三池淵地区を初めて訪問し、「白頭の血統」における「聖地の継承」を印象づけた²⁹。また、2026年の年明けに錦繡山太陽宮殿への参拝、新年祝賀公演に両親とともに出席した際には、いずれも写真の「中心」に配置された姿が報じられた³⁰。特に娘の太陽宮殿参拝が公開されたのは初めてで、金日成、金正日につながる「後継者としてのイメージ定着を意図した演出」とも受け取れる。

後継可視化の動きは今後さらに加速していくことが予想される。朝鮮労働党の入党資格は18歳以上とされているが、それ以前に娘の名前や党での役職が公開されることもあり得よう。空席となっている「第一書記」のポスト就任の可能性も含め、注視していく必要がある。

おわりに

本稿では、露朝の関係強化を軸に中国、米国、韓国との関係再編を通じた北朝鮮の対外戦略の変化について分析してきた。北朝鮮は国際秩序の分断と大国間競争の激化を自国に有利な環境として捉え、制裁圧力を相対化しつつ核・ミサイル能力の高度化を進めている。とりわけ、米国が国際法や同盟秩序を軽視し、力による現状変更を容認する姿勢を強めていることは、北朝鮮に核保有の有効性を再認識させ、核戦力を体制存立の中核に位置づける動きを後押しするものと考えられる。

一方で、北朝鮮は米国との対話の可能性を完全には否定していない。トランプの再選により、非核化を前提としない米朝交渉や、核保有国としての地位を前提とした関係管理が模索される余地も生じている。ただし、トランプの外交は予測不能性が高く、個人的関係に依拠した交渉は不安定性を伴うため、北朝鮮にとっても戦略的判断が難しい局面が続くであろう。

こうした状況下で、日本を含む日米韓三か国は、北朝鮮問題を単なる「非核化」の成否ではなく、国際秩序の変容と大国間競争の進展という構造的な文脈の中でとらえ直す必要がある。日米韓は拡大抑止の枠組みを維持したうえで段階的な米朝対話の実現を模索し、情勢の変化に応じた現実的かつ多層的な調整を図っていくことが求められよう。特に米国の対外行動が同盟国に不確実性をもたらす中で、同盟の硬直化と空洞化のいずれをも回避する戦略的バランスが、今後の北朝鮮対応における重要な課題となる。

- 1 「敬愛する金正恩同志がロシア連邦大統領ウラジミールウラジミロビッチプーチン同志と会談なされた」、朝鮮中央通信 2023 年 9 月 14 日（朝鮮語）
- 2 「朝鮮労働党総秘書であり朝鮮民主主義人民共和国國務委員長であられる敬愛する金正恩同志がロシア連邦の国境駅ハサンに到着なされた」、朝鮮中央通信 2023 年 9 月 13 日（朝鮮語）
- 3 「プレーキのない北露‘不良軍事’貿易…軍”北，砲弾支援規模 1200 万発以上」『中央日報』ウェブサイト 2025 年 7 月 13 日、〈<https://www.joongang.co.kr/article/25351110>〉（韓国語）
- 4 「敬愛する金正恩同志が重要軍需工業企業所を現地指導なされた」朝鮮中央通信 2025 年 12 月 26 日、〈<http://www.kcna.kp/kp/article/q/ca5a3a6c51305340b1660dc859316503.kcmsf>〉（朝鮮語）
- 5 「朝鮮とロシアの包括的戦略的パートナーシップに関する条約全文」朝鮮中央通信 2024 年 6 月 20 日
- 6 「露朝首脳会談 プーチン氏が北朝鮮兵の派遣に謝意、金正恩氏は今後も支援続ける用意があると強調 「“兄弟”の義務として助ける」 TBS NEWS DIG 2025 年 9 月 3 日
〈<https://www.youtube.com/watch?v=zxU6SJQnMEI>〉
- 7 「敬愛する金正恩同志にロシア連邦大統領が祝電を送ってきた」、朝鮮中央通信 2025 年 12 月 25 日、〈<http://www.kcna.kp/kp/article/q/65e93d8a71e2fc200437c1459d7e1508ff98ac7eeb28e44958023b85b8eb2983d05611af35e8f847994d8085f514ad9e.kcmsf>〉（朝鮮語）
- 8 「敬愛する金正恩同志がロシア連邦大統領に祝電を送られた」、朝鮮中央通信 2025 年 12 月 28 日、〈<http://www.kcna.kp/kp/article/q/d46d62499f5181bc831b717b7e193ebf28dab6cbb38eb8b19c3cdc78cfb972c03403103974cfe0ef91ade079e9c04e4d.kcmsf>〉（朝鮮語）
- 9 「ロシアで戦死、2000 人超か 北朝鮮兵巡り韓国情報機関」、時事通信 2025 年 9 月 2 日、〈<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025090200957&g=int>〉
- 10 President of Russia [Meeting with Chairman of State Affairs of the Democratic People's Republic of Korea Kim Jong-un], September 3, 2025, 〈<http://en.kremlin.ru/events/president/news/77909>〉
- 11 「国家表彰授与式での金正恩同志の演説」、朝鮮中央通信 2025 年 8 月 22 日（朝鮮語）
〈<http://www.kcna.kp/kp/article/q/87930ac6613419c706038209d78f5073.kcmsf>〉
- 12 「敬愛する金正恩同志が国防科学院装甲防衛兵器研究所と電子兵器研究所の事業を指導された」、朝鮮中央通信 2025 年 9 月 13 日（朝鮮語）
〈<http://www.kcna.kp/kp/article/q/9503b1828c8fa982b9e2725a2bf1726c.kcmsf>〉
- 13 「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議第 14 期第 13 次会议で行った金正恩同志の演説」、朝鮮中央通信 2025 年 9 月 22 日 〈<http://www.kcna.kp/kp/article/q/f26c6c3cf5a57003e0f67cdc9789876.kcmsf>〉
- 14 The White House, National Security Strategy of the United States of America [NSS2025], (November 2025), <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2025/12/2025-National-Security-Strategy.pdf>.
- 15 Department of Defense, 2026 National Defense Strategy, <https://media.defense.gov/2026/Jan/23/2003864773/-/1-1/0/2026-NATIONAL-DEFENSE-STRATEGY.PDF>
- 16 「朝鮮外務省代弁人、ベネズエラに対する米国の強権行為を乱暴な主権侵害、国際法違反とし

- て糾弾」朝鮮中央通信 2026 年 1 月 4 日
- 17 「習近平国家主席は朝鮮労働党総書記、國務委員長金正恩氏と会談を行った」、新華社、2025 年 9 月 4 日 <https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202509/content_7039196.htm> (中国語)
- 18 「习近平同金正恩举行会谈」新華社 2018 年 3 月 28 日、「习近平同朝鲜劳动党委员长金正恩举行会谈」新華社 2018 年 5 月 8 日、「习近平同朝鲜劳动党委员长金正恩举行会谈」新華社 20180619 <http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2018-06/19/c_1123005983.htm>、「习近平同朝鲜劳动党委员长金正恩举行会谈」新華社 2019 年 1 月 10 日 <https://www.xinhuanet.com/politics/2019-01/10/c_1123968920.htm>、「习近平同朝鲜劳动党委员长、国务委员会委员长金正恩举行会谈」新華社 2019 年 6 月 21 日 <http://news.china.com.cn/2019-06/21/content_74905662.htm> から非核化の使用回数と非核化に共起される単語を抽出。
- 19 South China Morning Post (2025) [Is China changing tack and accepting North Korea as a nuclear-armed state?], 6 Dec 2025 <https://www.scmp.com/news/china/military/article/3335406/china-shifting-its-policy-and-accepting-north-korea-nuclear-armed-state?utm_source=chatgpt.com>
- 20 「朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 9 次全員会議拡大会議に関する報道」『労働新聞』2023 年 12 月 31 日、7 面 (朝鮮語)
- 21 前述、朝鮮中央通信 2025 年 9 月 22 日
- 22 金正恩「新年辞」『労働新聞』2019 年 1 月 1 日
- 23 「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議法令 朝鮮民主主義人民共和国核武力政策に対して」『労働新聞』2022 年 9 月 9 日 6 面
- 24 社会主義憲法第 4 章第 58 条「国防」、ネナラ 朝鮮民主主義人民共和国ウェブサイト <http://www.naenara.com.kp/index.php/Main/index/ja/politics?arg_val=constitution>
- 25 前述、朝鮮中央通信 2025 年 9 月 22 日
- 26 平井久志「朝鮮労働党規約の改正について」, 『『大國間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』研究会 FY2021-1 号、日本国際問題研究所、2021.08.05 <<https://www.jiia.or.jp/jpn/report/2021/08/korean-peninsula-fy2021-01.html>>
- 27 「連浦温室農場竣工式盛大に進行 / 敬愛する金正恩同志が自ら竣工テープを切られた」朝鮮中央テレビ 2022 年 10 月 11 日
- 28 「主体革命偉業のためまね継承発展を担保する新時代の党幹部養成の最高殿堂 朝鮮労働党中央幹部学校の竣工式を盛大に進行、敬愛する金正恩同志が綱領的な演説をされ、竣工テープを切られた」朝鮮中央テレビ 2024 年 5 月 22 日 (労働新聞の写真では金正恩の肖像画部分がカットされている)
- 29 「三池淵観光地区に新たにそびえ立ったホテル (複数) が竣工した」『労働新聞』2023 年 12 月 23 日 1-2 面
- 30 「新年 2026 年を迎え慶祝公演 盛況裏に進行」『労働新聞』2026 年 1 月 1 日、2-3 面、「敬愛する金正恩同志が新年 2026 年を迎え錦繡山太陽宮殿をお訪ねになった」『労働新聞』2026 年 1 月 2 日 1 面

第5章

安保理による北朝鮮制裁の限界が示唆するもの

—履行確保の意義と制裁緩和のリスク—

竹内 舞子

はじめに

北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、2006年以降、国連安全保障理事会(以下「安保理」)が継続的に取り組んできた核不拡散のための重要課題の一つである。安保理は度重なる核・弾道ミサイル実験に対し、制裁措置を段階的に強化してきた。特に、2016年から2017年の2年間には、北朝鮮は3回の核実験に加え、3回の大陸間弾道ミサイル実験を含む弾道ミサイル実験を行い、これに対して安保理は、計6本の制裁決議を採択し、核・弾道ミサイル開発に直接関係のある活動だけでなく、北朝鮮の輸出や労働者の出稼ぎなど、その財源となる外貨獲得のための経済活動をも規制する措置を定め、制裁を大幅に強化した。

しかし、2018年から2019年にかけての北朝鮮の対話外交への転換や、2022年のロシアのウクライナ侵略を契機とした安保理常任理事国間の対立の激化と露朝関係の緊密化に伴い、安保理は北朝鮮による明白な決議違反に対しても追加制裁を決議できない状況に陥っている。また、北朝鮮も、サイバー攻撃やIT技術者による外貨獲得、禁輸対象品の密輸、制裁対象外の物資の輸出の増加、そしてロシアとの協力関係の深化などを通じて、制裁に対抗している。

このような状況下では、制裁の効果に対する疑問が広がり、さらには制裁の意義そのものに対する批判や制裁緩和を求める主張へと発展する可能性がある。こうした議論が広がれば、各国における北朝鮮制裁に対する関心が低下し、制裁の実効性の確保がさらに困難になるという悪循環が生じかねない。2016年から2017年にかけて安

安保理において北朝鮮制裁の強化が全会一致で採択され、各国において履行のための取り組みが推進されていた時期に比べれば、このような国際的関心の差が与える影響は軽視できない。これに対抗するためには、制裁の履行や監視を通じて、制裁の効果を維持することが重要である。とりわけ、安保理の機能が十分に発揮されない部分については、日本を含む多国間の取り組みによって補完する意義は大きい。

安保理による北朝鮮制裁体制が直面しているのは、新たな決議の可能性の大幅な低下や既存の決議の実効性の低下という問題にとどまらない。2019年の米朝首脳会談の決裂後、北朝鮮は制裁に対抗しつつ核・弾道ミサイル開発を続け、同時に、核戦力政策を憲法を含む国内法体系にも組み込んだ。このように核戦力の堅持を示す北朝鮮に対し、非核化の目標を一旦棚上げし、核兵器保有国としての立場を前提とした交渉を唆する発言が米国、そして韓国の大統領から発せられるようになった。

北朝鮮との間で核・弾道ミサイル開発に関する交渉を行おうとするならば、その見返りとして、北朝鮮に対する安保理制裁の緩和が求められることも想定される。交渉の一環として制裁の一部を緩和すること自体は、制裁が外交的解決を促すための手段として設けられている以上、必ずしも否定されるものではない。しかし、その緩和は、制裁による北朝鮮の核・弾道ミサイル開発の抑止効果を引き続き維持できる範囲にとどめる必要がある。また、北朝鮮の非核化に向けた実質的な行動が担保されないまま、「交渉の見返り」として制裁の緩和がなされ、それが国際社会に、あたかも安保理が北朝鮮の核保有を容認したかのように映れば、安保理への信頼を損なう可能性がある。その影響は、北朝鮮という新たな核兵器国の存在により地域の外交・安全保障環境が一層不確実性を増すことにとどまらない。「核兵器の不拡散に関する条約」(Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons、以下「NPT」)の加盟国であった北朝鮮による核開発に対する安保理の対応の変化は、国際的な核軍縮・不拡散の礎石となってきたNPT体制にも影響を与える可能性がある。「北朝鮮の完全な非核化」のみならず「核兵器のない世界」を目指す日本にとっては、このような状況は、自国に対する脅威の増大だけでなく、安保理やNPTに基づく国際的な核不拡散体制の実効性が損なわれ得るという二重のリスクを伴う。

北朝鮮の非核化を促進する手段としての安保理による制裁の役割は今後も失われるべきではない。むしろ現在の状況は、制裁の意義を改めて検討する必要性を示している。本稿は、国連安保理による北朝鮮制裁が2016年から2017年にかけて大幅に強化されながらも、その後の国際情勢の変化や安保理内での対立、監視体制の弱体化を背景に、履行と監視の両面で実効性が低下している現状を整理する。そのうえで、こ

の状況に対応するための有志国による取り組みが、制裁の実効性の維持のために果たしている役割を議論する。さらに、北朝鮮の核保有を前提とした交渉の可能性が指摘される中で、取引材料として制裁緩和が議論される可能性を踏まえ、その影響を評価する。最後に、日本として特に備えるべき対応として、制裁の実効性の維持のために既存の枠組みを活かした更なる取組を行うことと、制裁緩和の可能性に関してはそのリスクを踏まえた慎重な対応を関係国に働きかけることを提言する。

1. 国連安保理による北朝鮮制裁体制の変化

(1) 安保理決議の強化とその効果

安保理による北朝鮮制裁は、北朝鮮が最初の核実験を行った2006年に開始された。安保理は、その後、度重なる北朝鮮の核実験や弾道ミサイル発射実験を受けて、それに対抗し、北朝鮮の核問題の外交交渉による解決を促すことを目的として、徐々に制裁措置を追加してきた¹。制裁措置の大幅な強化の契機となったのが、2016年3月に採択された決議第2270号である。この決議は、同年1月に行われた4回目の核実験や、2月に弾道ミサイル技術を用いて行った「地球観測衛星」光明星4号の打ち上げに対して採択された。

同決議は、これまでの、核・弾道ミサイル開発に直接関与する物資・技術や活動の制限にとどまらず、北朝鮮の外貨獲得手段に直接制限を加えることで、財政面での圧力を大幅に強化した点に特徴がある。具体的には、北朝鮮の最大の輸出財であった石炭、鉄、鉄鉱石などの輸出を制限したほか、航空機燃料の輸入を全面的に禁止した。軍事関連措置としては、北朝鮮との武器の輸出入禁止の範囲を、小型武器を含むすべての武器に拡大したほか、北朝鮮の研究者や学生に対する核・ミサイル関連の分野の教育・訓練を禁止した。また、船舶や手荷物を利用した密輸を制限するために、北朝鮮による外国船舶や航空機のチャーターの禁止や、空港や港における北朝鮮からの、または北朝鮮への渡航者の荷物検査を義務付けた。さらに、金融制裁も強化され、北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の禁止や、北朝鮮での新規支店開設の禁止などが定められた。

これ以降、2016年から2017年にかけての大幅な制裁強化の過程では、外貨獲得手段の制限として、北朝鮮による輸出入の大幅な制限に加えて、北朝鮮が各国に派遣していた労働者に対する制限が段階的に強化され、最終的には2017年末に採択され

た決議第 2397 号に基づき、すべての海外派遣労働者の 2 年以内の送還が決定された。

また、燃料の輸入制限が段階的に強化され、2017 年末に採択された決議第 2397 号では、ガソリンやディーゼル油などの石油精製品の年間合計輸入量が 50 万バレルに制限された。米国政府が決議採択時に公表したファクトシートによれば、50 万バレルという上限は、2017 年夏時点での北朝鮮の年間輸入量から 89 パーセント削減されるという厳しいものであった。

加えて、このような禁輸措置をかいぐるための密輸に利用される船舶の制裁指定が強化された。特に、安保理の制裁委員会が、安保理決議を待つことなく、制裁違反に関与する船舶に対する制裁指定を迅速に行い、船籍の剥奪や入港禁止措置などの措置を各国に義務付けられるようになった²。

金融制裁の分野でも、北朝鮮の金融機関の海外支店の禁止や、第三国の金融機関の北朝鮮支店の禁止、北朝鮮の主要外国為替銀行であるフォーリン・トレード・バンクをはじめとする多くの金融機関への制裁指定を通じて、北朝鮮の国際金融網へのアクセスが厳しく制限された。

このように、2016 年から 2017 年までの制裁強化を通じて、北朝鮮の経済と軍事計画の両方に打撃を与えられる極めて包括的な制裁枠組みが構築された。2018 年から 2019 年に北朝鮮が米朝交渉に積極的になった理由の一つには、制裁の緩和の必要性があったと報じられている³。このことから、制裁の強化は、非核化交渉を促すという決議の目標を促進する役割を果たしたと考えられる。

(2) 安保理の機能不全と制裁の形骸化

しかし、その後北朝鮮制裁をめぐる状況は大きく変化した。特に、2022 年以降のウクライナ侵攻の支援を契機としたロシアとの関係強化を通じて、北朝鮮は制裁下で禁止された活動を公然と行った。また、ロシアは安保理における「後ろ盾」としても機能し、北朝鮮制裁の強化や、制裁の履行状況を監視する制裁委員会専門家パネル（以下「専門家パネル」）の任期延長に関する安保理決議に反対することで、制裁の履行・監視の両面から安保理制裁体制の権威や実効性を低下させてきた。

(a) 安保理常任理事国間の対立と拒否権行使

安保理において、北朝鮮制裁決議は、2006 年の制裁体制の設立から 2017 年までの間、常に全会一致で採択されてきた。米国、英国、フランスだけでなく、決議の強化や履行に必ずしも積極的ではないロシアと中国も、これまでの制裁決議に賛成票を

投じてきた。

しかし、2022年にはついにこの前例が崩された。2022年5月、北朝鮮による相次ぐ大陸間弾道ミサイル発射に対し米国が提出した制裁決議案が、13か国の賛成にもかかわらず中露の反対により否決されたのである。これは、二つの重要な転換点となった。まず、2017年にはいずれも追加制裁の理由となった大陸間弾道ミサイル発射に対しても、制裁決議が採択されなかったことで、弾道ミサイル計画において制裁の引き金になり得る決議違反の基準があいまいになったことである。弾道ミサイル開発計画の中でも最も重要な到達点の一つである大陸間弾道ミサイルの発射に対して制裁決議が採択されないとすれば、弾道ミサイル開発に対する制裁決議の提案は、今後極めて難しくなることが予想される。次に、これまで北朝鮮制裁決議は、主要国間での交渉の過程では様々な妥協がありつつも、安保理の採決においては、制裁の履行に積極的でない中露も賛成してきた。安保理においては、各国の立場の違いはあるにせよ、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発には対抗するというメッセージを発し続けてきたし、中露も採択された決議自体は尊重してきた。2022年に、中露の反対により制裁決議が安保理の公式な採決の場で否決されたことは、2006年からの前例を覆す重大な転換点となった。

(b) 専門家パネルの任期終了

制裁決議の否決に続き、北朝鮮制裁の実効性において、極めて重要な転機となったのが、2024年の、専門家パネルの任期終了である。専門家パネルは、2009年に採択された決議第1874号に基づき設立され、それ以降、2024年まで、毎年の任期延長決議に基づき1年ずつ任期が延長されてきた。この専門家パネルは、安保理において制裁の履行を監視し報告する任務を担ってきた。ところが、2024年3月、この任期延長決議に対し、13か国の賛成にもかかわらず、ロシアが反対票を投じたことにより、専門家パネルの任期は2024年4月末で終了した。2022年の制裁決議案に対する採決と異なり、この採決に当たり、中国は棄権した。

中露の投票行動は分かれたものの、ロシアと中国はともにこの席上において現在の決議に対する批判を行った。ロシアは、専門家パネルの調査の質に疑義を呈するとともに、このパネルは西側陣営がロシアを中傷するための手段になっていると主張した。さらにロシアは、朝鮮半島情勢が根本的に変化する中で、現行の北朝鮮制裁体制はその妥当性を失いつつあると指摘し、制裁は実効性を欠く一方で北朝鮮国民に過度の負担を強いていると批判した。その上で、こうした問題意識を踏まえてロシアが主張す

る、決議の期限の設定や制裁措置の緩和を可能とするような制裁体制の変更が延長決議案には反映されていないことを反対理由として述べた。また、中国は、棄権しながらも、現行の北朝鮮制裁体制に対するロシアの批判を支持し、厳しい制裁は朝鮮半島の非核化という目標を達成できないだけでなく、緊張と対立を激化させ、現地の人道問題に深刻な悪影響を与えているとし、ロシアの主張する制裁体制の見直しの検討を求めた。

このような最近の安保理における投票行動からは、現在の状況が続きロシアの立場に変化がない限り、対北朝鮮制裁のさらなる強化が実現する可能性は低いと考えられる。今後、核実験など重大な決議違反が起きた場合でも、米国などから提案された制裁強化の決議案に対してロシアや中国がこれまでの主張に沿った対案となる決議案を提出した場合に、互いの案に対して反対する結果、双方の決議案が否決される可能性がある。また、逆に決議の採択のために安保理常任理事国間の合意が優先される場合には、新たな制裁決議は限定的な内容にとどまる可能性がある。

また、制裁体制の正当性と実効性に対する疑問も広がりつつある。こうした状況の下では、制裁が制度上は維持されながらも、その抑止力が徐々に下がり、核・弾道ミサイル開発から密輸まで様々なレベルでの決議違反が活発化する可能性がある。

(3) 制裁の形骸化—標的型制裁の陳腐化

制裁の形骸化も、制裁の実効性と権威を損なう重大な問題である。前述のとおり、新たな制裁決議は2018年以降採択されていない。このような状況下でも、もし既存の決議が厳格に履行されていれば、北朝鮮の政権に対して、財源を締め付けるとともに核・弾道ミサイル開発計画に必要な物資や燃料などの調達を難しくすることで、相当の圧力を与えることができる。しかし、実際には、各国による制裁の履行を促進・支援し、制裁の実効性を確保すべき制裁委員会の活動自体が停滞しており、制裁の実効性を損なう一因となっている。その停滞を端的に示しているのが、制裁対象の追加指定が行われていない現状である。

制裁措置の中でも、特定の個人や団体を対象として指定し、資産凍結や渡航禁止を科す措置は標的型制裁と呼ばれ、圧力をかけるべき相手を特定し、その資産や活動を制限する一方で、制裁の影響が制裁対象国の一般市民や無関係な企業の経済活動全体に広く及ぶことを回避することを目的としている。これは、制裁違反に関与する主体の資金へのアクセスを制限することで、その活動を抑制し、政権への圧力を与える効果が期待される。また、制裁違反に潜在的に関与し得る個人や企業に対して制裁指定

の不利益を示し、抑止する効果もある。

このような標的型制裁に基づく資産凍結は、制裁対象の保有資産が海外にある場合には直接的な効果を上げることができる。特に安保理による指定の場合は、各国が一斉に措置を取ることで、効果を上げることができる。一部の国で行う場合には、凍結されていない海外資産を他国に移転させるといった制裁回避行動がとられるためである。

もちろん、制裁指定の効果には限界はある。制裁違反への関与が、経済的動機以外に基づいている場合や、当該個人や企業が、制裁指定を受けた場合のリスクを織り込んで活動している場合（例えば、制裁を受けた場合の対応策として、別の者への交代や企業の解散が予定されている場合）には、制裁指定による不利益は必ずしも制裁違反の抑止力にならない。また、制裁対象とされても、制裁対象となった個人や企業が制裁対象国内でのみ活動し海外に資産を保有していない場合や、対象者・団体やその資産に対する管轄権を有する国が制裁に基づく措置を取らない場合にも、制裁指定の効果は限られる。

このように限界はあるが、現在の北朝鮮制裁の枠組みでは、制裁対象として指定されると現在保有する資産が凍結され、今後の支払いも受けられなくなる。また、指定対象の個人・企業だけでなく、指定対象者のために活動する者についても海外に渡航することができなくなるなど、制裁の効果が及ぶ。このような経済活動への重大な影響のため、北朝鮮の制裁違反に関与する可能性のある個人や企業にとって抑止力となる。

ただし、標的型制裁が機能し続けるには、新たに制裁違反への関与が指摘された個人や企業が継続的に制裁指定されることが必要である。これにより、制裁違反に関与する人物や組織を公表し、その資産や活動を制限することができる。また同時にこのような措置が取られることで、政府だけでなく民間企業に対しても、制裁への関心を継続的に高め、制裁違反に関与することによるリスクを周知することができる。

しかし、決議違反に関与する個人・団体に対する制裁指定は、2019年以降なされていない。2025年には、例年数度にわたり行われていた、指定対象者に関する情報の更新も行われなかった。

同様のことは、船舶の制裁指定に対してもあてはまる。制裁違反に関与した船舶に対しては、安保理決議を待つことなく、制裁委員会が制裁指定を行い、船籍の剥奪、入港禁止といった措置を取ることができる。これは、船舶の運航を防ぐ有効な手段となる。しかし、制裁違反に関与した船舶に対する制裁指定も、2019年以降なされて

いない。

2019年以降も、北朝鮮は船舶を石油精製品の輸入や、石炭の輸出、さらに、ロシアに対する弾道ミサイルを含む武器・弾薬の輸出といった制裁違反に利用している。このような行為に関与する船舶についても、専門家パネルの報告書や民間の調査機関などが複数の船舶を明示しているが、制裁指定が行われておらず、継続的に違反行為に関与している。例えば、専門家パネルは、その報告書で、シエラレオネ船籍であった（同国政府により制裁への関与を理由に船籍剥奪）Unica（IMO 番号 8514306）や New Konk（IMO 番号 9036387）といった船舶が少なくとも2019年から石油精製品の輸入に関与していると累次にわたり指摘し制裁指定を提案していたが、指定はなされていない⁴。

このように、制裁委員会において制裁指定が行われない制度的な原因は、その構成国と意思決定過程にある。安保理の制裁委員会は、その時点の安保理構成国と同一の15か国で構成され、その意思決定過程は、全構成国の同意が必要である。そして、委員会での意思決定過程は非公開である。そのため、安保理内で意見対立があれば、それが制裁委員会の意思決定にも反映されることが多い。また、制裁指定の提案や意思決定過程が非公開であるから、各国は、制裁指定に反対することにより自国の評判を損なうリスクを考慮することなく、自国の利害にかかわる制裁指定案に反対することができる。

なお、実際の運用上は、制裁委員会における制裁指定などの決定は、提案が委員会構成国の国連代表部に回覧され、指定の期限までにこの15か国から反対がなければ制裁委員会の決定となるのが通例である。そして各国が制裁指定に反対する場合には、証拠や検証が不十分である、あるいは事実関係が誤りであるという理由を挙げることが多い。

現行の北朝鮮制裁体制において、制裁対象の追加指定が行われない状態は、単なる現状維持ではなく、制裁措置の実効性が徐々に低下していく、いわゆる制裁の形骸化を招いている。第一に、前述のとおり、新たに制裁に関与することが明らかになった主体が追加的に制裁指定されない場合、現行の制裁指定の範囲は過去の行為者に限定され、現在進行中の制裁違反行為や新たな関与主体の活動を制限できない。

第二に、個人の制裁指定においては、対象者が死亡あるいは当該職務から離任した後も、当該個人の指定が維持される一方で、同一の役割を担う後任者が自動的に制裁指定される制度にはなっていない。そのため、個人の制裁指定は特に、時間の経過とともにその実効性が薄れていく。2026年1月時点で制裁対象とされている80名の個

人のうち、3名は死亡が確認されている。加えて、13名は制裁当時の職を離れ、元の所属のみでの指定となっている。指定個人が元の地位を離れても、核・弾道ミサイル開発に関連する職務にとどまっている可能性はある。また、指定団体の幹部が追加指定されていない場合も、決議の制度上は、団体のために活動する者にも制裁の効果が及ぶ。しかし、各国政府が必ずしも制裁の規定に詳しいとは限らないし、制裁指定団体の職員が常に知られているわけではない。もともと、核・弾道ミサイル開発に関する政府機関とその幹部を指定した主旨にかんがみれば、制裁の履行を容易にするためにも指定対象者をアップデートすべきである。

第三に、企業やその代表などの指定では、制裁回避行動により制裁の実質的影響が希薄化する可能性がある。制裁指定は、指定直後には海外資産の凍結などで効果を上げる可能性があるものの、その後は制裁指定を受けた団体が別名やカバーカンパニーを利用したり、指定を受けた担当者を交代させたりすることで、制裁措置を回避することがある。このため、別名や代理人に関する情報が継続的に更新され、適切に公表されない限り、指定対象者による活動の探知および抑止は構造的に困難となる。

2. 北朝鮮による制裁回避

北朝鮮が大幅な制裁強化にもかかわらず核・弾道ミサイル開発を継続できる背景としては、前述のように、安保理が対応できていないことに加えて、北朝鮮が制裁の効果を抑制するための行動を取ってきたことが挙げられる。具体的にはサイバー攻撃やIT技術者のリモートワークによる外貨の獲得、禁輸対象品目の密輸や制裁対象でない品目の輸出増加により、制裁の影響を一定程度抑えてきた。また、ロシアとはウクライナ侵攻への支援を契機とした軍事・技術協力を進め、制裁に対抗している。

(1) サイバー空間上の活動と拡散金融

北朝鮮は、国家的に養成したハッカーやIT技術者を利用した様々なサイバー空間上の活動を行い、前記の制裁強化の過程で取られた制裁措置の効力を大幅に減少させている。北朝鮮はサイバー攻撃により、2024年に少なくとも11.9億ドル、2025年1月から9月までに少なくとも16.5億ドル相当の暗号資産を窃取した可能性がある⁵。また、北朝鮮のIT技術者がリモートワークで得る収入は最大で一人当たり年間数十万ドル（数千万円）に上るとの指摘もある⁶。さらに、ハッキングにより、軍事技

術の収集を行ったり、オンライン上の学術交流プラットフォームを通じて各国の科学者からの助言を得たりしている⁷。

被害額の大きさから特に深刻なのは、北朝鮮によるサイバー攻撃による資金の窃取である。その攻撃は、標的に対する十分な調査を重ねたうえで、セキュリティの盲点を突く戦術と、新たな技術を巧みに取り入れ、手法を常に進化させていることが特徴である。北朝鮮がサイバー攻撃による外貨の窃取を本格化させた初期の象徴的事例である、2016年のバングラデシュ銀行に対する攻撃では、ハッカーが同行の SWIFT（国際銀行間通信協会）端末に侵入して偽の送金指示を出すことで約 8000 万ドル以上が流出した。この際には地域の祝日のタイミングを利用して、発覚を遅らせている。また、2024年に日本の暗号資産取引所である DMM ビットコインを攻撃した事案では、当時の評価額で約 482 億円相当の暗号資産が流出した。この際にはソーシャルエンジニアリングや偽の求人などを用いて攻撃の体制を整えている。このようなサイバー空間上の活動は、制裁強化の過程で講じられてきた外貨獲得策の制限や北朝鮮を国際金融網から排除する措置の実効性を大きく低下させている。

しかし、北朝鮮のサイバー空間上の活動には対応策も存在する。日本政府が米国や韓国とともにやっている、北朝鮮のハッカーや IT 技術者の活動に対する情報提供や注意喚起は、社会全体として、このような活動への対処能力の底上げや警戒感を高める効果がある。特に、ソーシャルエンジニアリングを利用した攻撃や、身分を偽装した活動に対しては企業や個人のセキュリティ意識の向上が必要であるから、継続的な注意喚起が有効である。同時に、IT 技術者やハッカーのための偽の身分の提供や機材調達のほか、窃取した資産の移転やロンダリングには、北朝鮮以外の第三国にいる協力者が存在する。したがって、各国においては国内の協力者に対する取り締まりも重要である。このような取り組みは、北朝鮮のサイバー空間上の活動を困難にし、結果として制裁の効果を高めることが期待される。

(2) 輸出構造の変化と密輸・加工貿易

2016年から2017年にかけての安保理による制裁の強化で、目に見える効果をもたらしたのは、北朝鮮の外貨獲得手段の大幅な制限である。具体的には、最大の収入源であった石炭や鉄鉱石、海産物や衣料品の輸出ができなくなったことで、公式統計上の輸出額は、2016年には約 35 億ドル、2017年には 20 億ドル、そして 2018年には 3.5 億ドルへと大幅に減少した。

しかし、これに対し北朝鮮は制裁で禁輸対象となった物品の密輸や、制裁で禁止さ

れていない物資の輸出により対抗している。北朝鮮は、決議で禁止された後も、石炭や鉄鉱石の輸送を継続しており、こうした資源の輸出で年間2億～4億ドルを得ている可能性がある⁸。また、最近の衛星画像と船舶の航跡情報によれば、北朝鮮は2024年9月からの約半年間で約33万トンの石炭を輸出し、その価値は約3,300万ドルに上る可能性が指摘された⁹。ただし、これらの収入額は、制裁での禁止前に比べれば少なく、その意味では、制裁の効果が引き続き輸出による外貨獲得には影響を与えていると考えられる。こうした密輸は、外貨獲得のために政府主導で積極的に推進されているとの指摘もある¹⁰。

さらに、制裁の対象外の輸出品目については、かつらやつけまつげ、時計部品、電力、フェロシリコン、タングステンやモリブデンなどの輸出を制裁強化後に増加させている。このような輸出の大部分は中国向けである。こうした動きは、制裁によって縮小した輸出収入を補完する役割を果たしている。各国が公表する統計情報に基づけば、北朝鮮の輸出規模は、2022年以降、概ね4億ドル前後を維持し、2024年には約5.7億ドル、2025年は速報値で約5億ドルとなっている¹¹。統計データの正確性には、北朝鮮やロシアが貿易額を公表していないことや、貿易相手国の誤登録などから生じる一定の限界はある。しかし、例年の輸出額の推移をみれば、最大の貿易相手国である中国への輸出を中心に、北朝鮮の輸出額は緩やかな増加傾向にあり、北朝鮮は輸出制限による制裁の効果を軽減しているとみられる。

(3) ロシアとの連携強化

ロシアのウクライナ侵攻の支援の過程でも、様々な安保理決議違反が公然と行われた。2024年に北朝鮮はロシアに対し、100発以上の弾道ミサイルに加え、最大で約900万発の砲弾・多連装ロケット砲を提供し、1万人を超える兵力を派遣したとみられる。前者は北朝鮮からの武器の移転の禁止、後者は北朝鮮に対する、あるいは北朝鮮による軍事訓練の禁止の違反に当たる¹²。また、北朝鮮国防省が制裁対象であることから決議違反となり得る国防相や朝鮮人民軍高官のロシア訪問に加え、決議で移転が禁止されたロシア製高級車の金正恩総書記への贈呈など、二国間の交流の過程でも制裁違反が確認できる。

さらに、露朝の包括的戦略的パートナーシップ条約は、科学技術分野の協力として、宇宙、生物、平和的原子力、人工知能、情報技術などの分野での共同研究を規定している。これらの分野は、衛星の開発やその打ち上げ技術を含め、核・ミサイル計画に転用され得る知識・技能や関連技術の移転につながる恐れがある。

3. 国連制裁を補完する国際的対応

北朝鮮制裁の実効性を維持する上で重要なのは、制裁措置の内容だけでなく、その履行を支える国際的な努力である。実効性の低下は制裁の意義に対する疑問を生み、結果として制裁緩和を求める議論を強める可能性がある。したがって、監視や情報共有を通じて履行を確保する取り組みが引き続き重要となる。

(1) 安保理決議の履行確保の重要性

安保理決議に基づく北朝鮮制裁が弱体化・形骸化する中で、制裁の効果を疑問視する議論や、ロシアや中国が主張するように、制裁は市民に対する弊害の方が大きいので見直すべきであるという議論もみられる。しかし、制裁の効果は必ずしも北朝鮮の核・弾道ミサイル開発の停止としてのみ評価されるべきではなく、関連の活動を困難にし、一定の制約を与えるという形でもその効果は現れている。仮に安保理の制裁により核・弾道ミサイル関連物資の調達や、技術の取得が制限されていなければどうなるだろうか。北朝鮮は、現在のように密輸に頼ることなく、より安価かつ容易に物資や技術を調達することができる。また、北朝鮮の主要輸出財の輸出が禁止されていなければ、それだけで数十億ドル規模の外貨収入を得ることができる。

もちろん、各国が独自に制裁を継続することも考えられるが、安保理決議のようにすべての国が履行する制裁に比べてその効果は下がる。例えば、特定の個人や団体に対する資産凍結措置は、すべての国が同時に行わなければ、制裁対象個人や団体は、資産を制裁措置を取っていない国へ速やかに移転して制裁を回避することができる。物資の禁輸措置についても、ある国が独自制裁として特定の物資の禁輸措置を取っても、別の禁輸措置を講じていない国との貿易が可能であれば、その効果は大きく下がる。

また、工業能力の発展に伴い、民生用の製品や、商業的に調達可能な物資が軍事転用されるリスクも高まっている。加えて、制裁枠組みが整備された2000年代初頭の状況に比べ、高い工業水準を有する国は増加しつつある。そのため、現在は、工作機械や大型車両など、大量破壊兵器の開発に使用可能な物資を製造できる国が増加した。その中には、機微貨物・技術の輸出管理体制が必ずしも十分整備されていない国もある。このように北朝鮮が必要な物資を調達できる国が増えている以上、安保理決議のようにすべての国連加盟国が同様の制裁を履行する体制を維持することが極めて重要である。

もつとも、北朝鮮の場合は、国境を接する中国とロシアが最も主要な物資・技術の流入元となっている。そのため、これらの国から直接北朝鮮に物資が輸送される場合には、仮に移転の情報が把握できていてもそれを阻止することは難しい。また、別の第三国から中国・ロシアを経由して調達される場合には、中国やロシアの企業への輸出が実際には北朝鮮向けであることを把握するのは困難である。制裁の履行確保のためには、専門家パネルやシンクタンク等により、制裁違反に関与する主体やその手口に関する情報提供が随時行われることが必要である。その意味で、専門家パネルの代替手段としての多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、以下 MSMT）の果たす役割は重要である。

(2) 有志国による制裁履行監視

専門家パネルの活動終了に対抗するため、日米韓、カナダ、欧州（イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、オランダ）、オーストラリアとニュージーランドの11か国は、2024年10月、専門家パネルに代わり制裁履行に関する調査を行う組織としてMSMTを設立した。2026年1月末時点で、MSMTは2回の報告書を公表している。最初の報告書は、設立から約半年後の2025年5月末に、第一回の報告書として北朝鮮によるロシアのウクライナ侵略に対する支援の状況に関する内容の報告書を公表した。第二回の報告書は、北朝鮮のサイバー空間上の活動に関するものであり、第一回の報告書に比べて、関連する主体に関する情報や一次資料を多く盛り込んでいる。

MSMTは、安保理の専門家パネルとは性質を異にしており、その調査機能を完全に代替することは難しい。独立の専門家により構成され、安保理決議に基づくマンデートに従って各国に情報提供を求める権限を有し、すべての国の事案を調査してきた専門家パネルと異なり、特定国の政府による調査に対しては、各国が協力できる範囲が異なる。また、MSMTの公表内容や、構成国ごとの提供情報のばらつきなどからは、MSMT構成国の側でも、調査の内容や対象の選定、公表内容などには各国の国内事情や外交関係への配慮が反映されていることが推知される。

また、現時点では、活動は報告書の発出や、国連での報告といった広報活動が中心であり、MSMT構成国であっても、必ずしも調査に基づく独自の制裁措置などの具体的な行動を取っているわけではない。制裁違反に関与する主体の行動を抑止するためには、情報を公表するだけでなく、具体的な政策や措置へと結び付けることが必要である。この観点からは、他国に対する呼び掛けにとどまらず、MSMT構成国自身が、調査結果を国内の政策判断や具体的な措置に反映させることで、報告書の実効性と意

義を高めていく必要がある。

このような課題もあるが、調査活動を通じて制裁違反に対する国際的な関心と世論の注意を喚起する取り組みには重要な意義がある。また、報告書において一次資料や具体的事例を豊富に提示することにより、各国当局のみならず、制裁リスクの高い分野の企業にとっても有用な情報源となる点は高く評価される。

4. 核保有を前提とした対北朝鮮交渉に伴う制裁緩和の可能性

安保理での北朝鮮の核開発への対応が困難になる一方、北朝鮮が核開発を継続する中で、北朝鮮の核保有を前提としたうでの交渉を示唆する議論が各国の指導者の発言としても表出するようになってきている。例えば、トランプ米国大統領は2025年、北朝鮮の核保有国（nuclear power）としての地位を認めることを示唆する発言を行い、韓国の李在明大統領も北朝鮮の核保有国としての地位を前提とした段階的な解決を支持する発言を行っている¹³。本稿は、北朝鮮制裁の分析を主眼とするため、北朝鮮の核保有をめぐる交渉についての詳細分析は行わない。しかし、北朝鮮の核保有をめぐる交渉は、安保理による制裁の取り扱いに影響する可能性があるため、リスク検討の一環として触れる。

(1) 北朝鮮の核保有に関する各国の姿勢の変化と安保理制裁への含意

現在の国際情勢の下で、北朝鮮の核保有を前提とした交渉における取引の一環として制裁の解除や緩和といった措置がとられた場合、その影響は単に北朝鮮一国の核問題にとどまらず、国際的な核不拡散体制そのものを揺るがすリスクを伴う。

北朝鮮は現在、制裁の影響をコントロールしながら、核・弾道ミサイル開発を進められる状況にある。そのため、2018年から2019年の状況とは異なり、制裁の緩和を目的として積極的に非核化をめぐる交渉を行う必要性がない。米国が北朝鮮との交渉を望むのであれば、北朝鮮は、その見返りとして、核保有国としての地位を求める可能性や、安保理による制裁の解除や緩和を求める可能性がある。

(2) 核不拡散体制における北朝鮮の特殊性

安保理は累次の決議を通じて、NPTの締約国であった北朝鮮による核開発を、国際的平和と安全に対する重大な脅威でありNPT体制への重大な挑戦であると非難す

るとともに北朝鮮にNPTへの復帰を要請してきた。仮に北朝鮮が核兵器国としての立場を獲得し、その一方で非核化のための具体的進展がないままに制裁の解除や緩和がなされた場合、安保理決議の実効性への信頼を揺るがすだけでなく、NPT体制にも重要な影響を与える可能性がある。

北朝鮮を除けば、現在核兵器を保有する国は2種類に分けられる。NPT第9条に基づく核兵器国（米国、英国、フランス、中国、ロシア）と、NPT非締約国であるインド、パキスタン、イスラエルである。これに対し、北朝鮮は、もともとNPT加盟国であったが、1993年にNPTからの脱退を宣言した。北朝鮮の核開発が、インド、パキスタン、イスラエルの核保有とは一線を画すのは、同国がNPT加盟国であったという点にある。北朝鮮による1993年のNPT脱退は、米朝交渉の結果を受けて停止されていたが、北朝鮮は2003年に改めてNPT脱退を宣言し、核開発の道を進んだ。

(3) 制裁緩和が安保理や不拡散体制に与え得る影響

北朝鮮が今後、何らかの形で核保有国としての地位を確立したといえる状況になったとしても、北朝鮮がNPT上の核兵器国となる可能性は低い。しかし、北朝鮮にとっては、NPT体制上の核兵器国としての地位を手に入れなくても、核保有国としての立場を前提とした交渉に移行でき、さらに安保理決議が大幅に緩和されるなど、核兵器の保有自体を揺るがされることがない立場を確立できれば一定の目的は果たされたといえるだろう。

仮に北朝鮮の核保有国としての立場を前提とした交渉が行われる場合、「NPTの締約国であっても条約を脱退して核開発を進め、最終的に核兵器国としての地位を獲得し得る」という前例を他の潜在的な核兵器保有国に示す可能性がある。この際もし同時に安保理決議が大幅に緩和されれば、たとえその緩和を「北朝鮮が交渉に応じたための措置」だと位置づけたとしても、安保理決議の意義や実効性に疑問を呈するため論拠として利用される可能性がある。例えば、他国の核開発に対する安保理決議の採択に対して、北朝鮮との対応の違いがダブル・スタンダードだとして反対の根拠とされる可能性がある。また、安保理による北朝鮮制裁が所期の目標を達成できず、市民への影響を伴う「失敗例」だとみなされれば、安保理による経済制裁の実効性が疑問視される可能性がある。その結果、将来の制裁措置がより抑制的な内容になり、結果として効果を発揮しにくくなる可能性がある。

加えて、ひとたび決議に基づき制裁が緩和された場合には、北朝鮮が合意を履行しなかった場合でも、決議に基づく制裁の強化は困難となるリスクがあることも考慮さ

れるべきである。また、可能性は極めて限られるが、もし、安保理決議が全面的に解除されたり、一定の条件下で履行が停止されたりすることになれば、EUや日本が独自制裁を維持したとしても、北朝鮮は核・弾道ミサイル開発のために必要な物資や技術を輸入できる状況となる。

(4) 日本の安全保障への影響

また、北朝鮮との交渉は直ちに核開発計画を対象とする交渉になるとは限らない。例えば、米国の安全保障という観点でいえば、米国本土への脅威となる大陸間弾道ミサイル開発の凍結だけでも、米国の外交上の成果としては十分となる可能性がある。仮にこのような合意の対価として安保理による制裁が緩和される場合には、日本や韓国にとっては、直接の脅威は減少しないまま、制裁の効果が損なわれる可能性がある。

このような交渉や合意が直ちに実現する可能性は限定的ではあるが、仮に非核化が事実上棚上げされた状態で北朝鮮制裁の緩和が行われる場合には、その条件により様々な影響が想定される。本稿では制裁の維持の意義に関する文脈で触れるだけにとどめるが、制裁の扱いに関しては、こうしたリスクを踏まえた慎重な対応が求められる。

5. 日本に求められる対応

現在の各国の指導者の発言や、北朝鮮の核開発の状況などを総合的に見れば、国際的趨勢としては、「北朝鮮の非核化の目標の堅持とそのための最大限の圧力を与える制裁の維持」という従来からの主張が支持を得ることが困難になる可能性がある。日本政府が、引き続き北朝鮮の非核化を堅持する、あるいは制裁の緩和に慎重な立場を追求するのであれば、このような事態に備えるための活動や国際的世論の形成が必要となる。

そのために必要な施策としては、大きく、制裁の履行確保と、制裁緩和のリスクに焦点を当てた議論の両方が必要であると考えられる。まず、現在日本が独自に、また有志国と行っている制裁の履行確保や制裁違反状況の監視・公表の取り組みは極めて重要である。また、安保理に対しては、現在の制裁の効果を維持するための制裁指定を含む取り組みを求めていくことが必要である。

制裁緩和のリスクに関しては、北朝鮮の核兵器国としての地位を前提とした交渉に

伴う安保理決議の緩和や停止などの措置が、安保理への信頼性や核不拡散体制に与えるリスクなどの観点から、非核化という目標を堅持することの重要性や、制裁緩和は慎重に行うべきことについて国際社会の理解を求めていく必要がある。また、制裁の緩和を進める場合でも、緩和する項目を限定的にしたり、専門家パネルの再設置を盛り込んだりして、核・弾道ミサイル開発を抑止する効果を維持できるよう、安保理常任理事国に働きかけることが重要である。

なお、北朝鮮の核保有に関する発言が各国の指導者からなされる際、その政策的・法的含意が必ずしも明確でないことも、この問題に関する議論を難しくしている。また、北朝鮮が核兵器を保有しているという認識を持つことと、北朝鮮の核保有を容認することとは異なるが、このような点が区別されずに議論されたり、報じられたりすることもある。北朝鮮は、50発分の核弾頭を持ち、保有する核分裂物質を合わせれば核弾頭を約90発製造できると見積もられている¹⁴。また、ノドンやスカッドのような短・中距離弾道ミサイルに核弾頭を搭載して攻撃する能力を持つとみられる¹⁵。このように北朝鮮が一定程度の核攻撃能力を保有するということは、各国の共通した認識である。しかし、北朝鮮が保有する核物質や核攻撃能力を分析・評価すること、北朝鮮の核兵器の保有を前提として北朝鮮との交渉を行う意図を持つことは区別される。

日本政府としては、今後とも「核保有国 (nuclear power)」のような呼称が各国指導者から発せられた場合、それが前者の意なのか、後者の含意を持つのか、また、政府としての公式見解なのか、指導者個人の見解なのかを正確に把握する努力を継続していく必要がある。

おわりに

短期的・中期的に北朝鮮の核問題に対する国際的な対応がいかなる方向に進むにせよ、日本にとっては、北朝鮮の非核化という目標を維持し続けることは極めて重要となる。単独では北朝鮮の核開発に対抗し得ない日本にとり、安保理が北朝鮮による核開発を国際の平和と安全に対する脅威と認定し、国際的な制裁網が維持されることは、その目標を支える不可欠な基盤となる。

現在、安保理による北朝鮮制裁の限界が様々な形で示され、制裁の実効性や意義そのものにも疑問が呈されている。しかし、まさにこのような現状だからこそ、制裁体

制の維持や有志国による機能の補完の重要性は一層高まっている。2016年から2017年にかけての制裁強化は、北朝鮮の外貨獲得と燃料・物資調達を狙い撃ちすることで、非核化に向けた交渉の実現という目標を達成した。しかし、その後安保理常任理事国間の対立と安保理における監視体制の弱体化により、新たな決議の採択が難しくなっただけでなく、既存の制裁の履行監視や制裁指定といった措置も十分効果を発揮できていない。決議の履行を推進する安保理自体の活動の停滞は、制裁の実効性を損ない、さらには、安保理決議の意義を疑問視する議論にもつながる。

安保理の活動が停滞する中、現行の安保理制裁の実効性を回復させるためには、MSMTに代表される有志国による監視・履行支援の強化が必要である。また、MSMTの報告をより実効性ある措置につなげるためには、安保理に代わり、多国間での制裁指定の更新などを行い、制裁措置が新たなアクターや脅威に対応できるようアップデートし続けることが必要である。

北朝鮮は制裁強化のリスクが低い状況を利用して、核・弾道ミサイル開発を継続するとともに、ハッカーによる資金窃取やIT労働による外貨獲得、禁輸対象品目の密輸や制裁対象でない品目の輸出拡大、ロシアとの協力関係の緊密化などにより制裁の効果を抑制している。このような状況下で、北朝鮮の核開発への現実的な対応策として、北朝鮮の核保有を前提とした交渉を支持する議論が広がりつつある。仮にこうした交渉が実現すれば、その過程で、制裁の緩和をはじめとして、安保理による北朝鮮決議の扱いが取引材料となる可能性がある。しかし、北朝鮮の非核化という目標を維持する観点からは、制裁緩和には慎重な検討が必要である。いったん緩和された制裁は、交渉の合意が履行されなかった場合でも再び強化することが難しくなるおそれがある。また、制裁がもつ北朝鮮の核・弾道ミサイル開発への抑止効果が維持される必要がある。そのため、仮に緩和を行う場合には、対象項目を限定的にするとともに、専門家パネルの再設置など、監視や履行確保のための条項も盛り込むことが望ましい。さらに、北朝鮮がNPT加盟国であったという経緯を踏まえれば、制裁の緩和が安保理決議やNPT体制に及ぼす影響についても十分な考慮が求められる。

北朝鮮の核・弾道ミサイル開発は、日本の安全保障上の脅威にとどまらず、国際的な核不拡散の努力に対しても極めて重大な影響を与える問題である。これに対して、日本は引き続き、北朝鮮の非核化という目標を堅持しつつ、安保理制裁の実効性の維持に向けた国際的努力を主導していく必要がある。

* 本稿執筆にあたり、日本国際問題研究所吉田朋之所長、本研究会主査の倉田秀也防

衛大学校教授をはじめ研究会所属の先生方より大変重要なお助言とご示唆を頂いたことに心より御礼申し上げます。

—注—

- 1 安保理による北朝鮮制裁措置の発展過程については、竹内舞子「国連による北朝鮮制裁の有効性—その効果と課題—」『国際安全保障』48巻2号（2020年9月）24-45頁を参照されたい。
- 2 決議第2321号12、第2371号6、第2375号6。
- 3 「米朝首脳会談、合意に至らず トランプ氏『北朝鮮が制裁解除要求』」『ロイター通信』2019年2月28日 <<https://jp.reuters.com/article/world/-idUSKCN1QHOMA>> 2025年12月28日アクセス。
- 4 例えば、United Nations Security Council, *Report of the Panel of Experts established pursuant to resolution 1874 (2009) concerning the Democratic People's Republic of Korea, S/2023/171*, March 7, 2023, United Nations <<https://docs.un.org/en/S/2023/171>> paras.37-39, 100.
- 5 Multilateral Sanctions Monitoring Team, *The DPRK's Violation and Evasion of UN Sanctions through Cyber and Information Technology Worker Activities* (MSMT/2025/2, October 22, 2025) <<https://msmt.info/Publications/detail/MSMT%20Report/4221>>, accessed on December 10, 2025.
- 6 U.S. Department of Justice, “Justice Department Announces Coordinated, Nationwide Actions to Combat North Korean Remote Information Technology Worker’s Illicit revenue Generation Schemes,” June 30, 2025 <<https://www.justice.gov/opa/pr/justice-department-announces-coordinated-nationwide-actions-combat-north-korean-remote>>, accessed on January 26, 2026.
- 7 Maiko Takeuchi, “How North Korean scientists secretly use social media to evade nuclear sanctions,” *NK News*, April 5, 2024 <<https://www.nknews.org/pro/how-north-korean-scientists-secretly-use-social-media-to-evade-nuclear-sanctions>>, accessed on April 6, 2024.
- 8 Michelle Nichols, “US wants UN sanctions on seven vessels over North Korea exports,” *Reuters*, November 3, 2025 <<https://www.reuters.com/world/asia-pacific/us-wants-un-sanctions-seven-vessels-over-north-korea-exports-2025-11-03>>, accessed on December 29, 2025.
- 9 James Byrne, Joe Byrne, Alessio Armenzoni, Hamish Macdonald, *Back in Black: North Korea's Resurgent Coal Trade* (London: Open Source Centre, May 7, 2025), <<https://stories.opensourcecentre.org/back-in-black>>, accessed on November 2, 2025.
- 10 Korea Development Institute, *2024/2025 The DPRK Economic Outlook*, ed. Jongkyu Lee (Sejong: Korea Development Institute, July 4, 2025).
- 11 International Trade Centre, “Trade Map” <<https://www.trademap.org/Index.aspx>> 2026年2月20日最終アクセス。2025年の数値は、最終アクセス時の速報値である。
- 12 Multilateral Sanctions Monitoring Team, *Unlawful Military Cooperation, including Arms Transfers between North Korea and Russia* (MSMT/2025/1, May 29, 2025) <<https://msmt.info/Publications/detail/MSMT%20Report/4195>>, accessed on December 10, 2025.
- 13 例えば、AFP, “Trump says North Korea is 'sort of a nuclear power'” *The Korea Times*, updated

October 25, 2025, <<https://www.koreatimes.co.kr/foreignaffairs/northkorea/20251025/trump-says-north-korea-is-sort-of-a-nuclear-power>> accessed on December 10, 2025; 「李大統領『はたして北朝鮮が核を放棄するだろうか…現状を止めるだけでも利益』」『ハンギョレ新聞』2026年1月22日 <<https://japan.hani.co.kr/arti/politics/55252.html>>2026年1月23日アクセス。

¹⁴ Stockholm International Peace Research Institute, *SIPRI Yearbook 2025, Armaments, Disarmament and International Security* (Oxford: Oxford University Press, 2025), p.182.

¹⁵ 防衛省編『令和7年版日本の防衛—防衛白書—』（日経印刷株式会社、2025年）100頁、102頁。

第6章

第2次トランプ政権の戦略と米韓同盟の課題 ——国家安全保障戦略（2025）と国家防衛戦略（2026）を読む

阪田 恭代

はじめに

第2次トランプ政権の登場により、激変する国際情勢の最中、米国の対外関係のリセットが加速化している。戦後のリベラル国際秩序、「法の支配」や多国間主義や制度、自由貿易や経済秩序が動揺する一方、欧州、インド太平洋における同盟関係のリセット（見直し）が求められている。日米同盟とともに米韓同盟も新たな変革を迫られている。

第2次トランプ政権（2025年～）は、発足以来、トランプ大統領のイニシアチブで「アメリカ・ファースト」（米国第一主義）や「アメリカを再び偉大に（MAGA）」のスローガンの下、同盟国などの負担分担を「トランプ関税」で攻めてきた。その筆頭に、欧州連合（EU）やカナダ、アジアでは日本と韓国が主なターゲットになった。トランプ大統領は米朝対話に再び関心を示しているが、ピースメーカーとしての関心はロシアによるウクライナ侵略とガザ侵攻に集中しており、朝鮮半島・北朝鮮問題は二の次となっている。朝鮮半島では、事実上、北朝鮮・米朝関係より、韓国・米韓関係に関心が集中し、尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領弾劾後、2025年6月に就任した革新系の李在明（イ・ジェミョン）大統領と米韓関係のリセットが進められている。

現在の米韓関係のリセットは、トランプ大統領の個人的関心で動いているだけではなく、国務省や国防総省（現「戦争省」）が関与し、戦略的かつ構造的な様相を帯びていることである。トランプ大統領のレトリックとは別に、昨年秋のアジア太平洋協力（APEC）慶州サミットの際の米韓首脳会談（2025年10月29日）やソウルで開

催された第 57 回米韓年例安保協議 (SCM) (2025 年 11 月 4 日) では実質的な成果を出し、米韓関係のリセットの土台が作られた。両会談の合意内容は会談後に発表された「米韓共同ファクトシート」(2025 年 11 月 13 日) (以下、米韓共同ファクトシート)¹と米韓 SCM 共同声明 (2025 年 11 月 14 日) (以下、米韓 SCM 共同声明)²で確認できる。

その後、12 月以降の第 2 次トランプ政権の「国家安全保障戦略 2025」(NSS2025: National Security Strategy)³ (2025 年 12 月 5 日) と「国家防衛戦略 2026」(NDS2026: National Defense Strategy)⁴ (2026 年 1 月 23 日) が発表され、トランプ政権の国務省や国防総省の戦略的思考が読みとれる。二つの戦略文書を見れば、米国は韓国を必要としており、米韓同盟を継続するつもりである。但し、米韓同盟と朝鮮半島の安全保障の在り方の変革を求めている。

第 2 次トランプ政権の戦略のブレーンであるエルブリッジ・コルビー (Elbridge Colby) 国防次官が、NDS2026 発表後、2026 年 1 月末に日韓両国を歴訪した。コルビー国防次官は、1 月 26 日、韓国の世宗研究所で演説を行い、韓国を「模範的な同盟国 (model ally)」と呼び、米韓の「同盟の現代化 (alliance modernization)」を推進している⁵。

第 2 次トランプ政権が求める米韓同盟の「同盟の現代化」とは何か。北朝鮮問題を含む朝鮮半島の安全保障にどのような影響があるのか。本稿では、第 2 次トランプ政権の「国家安全保障戦略 2025」(NSS2025) と「国家防衛戦略 2026」(NDS2026) を中心に、トランプ政権が同盟国に求めていることを読み解き、それを踏まえて、米韓同盟の課題、そして日本の安全保障や日米韓協力への含意について考える。

1. NSS2025 と NDS2026 の戦略の基調

(1) 原則と優先課題

第 2 次トランプ政権の二つの戦略文書、「国家安全保障戦略」(NSS2025) と「国家防衛戦略」(NDS2026) は相互補完的な文書である。NSS2025 では一〇の原則と五つの優先課題、NDS2026 では四つの優先課題を特定しているが⁶、その基調となる原則と優先課題を、本稿の目的に照らし合わせて、以下、三点に焦点を当てる。

第一に、伝統的なリアリズムに基づく、トランプ政権の「アメリカ・ファースト」(米国第一主義) と「力による平和」(peace through strength) である。「リベラルな国際

秩序」、「法の支配」、「多国間主義」といったリベラリズムの価値観は後退し、「国益」重視のリアリズム思考（勢力均衡と抑止）が前面に打ち出されている。それは、トランプ政権が定義する「国益」に照らして、自国にとって必要と判断した場合には限定的に介入し、関与する、対話・交渉するという選択的関与の姿勢である（新垣、5頁）。二つの文書ではこれを「柔軟なリアリズム flexible realism」と表現している。

第二に、同盟国やパートナー国との連携を重視しているが、「公平」な負担分担にこだわっている。NSS2025では「敵対勢力が世界的・地域的に支配的とならないよう同盟国やパートナーと連携し、パワーバランスを維持する」ことを原則としつつ、同盟関係から貿易関係まで「同盟国やパートナー国との公平な責任分担の実現」を優先課題の一つにしている（新垣、2頁）。また経済安全保障（先端技術や重要鉱物のサプライチェーンなど）や国防産業基盤の強化も重要な柱であり、米国と同盟国・パートナー国との連携やネットワークの構築を重視している。NSS2025では「負担分担のネットワークの主催者（convener）あるいは支援者（supporter）」としての役割を米国が担うと指摘している（p.12）。

第三に、米国は世界的に関与はするが、優先地域とその他の地域に分けている。NSS2025を踏まえて、NDS2026では防衛戦略上の「地域」を明確にした。松村五郎（元陸将）はNDS2026には「三つの地域戦略」～米本土防衛とそれに不可欠な西半球の防衛の重視、インド太平洋における中国に対する抑止の維持、それ以外の地域は同盟国主体で防衛～があると分析している（松村、1頁）。つまり、NDS2026では、戦略的にプライオリティの高い地域（優先地域）としての本土防衛と直結する西半球とインド太平洋と、その他の地域～欧州、中東、アフリカ、朝鮮半島など～が区別された。優先地域（西半球やインド太平洋）では米国が「主催者」、その他の地域では「支援者」の役割を想定している。

なぜ優先地域を決めて、同盟国・パートナー国との負担分担にこだわるのか。NDS2026では「戦略環境」の分析において、中国、ロシア、イラン、北朝鮮を念頭に紛争発生の「同時性（simultaneity）」の問題を取り上げている。米国一国で全ての地域・戦域で同時多発的に主導的な役割を果たす余裕はない。それ故に「米国とその同盟国が、複数の戦域にわたり、一つあるいはそれ以上の潜在的な敵対者（potential opponents）が連携して、あるいは機会主義的に共同行動をとる可能性に備えるのは当然の措置である」（p.13）と考えている。したがって、米国は「世界の主要地域において有利な勢力均衡を維持する」ために、「米軍が本土防衛とインド太平洋に重点をおき、その他の地域の同盟国・パートナー国は、米軍による重要ではあるがより限

定的な支援（critical but more limited support）を受けつつ、自らの防衛に対する主たる責任を担う」（p.14）という役割分担を求めている。

NDS2026では第三の優先課題「同盟国・パートナー国との負担分担の増大」の中で、防衛費の基準として「核心的な軍事支出に国内総生産（GDP）の3.5%に、安全保障関連支出を追加で1.5%、合計でGDPの5%を充てる」NATOの新基準に言及し、「欧州だけでなく世界中でこの基準を満たすよう」求めている。米国と共に同盟国がこの基準を満たせば、「世界の主要地域において、同時多発的な侵略（simultaneous aggression）に直面した場合でも、潜在的な敵対者を抑止または撃退するために必要な戦力を展開できるようになる」（p.4）とし、「同時多発的な紛争」への対応において同盟国の役割の拡大を求めている。

（2）インド太平洋重視－対中抑止と第一列島線防衛

NSS2025とNDS2026では、本土防衛に関わる西半球重視と並んでインド太平洋重視が鮮明である。NSS2025では、インド太平洋は世界経済GDP（PPT基準）の「半分」を占めており、中国を念頭に「経済と地政学の主戦場」であると位置づけ、「国（米国）が繁栄するためには、その地域（インド太平洋）で成功裡に競争しなければならない」と指摘する（p.19）。つまりインド太平洋は本土（米国）の「繁栄」と直結している。そのため、インド太平洋では経済的繁栄の確保と軍事衝突の防止、米中経済関係の「リバランス」と戦争の抑止（対中抑止）を課題としている（pp.19~20）。NDS2026でも、第二の優先課題は「インド太平洋における対中抑止は対決ではなく力によって行う」（pp.3, 18）とし、インド太平洋における目標は中国との戦争や体制変革ではなく、米国と同盟国・パートナー国と中国が享受できる「まともな平和（decent peace）」、中国との戦略的安定を目指している（pp.10, 18）。そのための最低限の防衛境界線が第一列島線である。

NSS2025では、第一列島線防衛の要となる台湾の戦略的価値を明記し、台湾防衛の重要性を指摘している。南シナ海における通商交通路の防衛、海洋安全保障にも触れている（pp.23~24）。NDS2026では台湾については直接言及しなかったが、第一列島線防衛に言及し、その中に台湾が含まれていることが示唆される。

第一列島線防衛は、コルビー国防次官が提唱した「拒否的抑止（deterrence by denial）」に基づいている⁷。コルビー国防次官は韓国での演説（1月26日）で「インド太平洋における防衛戦略は第一列島線に沿った拒否的抑止を中心にしている。.... 第一列島線沿いの侵略が実行不可能であり、エスカレーションは望ましくなく、戦争が

非合理的であることを保証するために、西太平洋における軍事態勢を構築することに重点を置いている」と説明し、「日本からフィリピン、朝鮮半島とその他の域内の拠点で、強靱かつ分散され、現代化された兵力態勢」を構築することを目的としていると述べた⁸。

第一列島線の防衛では、米国が主導的な役割を果たすが、同盟国との責任分担は欠かせない。NDS2026では「自由で開かれた地域秩序を我々と共有するインド太平洋地域では、同盟国・パートナー国の貢献が中国を抑止し均衡を図る上で不可欠となる」(p.4)と記している。責任分担とは防衛費の増額だけでなく、共同防衛 (collective defense)⁹のための任務・役割の拡大である。NSS2025では、米国は「第一列島線全域における侵略を阻止できる軍隊を構築する。しかし米軍はこれを単独で行うことはできず、また単独で行うべきでもない。我々の同盟国は共同防衛のため、支出を増やすだけでなく、より重要なのは行動を起こすことで、はるかに多くの貢献をしなければならない」(p.24)と明記している。

(3) 「その他の地域」への関与～同盟国が主導、米国が支援

米国は本土防衛・西半球とインド太平洋における対中抑止を優先し、主導的な役割を果たすが、「その他の地域」についても同盟国やパートナー国との連携を維持し、関与を継続する。NDS2026は第三の優先課題「米国の同盟国・パートナー国との負担分担を強化する」において、米国は「米国国民の利益に対する最大の脅威（注、本土防衛・インド太平洋）への対応を優先する」が、「他の脅威を無視するものではない」と明言している (p.18)。但し、「その他の地域」では、同盟国が主導し、米軍は支援的な役割を果たすという方針である。NDS2026では、米国は「米国の同盟国・パートナー国に対し、その他の脅威への防衛において主要な責任を担えるよう、賢明かつ慎重に後押しする。それに伴い、米国は重要だがより限定的な支援を行う」という方針を明らかにしている (pp.18-19)。

「その他の地域」として「欧州、中東、朝鮮半島」が特定され、「米国による重要だが限定的な支援(critical but more limited U.S. support)」を提供する。キーワードは「重要だが限定的な支援」だが、その具体的な形は各地域の同盟国やパートナーとの協議を経る必要がある。NDS2026では、国防総省（戦争省）の役割として、「欧州、中東、朝鮮半島において、同盟国・パートナー国が自らの防衛に主たる責任を負うよう、米軍による重要だが限定的な支援のもとで、インセンティブ(誘引策)の強化を優先する」とともに「同盟国・パートナー国が共同防衛の負担をより多く分担できるよう、部隊

計画・作戦計画における緊密な連携、重要任務への対応能力の強化に向けた協力強化などを通して、できる限りの環境を整える」(p.19)としている。

もう一つの重要なキーワードとして「模範的な同盟国 (model ally)」が登場する。NDS2026で、米国は「模範的な同盟国との協力・関与を優先する」というインセンティブを提供し、同盟国が主導的役割を果たすよう促している。「模範的な同盟国」とは、「必要な支出を行い、地域内の脅威に対して目に見える形でより多くの取り組みを、重要だが限定的な米国の支援（兵器販売、防衛産業協力、情報共有、その他両国にとって有益な活動を含む）のもとで実施している国々」であると定義されている (p.19)。韓国も「模範的な同盟国」と呼ばれ、朝鮮半島における役割転換が後押しされている。

(4) インド太平洋における国防産業基盤、サプライチェーン、共同防衛

最後に、優先地域であるインド太平洋における国防産業基盤やサプライチェーン、作戦協力などの「共同防衛」の強化について取り上げる。

NSS2025とNDS2026では米国と同盟国・パートナー国との「共同防衛」(collective defense)の強化が強調されている。「共同防衛」には防衛費だけではなく、国防産業基盤や物資・補給を含む防衛サプライチェーンの強化、作戦協力や演習などが含まれる。インド太平洋地域で紛争を防止するために、NSS2025は「警戒態勢の維持、防衛産業基盤の再生、自国および同盟国・パートナー国による軍事投資の拡大、そして長期的な経済・技術競争で勝つことが不可欠である」(p.24)と指摘している。以上は、NSS2025発表後、12月18日にトランプ大統領が署名した米議会の「2026年度国防授權法」(NDAA2026: National Defense Authorization Act FY2026)¹⁰においてプログラム化されている。

まず、国防産業基盤の強化は二つの戦略文書における優先課題である。NSS2025では米国の産業基盤の強化とともに、「共同防衛を強化するため、全ての同盟国・パートナー国の産業基盤の再活性化を推進する」と記している (p.14)。NDS2026の第四の優先課題「米国の防衛産業の強化」では、米国は「自国および同盟国・パートナー国の防衛を支える防衛産業を再建」し、「自国のみならず同盟国・パートナー国のためにも、大規模かつ迅速に、最高水準の品質で生産し供給できる世界最高の兵器庫」として復活すべきであるという意気込みだ (p.5)。同時に同盟国の防衛産業能力を向上させる。「同盟国・パートナー国の生産能力を活かし、自国のニーズを満たすだけでなく、同盟国の防衛費増額のインセンティブをあげ、追加戦力を可能な限り迅速に配備できるよう支援する。この過程において、我々は自国の防衛産業における優位性

を保証するだけでなく、同盟関係をより強固な基盤の上におき、同盟国が力による平和の維持に、強固かつ公平で持続可能な基盤の上で、各々の役割を果たせるようにする」(p.5)と示した。この方針はNDAA2026で承認された国防予算にも反映されている。インド太平洋地域では、バイデン前政権の太平洋抑止イニシアチブ(Pacific Deterrence Initiative)と国防産業戦略¹¹に基づく「インド太平洋における産業基盤強靱化パートナーシップ(PIPIR)」が継続されている。PIPIRにはオーストラリア、日本、韓国、インド、フィリピン、ニュージーランドが参加している(p.396)。

次に、インド太平洋地域における共同防衛のための協力メカニズムの推進である。その目的は「拒否の抑止」の仕組みを整えることである。NDS2026ではインド太平洋の「地域の同盟国・パートナーと緊密に連携し、特に効果的な拒否防衛に貢献する形で、共同防衛への貢献を促し、可能にする。こうした取り組みを通して、米国の利益に対するいかなる侵略的試みも失敗に終わり、最初から試みる価値がないことを明確に示す。これこそが拒否による抑止の本質である」(p.18)と記している。NSS2025では「第一列島線の同盟国・パートナーに対し、米軍が自国の港湾やその他の施設へのアクセスを拡大する」ことも指摘している(p.24)。その方針を受けて、NDAA2026の国防予算では、国防総省主導で、國務省と連携して、今後5年間の「インド太平洋における多国間防衛(multilateral defense)を強化するための戦略」の策定を承認した。防衛関連計画や演習を二国間から多国間のフォーラムへ拡大する、米国とインド太平洋同盟国(特に日本、フィリピン、韓国、オーストラリア)との部隊・基地アクセスの円滑化協定(RAA)を活用し、相互運用性の強化、弾薬装備の事前集積、共同施設の利用などを目的とした、地域の同盟国・パートナー間の地域アクセスを拡大する、などの措置が推奨された(pp.398-399)。

2. 米韓同盟の課題～インド太平洋と朝鮮半島、共同防衛(三つの責任)

次に、第2次トランプ政権の二つの戦略文書、NSS2025とNDS2026は、韓国・米韓同盟に何を求めているのか。米韓同盟を継続する方針は確認できたが、「同盟の現代化」にあたり、日米同盟とは異なる複雑な課題を抱えている。それ故に、コルビー国防次官は韓国を「模範的の同盟国」と呼び、米韓同盟の変革を促している。ここでは、米韓同盟の課題を、以下、三つの観点、言い換えれば「三つの責任」から検討する。

第一に、優先地域のインド太平洋（対中抑止・第一列島線防衛）、第二に、「その他の地域」に分類された朝鮮半島の安全保障（対北朝鮮抑止と防衛）と役割転換（韓国主導、米支援）、第三に、共同防衛と責任分担であり、特に防衛費、防衛産業・造船業、地域協力を取りあげる。

(1) インド太平洋における対中抑止・第一列島線防衛～在韓米軍の戦略的柔軟性

第一の課題は、米韓同盟に新たに求められたインド太平洋地域の同盟国としての責任、とりわけ対中抑止と第一列島線防衛における責任分担である。上述した通り、NSS2025ならびにNDS2026ではインド太平洋地域における「第一列島線の同盟国・パートナー国」として、日本、フィリピン、オーストラリアに加えて、韓国も入れている。NSS2025では、日韓を含む同盟国・パートナーに対して、防衛費の増額を求めるにあたり、両国が「敵対国を抑止し、第一列島線を防衛するために、新たな能力を含む、必要な能力に重点をおくべきである。また、西太平洋における軍事プレゼンスの強化を図るとともに、台湾やオーストラリアとの取り組みにおいては防衛費増額に関する断固たる姿勢を堅持する」(p.24)と記している。以上の通り、韓国にも第一列島線防衛に貢献することを求めている。

これは、米韓同盟のインド太平洋化（「地域化」）を意味し、在韓米軍の「戦略的柔軟性」（域外展開）を原則として認めることが不可欠になる。2006年以来、在韓米軍の一部が中東に展開するなど、戦略的柔軟性は事実上認められていたが、台湾海峡への展開は韓国にとって極めて敏感な問題である¹²。しかし、今回のインド太平洋地域の防衛戦略・米軍態勢の見直しの中で台湾海峡の問題は避けられない。

NSS2025・NDS2026の策定と並行して、昨年5月からザビエル・T・ブランソン（Xavier T. Brunson）在韓米軍司令官が、いわゆる「逆さ地図」（「東を上にした地図」（The East-Up Map）」）（下図）を使って、在韓米軍基地（韓国）が、朝鮮半島（対北朝鮮抑止）中心から北東アジアと第一列島線防衛（対中抑止）の「ど真ん中」に位置するとして、その戦略的価値を再定義した¹³。米韓SCM共同声明が発表された直後に、ブランソン在韓米軍司令官が正式に地図と記事「東を上にした地図：インド太平洋に隠れた戦略的優位を明らかにする」を発表した¹⁴。

在韓米軍の「逆さ地図」は、末次富美雄（実業之日本フォーラム）が述べた通り、朝鮮半島がインド太平洋地域の紛争に対処するための「結節点」にあり、在韓米軍基地が「地域ネットワークのハブ」として機能し、在韓米軍の役割が「北朝鮮抑止から

【図】在韓米軍の「逆さ地図」(2025年) The East-Up Map



出典：Gen. Xavier T. Brunson, “The East-Up Map: Revealing Hidden Strategic Advantages in the Indo-Pacific,” Nov. 16, 2025, USFK

対中露・地域紛争対処」へと拡大・転換し得ることを示唆している¹⁵。

以上の認識の変化を踏まえて、在韓米軍の戦略的柔軟性が、事実上、公式レベルで再確認された。米韓首脳会談の米韓共同ファクトシートでは、「同盟の現代化」の一環として、米韓両国は「北朝鮮を含む同盟に対するあらゆる地域の脅威に対処し、米国の通常兵器による抑止体制を強化」し、「2006年以來の関連する了解事項を確認する」方針が明記された。「2006年以來」とは上述した在韓米軍の戦略的柔軟性に関する了解事項である。米韓SCM共同声明でも、両国は「朝鮮半島における武力紛争を防止し、北東アジアにおける平和と安定を推進するために同盟の取り組みを支援するために、在韓米軍の戦力と兵力水準を維持する」と確認し、在韓米軍の役割拡大とそれに適した兵力の維持（と再編の可能性）を示唆した。

(2) 朝鮮半島における対北抑止～韓国主導・米軍支援、戦時作戦統制権移譲、拡大抑止

第二の課題は、朝鮮半島の位置づけと対北朝鮮抑止・防衛における役割分担である。

まず、問題は、米国の戦略上、地域としてインド太平洋と朝鮮半島が分けられ、朝鮮半島が「その他」に格下げされ、優先地域から外されたことである。インド太平洋と朝鮮半島を実際は区別することは難しく、韓国と在韓米軍にとっては難題である。また、北朝鮮がどのように米国の戦略を認識し、反応するかも見極める必要がある。朝鮮戦争前に、米国の防衛ラインから韓国と台湾を外したような「第二のアチソン・ライン」、即ち抑止力が低下したと勘違いされないようにすることが緊要である。いうまでもなく現状は1950年と異なり、NSS2025の通り、米国は韓国と台湾の防衛に事実上コミットしているが（韓国の場合は同盟条約上の義務）、NDS2026で指摘された紛争の「同時多発性」、北東アジアで言えば、台湾有事と半島有事が連動するシナリオ（「複合事態」¹⁶）への対応は課題である。米アトランティック・カウンシルのM・ガラウスカスが指摘するように、米韓同盟は対北朝鮮と対中国の「二重の抑止（dual deterrence）」¹⁷の発想で対応しなければならない。

次に、どのような役割分担で進めるべきか。NDS2026では、インド太平洋では米軍が主導し、同盟国が支援する、朝鮮半島では韓国が主導し、米軍が支援するという役割分担を提示している。NDS2026では、朝鮮半島の安全保障について、「高い防衛費支出、強固な防衛産業、徴兵制に支えられた強力な軍事力を有する韓国は、米国による重要ではあるがより限定的な支援のもと、北朝鮮抑止の主たる責任を担う能力を保有している。北朝鮮からの直接的かつ明白な脅威に直面していることを踏まえ、韓国にはその意思も存在する」（pp.12-13）と記している。さらに「責任の分担におけるこの変化は、朝鮮半島における米軍の態勢を更新するという米国の利益と合致する。これにより、米国の防衛上の優先事項とより整合した、より強固で相互に有益な同盟関係を確保し、持続的な平和の基盤を整えることができる」（pp.20-21）とした。つまり、対北朝鮮抑止で韓国軍が主導することを歓迎し、米軍は「重要であるがより限定的な支援」という考えに基づき、在韓米軍の態勢を「更新」という方針である。

NDS2026の役割分担は、米韓同盟の1970年代以来の課題である「韓国防衛の韓国化」（「自律化」）を実現することである。その一つが、韓国、特に革新系政権が追求してきた、米韓連合軍司令部の戦時作戦統制権を米軍から韓国軍へ移譲することを意味する。米韓共同ファクトシートでは、戦時作戦統制権移譲に関する協力を継続すると確認した。米韓SCM共同声明では、両国は「条件に基づく戦時作戦統制権移譲計画（COTP）」に基づき、プロセスを「速める」ことに合意した。具体的には2026年に三段階検証の第二段階「完全運営能力」の検証評価を完了することを「追求する」と確認した¹⁸。

さらに、北朝鮮の核戦力と核抑止の問題がある。北朝鮮の脅威は通常戦力と核戦力が融合した脅威だが、対北朝鮮防衛において韓国が「主たる責任」を担うのは通常戦力の抑止であり、核抑止は別である。しかし、二つの戦略文書では核問題への対応について曖昧な表現になっている。NSS2025は北朝鮮問題や非核化について言及していない。NDS2026では北朝鮮の核とミサイルは日韓両国にとって「直接的な軍事的脅威」であり、米国にとって、北朝鮮の核戦力は「米国本土に対する核攻撃の明白かつ差し迫った危険」をもたらしている（pp.12-13）と評価しているが、米国と日韓への脅威を分けている。また、NDS2026では「拡大抑止」という用語も使われていない。代わりに「第一列島線における強力な拒否の防衛」のために「米本土から直接（攻撃）を含め」壊滅的な打撃と作戦を実施する能力を維持することを保証する」（p.18）と明示されたことは、松村五郎（陸将）によれば、「戦争省スタッフの日韓への配慮かもしれない」（p.3）。

北朝鮮の核戦力や拡大抑止の問題は二つの戦略文書では曖昧になっているが、米韓の公式声明で補完・担保されている。米韓共同ファクトシートでは、米国は「拡大抑止を提供することを約束し、核を含む（米国の）あらゆる種類の能力を活用」し、両国は「核協議グループ（NCG：Nuclear Consultative Group）を含む協議メカニズムを通じて協力を強化する」ことを再確認し、「北朝鮮（DPRK）の完全な非核化と朝鮮半島における平和と安定」にもコミットした。米韓 SCM 共同声明でも、両国は「朝鮮半島の完全な非核化」を目標とするとともに、米戦争長官（国防長官）による「核能力を含むあらゆる種類の防衛能力」に基づく「拡大抑止の提供に対する米国の強固なコミットメント」を再確認した。その関連で NCG の活動や通常・核統合（CNI）の机上演習に具体的に言及している。この通り、米国は拡大抑止のコミットメントを明確にしている。

（3）共同防衛と責任分担～防衛費、防衛産業・造船業、地域協力

第三の課題は共同防衛に対する責任分担である。トランプ政権の二つの戦略文書では「共同防衛」に対する同盟国・パートナーの責任分担・負担分担にこだわっている。二国間と多国間の共同防衛においてである。では、米韓両国はどのような合意をしているのか。防衛費、防衛産業・造船業協力、インド太平洋地域の協力・多国間協力について取り上げる。

- ・防衛費：韓国が「模範的な同盟国」と呼ばれているが、その理由はまずトランプ政権が求めている防衛費の増額に応じているからである。米韓共同ファクトシー

トで、李在明大統領は、韓国の法律上の義務に従って、「できる限り早く」防衛費を対GDP比3.5%に増額する計画であることをトランプ大統領に伝えた。また、米兵器を2030年までに250億ドル購入することを約束し、在韓米軍支援費として330億ドルを支出する計画も発表した。

- ・防衛産業・造船業：韓国の協力が最も求められているのは、防衛産業、特に世界第2位の造船業の協力である。これはトランプ大統領が求める関税・投資合意と連動している。昨年7月に韓国は関税15%と引き換えに3500億ドル規模の対米投資を約束し、そのうち1500億ドルは造船業協力である。トランプ大統領のMAGAの産業再生に呼応して、韓国は造船業の対米投資をMASGA (Make American Shipping Great Again) と名付けた。

経済協力から始まった造船業協力は安全保障協力、即ちインド太平洋の共同防衛への貢献としても重要な意味がある¹⁹。米韓共同ファクトシートでは「海洋と原子力パートナーシップ」と名付けて、造船業協力のワーキング・グループ（艦艇のMRO（維持・補修・整備）、労働人材開発、造船場の現代化、供給網の強靱化）、米商船と軍艦の建造、そして目玉となった韓国側が提案した原子力潜水艦の建造が承認された。米韓SCM共同声明（11月14日）では造船業協力の他に、NDAA2026でも継続された「インド太平洋における産業基盤強靱化パートナーシップ（PIPIR）」傘下の韓国のMROプロジェクトなども確認している。

- ・地域協力・多国間協力：米韓共同ファクトシートでは両国が朝鮮半島とインド太平洋地域の「双方」の「平和、安全保障と繁栄」のために協力することが確認されている。域内の多国間協力の枠組みとしてまず「日米韓」三カ国協力の重要性が確認されている。その目的はインド太平洋地域と北朝鮮を含む核・ミサイル脅威への対応のための協力である。米韓SCM共同声明でも日米韓協力がハイライトされ、高位級政策協議、共同演習、情報共有、防衛交流の継続が確認された。また、米韓の「地域協力ワーキンググループ」（RCWG：Regional Cooperation Working Group）の活動も継続され、アセアン（ASEAN）との協力、多国間演習や防衛産業協力の拡大、台湾海峡の平和と安定の重要性についても確認された。上述したブランソン在韓米軍司令官の記事「東を上にした地図」（2025年11月16日）では、新たに韓国、日本、フィリピン（韓日比）の「戦略的三角形」の重要性も取り上げられた。NDAA2026の「多国間防衛」ネットワークの戦略の一部として検討の余地のある枠組みであろう。

おわりに

第2次トランプ政権の二つの戦略文書は少なくとも次の数年間のアメリカの対外関係の基調を示している。トランプ大統領をはじめ現政権の一方的なスタイルは同盟国・パートナーにとっても問題だが、厳しい安保環境の中、同盟関係をリセットするという強い意思の表れである。1970年代、1990年代、そして現在、力の転換期に必ず米国が行ってきたことである。同盟国・パートナー国は国益に照らして、米国の戦略に呼応し、自らを強化し、欠落点は補い、「ルールに基づく国際秩序」の維持、そして地域の平和と安定のために努力を続けるべきである。今年、日本、即ち高市政権は安保戦略三文書の改定を進めるが、以下、本稿を踏まえて、インド太平洋・朝鮮半島・同盟の観点から、日本の安全保障政策への含意を幾つか指摘したい。

第一に、日米同盟と米韓同盟の「同盟の現代化」には各々の課題があるが、インド太平洋・北東アジアの安全保障のために不可欠な同盟であるため、日本は米韓同盟の変革の過程を注視し、同盟間協議を進めるべきである。

今、米韓同盟は朝鮮戦争以来の変革に取り組み始めている。歴史の節目で米国は朝鮮半島・韓国の戦略的価値を再評価し、米韓同盟を継続してきた。小此木政夫（慶應義塾大学名誉教授）が述べたように、朝鮮半島には大陸と海洋の「二重の戦略的価値」があり、その可変的価値に着目して米国の朝鮮半島政策を見るべきである²⁰。伊豆見元（東京国際大学教授）も、米国が、「その時々（の朝鮮半島）の『可変的価値』を判断の基準として行動」し、その時点での「自国の『資源』と国際情勢判断のもとに…政策を遂行してきた」と評価している²¹。

2020年代の現在、米国は朝鮮半島の戦略的価値を再評価し、米韓同盟を継続することを決めて、戦略環境と力のバランスを考慮して、米韓同盟の現代化を推進している。その特徴は、「地域化」(regionalization)と「自律化」(autonomy)である。「地域化」即ちインド太平洋の同盟(地域同盟 regional alliance)と、「自律化」即ち朝鮮半島の同盟(局地同盟 local alliance)における「韓国防衛の韓国化」である。米韓同盟の歴史の中で「地域化」即ち局地同盟から地域同盟への変革は初めてであるが、その行方は日本の安全保障政策にも影響する²²。

その関連で三つの課題をあげる。(1) 戦略的連携がうまく進められるか。トランプ政権の防衛戦略でインド太平洋(第一列島線防衛と台湾海峡・南シナ海)と朝鮮半島が「地域」として区別されたが、これは日韓両国にとって悩ましい。日本の安全保障から見たら日本周辺(北東アジア)の三正面(中朝露)はセットであり、事実上の「ワ

ンシアター」である。日米同盟は台湾有事と半島有事の同時多発シナリオ（複合事態）に対応しなければならない。(2) 在韓米軍の戦略的柔軟性（地域化）と戦時作戦統制権移譲（自律化）の動きは、インド太平洋と朝鮮半島への対応において、任務分担と指揮関係に影響する。朝鮮戦争以来の複雑な指揮関係～在韓米軍司令部、国連軍司令部、米韓連合軍司令部～は、改編される在日米軍司令部や日米メカニズムにも影響する。NDAA2026において米議会はトランプ政権に対して、在韓米軍の態勢の見直しや米韓連合司令部の戦時作戦統制権について、日本と国連軍司令部（派遣国）と協議することを求めている（pp.404-406）。国連軍後方司令部（横田）のホスト国である日本政府当局が在日米軍と在韓米軍司令官（兼国連軍司令官）と能動的に意思疎通することも必要である。(3) 北朝鮮の核・ミサイルの脅威と拡大抑止についてトランプ政権の二つの戦略文書は曖昧である。日韓両国は、継続して、日米・米韓・日米韓の合意に基づき、米国との意思疎通と対応策を確認していく必要がある。

第二に、以上の課題に対応するにあたり、日米韓と日韓の枠組みを積極的に活用していくべきである。トランプ政権のNSSやNDSでは日米豪印のクアッド以外のミニラテラルに言及していないが、日米・米韓の文書では「日米韓」の重要性が繰り返し確認されている。高市政権も「日韓・日米韓協力」を継続していく方針である。キャンプデービッド会談（2023年）で再構築された「日米韓」枠組みは三カ国や日韓の意思疎通や協議のメカニズムとして有用であり、演習など実質的な協力を深化するためにもその重要性が高まっている。

第三に、インド太平洋における共同防衛・協議のための仕組みの構築である。トランプ政権の二つの戦略文書は「共同防衛」と責任分担にこだわっている。バイデン前政権時代に構築された日米韓・日米豪・日米比・AUKUSなどの「格子型」(latticework)の枠組みを実質的に「つなげて」いく作業である。上述の通り、NDAA2026では、インド太平洋における「多国間防衛」の戦略的策定と実施が盛り込まれている。特に米同盟国の「日本、フィリピン、韓国、オーストラリア」が参加し、米国のRAAなどを活用した同盟国間の基地アクセス、作戦協力や演習が想定されている。インド太平洋と欧州・NATOとの関係を継続して強化することも課題である。これらも次の日本の安全保障政策の課題である。

—注—

- 1 The White House “Joint Fact Sheet on President Donald J. Trump’s Meeting with President Lee Jae Myung,” November 13, 2025
- 2 Department of War, “57th Security Consultative Meeting Joint Communique,” November 14, 2025,
- 3 The White House. *National Security Strategy of the United States of America* (November 2025),
- 4 Department of War. *2026NDS: National Defense Strategy* (January 2026).
- 5 “Remarks by Under Secretary of War for Policy Elbridge Colby at the Sejong Institute in South Korea,” January 26, 2026, Department of War.
- 6 新垣 拓「第2次トランプ政権の国家安全保障戦略」NIDS コメンタリー（防衛研究所）第412号、2026年1月9日；松村五郎「米国の「国家防衛戦略」を読み解く：トランプ個人ではなく国家のための防衛戦略を策定した米戦争省」JBpress, 2026年1月31日
- 7 Elbridge Colby, *The Strategy of Denial: American Defense in an Age of Great Power Conflict*. Yale University Press, 2021.
- 8 “Remarks by Under Secretary of War for Policy Elbridge Colby at the Sejong Institute in South Korea,” January 26, 2026
- 9 Collective defense は「集団防衛」とも訳されるが、それは北大西洋条約機構（NATO）のような単一司令部・指揮関係を想定していることが多いため、ここでは必ずしも単一司令部を想定していない「共同防衛」と訳す。
- 10 S.1071 - National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2026, 119th Congress (2025-2026), U.S. Congress
- 11 Luke A. Nicastro, “Implementing the National Defense Industrial Strategy: Issues for Congress,” CRS Report, November 19, 2024
- 12 2006年に盧武鉉（ノムヒョン）政権とジョージ・W・ブッシュ（George W. Bush）政権との間で、主に中東への展開を想定して、在韓米軍の戦略的柔軟性について、「大韓民国は、同盟国として米国のグローバルな軍事戦略の変革の根拠を完全に理解し、在韓米軍の戦略的柔軟性の必要性を尊重する。戦略的柔軟性を実施するにあたり、米国は、韓国人の意思に反して北東アジアの地域紛争に巻き込まれないという韓国の立場を尊重する」と確認した。阪田恭代「第4章 岐路に立つ米韓同盟—ポスト9.11の米軍変革の中で」小此木政夫編『危機の朝鮮半島』慶應義塾大学出版会、128-129頁。
- 13 「国際シンポジウム 変容する東アジアの安全保障環境—日本・台湾・韓国・米国の対応と課題」『アジア時報』612号（2025年12月）—「阪田氏の報告」36-42頁、
“Gen. Brunson stresses strategic value of USFK presence in overcoming ‘tyranny of distance’,” Joongang Daily, May 16, 2025; “Gen Xavier Brunson Holds Press Briefing,” August 10, 2025, USFK; Brian Kerg, “South Korea is the ideal anchor for the first island chain,” Issue Brief, July 10, 2025, Atlantic Council.
- 14 Gen. Xavier T. Brunson, Commander of United Nations Command, Combined Forces Command and United States Forces Korea, “The East-Up Map: Revealing Hidden Strategic Advantages in the Indo-Pacific,” PA-001-25, Nov. 16, 2025, USFK,
- 15 末次富美雄「在韓米軍司令官が「東を上にした地図」で示した戦略的柔軟性」実業之日本フォー

ラム、2025年11月28日。

- 16 「複合事態」については、阪田恭代「キャンプ・デービッド時代の日米韓安全保障協力（「日米韓2.0」）～「インド太平洋における北東アジアのハブ」としての課題」『安全保障研究』第6巻2号（2024年7月号）鹿島平和研究所（SSDP 安全保障・外交政策研究会）、特に49~58頁を参照されたい。
- 17 Markus Garlauskas, “Focus on deterrence, not headcount, for transforming US Forces Korea,” *The New Atlanticist*, September 9, 2025, Atlantic Council.
- 18 米韓「未来連合司令部」の戦時作戦統制権移譲の検証プロセスは3段階—基本運営能力（IOC：Initial Operational Capability）、完全運営能力（FOC：Full Operational Capability）、完全任務遂行能力（FMC：Full Mission Capability）—に分けられている。2015年に開始され、2025年現在、第2段階（FOC）の検証まで進んでいる。浅見美咲「米韓同盟と戦時作戦統制権移管の問題」ブリーフィングメモ、2021年9月号、防衛研究所。
- 19 石田 智範「米韓造船協力の現在地：MASGA プロジェクトの出帆」NPI コメンタリー、2025年10月20日、中曽根平和研究所。
- 20 Okonogi, Masao. “The Shifting Strategic Value of Korea, 1942-1950,” *Korean Studies* (University of Hawaii Press), vol. 3, 1979, p. 78-80.
- 21 伊豆見元「朝鮮半島の”可変的”価値—在韓米軍撤退政策にみる米国の戦略観」『国防』34巻1号（1985年1月）60頁。
- 22 日米同盟のように「地域同盟」になるためには日米防衛協力ガイドラインのような指針を策定し、米韓両軍の役割と任務を整理する必要がある。それに倣って、かつて、李明博（イ・ミョンバク）政権が同盟変革に取り組んだ時に「韓米国防協力指針」（2010年）を策定したが、その後の動きは停滞している。阪田恭代「第2章 グローバル・ 코리아 と米韓同盟—李明博政権時代の同盟変革」小此木政夫・西野純也編『朝鮮半島の秩序再編』（慶應義塾大学出版会、2013年）、特に39~40頁参照。

第7章

党第8次大会期北朝鮮経済の「構造」分析 —「社会主義建設の全面的発展」論と「地方発展20×10政策」 に見る軍事・経済の相関関係と力学—

飯村 友紀

1. はじめに

北朝鮮において、各年次に達成すべき目標は一特に経済関連では—一定のタームに盛り込まれ、年頭あるいは前年末の段階で闡明されるのが通例となっている。例えば直近の2024年および2025年の場合、それぞれ「社会主義建設のすべての戦線で攻撃の氣勢をいっそう高潮させ党第8次大会が提示した闘争目標占領の勝算を確定づけるべき決定的な年」「社会主義の全面的発展への最初の段階の開拓闘争、変革闘争を結束させる新たな年」と位置付けられていることが確認される¹。

直截的には、斯様な表現手法は明確な目標（特に数値目標）の設定について韜晦することで政治的・経済的リスクの発生を事前に避けようとする志向性の所産であろう。しかしながら、特に金正恩体制下の北朝鮮では、朝鮮労働党大会の5年ごとの定例開催が「復元」されたことに代表されるごとく²、単に折々の政策的課題を「束ねる」ことで当該年の目標に据える—遂行された課題は別のものに置換され、未達成の課題はそのまま持ち越される形で再度「束ね」直される—のではなく、中期的なタイムスパンの中で達成すべき方向性が示される傾向が明確化しつつある。その大枠の中で個々の政策が進行し、年単位の曲折を経たとしても総体としての現在地（座標）は確実に設定された大枠（方向性）と近似のベクトルを描く、とのストーリーで説明ないし正当化されるのが、現今の北朝鮮の経済政策なのである。

したがって、北朝鮮経済の把握は個別の政策のみならず、そこに埋め込まれた方向

性への照明をともなってこそ、より鮮明に実行されることとなる。さらに付言すれば、そのような政策的方向性およびストーリーはひとり経済のみならず他分野をも包含した構造を持つため、経済政策の把握を試みる際にも、視野をより広く取ることが必要となる。本稿は以上を基本的な問題意識に設定しつつ、本事業の実施時期にほぼ相当する 2024 年から 2025 年の時期を対象として、北朝鮮経済の「鳥瞰図」的な描写を図るものである。同時に、上記の「方向性」が北朝鮮の主要アクター・分野たる軍および軍事をも含む点を逆用する形で、「北朝鮮の軍需産業・軍事経済分析」という本事業における筆者の課題に相対することとしたい。また、筆者は過去の論考において党第 8 次大会期前半（2021 年から 2023 年）の経済政策を分析した経緯があるため、それらの知見も引き継ぐ形で、党第 8 次大会期の経済政策の方向性の別決を試みることにする³。

2. 「社会主義建設の全面的発展」論－その仰角とロジック

上に記した観点、すなわち「方向性」への関心に立って党第 8 次大会期を回顧するとき、先に一部引いた「社会主義建設の全面的発展」が、いうなればその骨格を形成していることがわかる。よって、まずは同「社会主義建設の全面的発展」論（以下、「全面的発展」論と略記）の論理構造と、それが当該時期の各政策にどのような影響を及ぼしているか、換言すればいかなるストーリーをもって、その名称下に行われる個々の政策の方向を規定しているのかについての分析から、筆を起こすこととしよう。

北朝鮮の文献上、「全面的発展」は「国家社会建設のすべての分野と部門、国のすべての地域を全面的に、均衡的に、等しく、特色をもって発展させる」ことの謂であり、またその過程は「全人民を党の思想で団結させ、経済の自立的・持続的な発展を担保する高い科学技術の土台を構築し、全民を人材化してあらゆる文化的落伍性を清算する 3 大革命（訳註：思想革命・技術革命・文化革命）を通じて実現する」と定義される⁴。そして党第 8 次大会期に相次いで着手された平壤市 5 万世帯住宅建設事業（および被災地域での労働者用住宅建設）、「農村革命綱領」に基づく農村振興（党中央委第 8 期第 4 次全員会議（2021 年 12 月））、「地方発展 20 × 10 政策」（後述：最高人民会議第 14 期第 10 次会議（2024 年 1 月））、「教育土台の強化措置」（党中央委第 8 期第 11 次全員会議（2024 年 12 月））等に代表される各施策が、同論の表現形態として位置づけられている。

同論の後背にあったのは、とりもなおさず体制の危機意識であった。対外的側面において、「敵対勢力が名実ともに核保有国、東方の核列強として急浮上したわが共和国の非常に強大な国力と国際舞台において日々高まるわが国家の位相の前に周章狼狽し、わが共和国の粗を探しては中傷を繰り返し、我々を国際的に孤立させるための世論戦に執拗にしがみついている」状況のもと、国威発揚を「言葉によってではなく実物で国際社会の前に明白に見せつける」ことが必要となるとの主張と軌を一にして⁵、軍事面に偏重した「国力」が体制の安定性を毀損する危険性が、認識されていたのである。例えば「尊厳と榮譽を売り払って単に物質的享樂のみを追求するならばそのような文明は決して真の文明、国家と民族の尊厳と榮譽の中で真に享受する文明ということはできない」と政治面・制度面の優位性を強調しつつ「すべての面で世界を圧倒する文明」の確立を主張する言説に、そのような外国との格差への懸念が垣間見られよう⁶。

そして、理想像としての「社会主義強国」を「国力が強い国」「隆盛繁栄する国」「人民が世界にうらやむものなく幸福な生活を存分に享受する国」と、思想的側面よりも物質的側面を強調する形で定義する言説も加味するとき、この外国との格差に関する危機意識は、敷衍すれば民心の動揺が体制への疑義を招来しかねないとの憂慮にこそ端を発していたことが強く推測される⁷。文献中の表現を藉りるならば「社会主義強国建設が力強く推進されるほど、人民生活に目に見える実際的な変化が生じなければならない。そうであってこそ、人民は誇りと生きがいを感じて社会主義強国建設にいっそう馳せ参じるようになる。しかし未だ国の事情は困難で人民生活も満ち足りておらず、人民の素朴な生活上の要求すら満たせずにいるのが現実である」がゆえにこそ「社会主義制度の有難みを言葉ではなく実地に、全身で感じて、よりよい将来に対する楽観にあふれ」させることが必要となる。したがって「(金正恩にとって：訳註)形勢が有利であるか不利であるかに関係なく、人民と交わした約束を無条件に実現することで、尊厳高きわが党の権威と党に対する人民の絶対的な信頼心をいっそう固く守る政策的事業」になるとして、各種振興事業が定置されることとなるのである⁸。

想起すれば、三代目指導者たる金正恩の思想的独自性の産物としての「人民大衆第一主義」のロジックは、つとに「党と国家は人民のために滅私服務し、人民は党と国家に自身の運命と未来をすべて委託し真情を尽くして戴くという、まさにここに人民大衆第一主義が具現されたわが国家の真の姿がある」との表現で、体制と人民の間のレシプロカル（双方向的）な関係性を標榜していた。またこれに関連して、金正恩体制期において「党に対する大衆の全面的な支持と絶対的な信頼を限りなく強化すること」および「広範な群衆を党のもとに固く束ね、党と大衆の血縁的連携をいっそう強

化して党の大衆的地盤を押し固める」ことが求められるに至っていた点からも、斯様な関係性が理解されよう⁹。

もとより、かく仮構された双方向性が「偉大な首領の領導を戴いてこそ人民大衆が自身の運命を成功裏に開拓していくことができ、偉大な人民となることができる」と、領導者たる金正恩の人民に対する優位性を大前提としていたことは贅言を要すまい。ただし同時期においては「イルクン（訳註：幹部）らの中であらわれる人民を下に見て号令し、人民大衆の上に君臨して人民の利益を侵害する勢道と官僚主義、不正蓄財のような古い事業方法と作風を徹底して根こそぎにすることで（中略）広範な群衆が中心となって党に従うようになり、党に対する大衆の信頼はいつそう高まり、党と大衆の一心団結がいつそう強固なものとなる」と、「人民大衆第一主義」の成否がイルクンにかかっていると主張のもとに指導者たる金正恩と政策遂行上の責任を分離せんとする言説も浮上していた¹⁰。そのような一種の（指導者にとっての）安全弁としてのイルクンの位置づけも勘案するとき、カリスマなき指導者としての金正恩にとり、可視的成果（特に生活水準の向上）の実現が統治の安定性に直結するものとして認識されていたことが推量されるのである。

ただし、瞥見すれば可視的な経済成果の導出策、わけても一種の内需刺激による経済振興策とも解釈しうる「全面的発展」論は¹¹、上述の定義が示す通り方法論として「3大革命」を指定する点に、いまひとつの特徴を有していた。周知のごとく3大革命は思想革命・技術革命・文化革命の総称でありつつも、その位置関係は思想的刷新の謂としての思想革命を技術革命・文化革命に優先させるものであり、例えば農村振興政策も「農村革命の主人たる農業勤労者らの意識水準を改変してこそ、彼らが新時代農村革命綱領に対する正しい認識を持ち、その貫徹において革新的で主導的な果たし、社会主義農村をいつそう強化発展させる」ことが可能になるとの説明がなされていた。技術革命としての生産力向上、文化革命としての生活環境の改善は、文献上、思想的刷新の呼び水として位置付けられていたのである¹²。

さらに、「全面的発展」論の掲げる同時・均衡発展は、単純に立ち遅れた部門・地域の「底上げ」の必要性のみならず、「われわれにはある特定の部門や単位が100 m先んじることよりも、皆が手を携えて10 m前進することが必要である」との認識をともなって浮上していた。「他の分野と部門・地域がどうなるかに拘泥せず、孤立的に、本位主義的に発展しようとすることは許容されない。それは発展の均衡と調和を無視した不均衡的・非対称的なものであり、（中略）社会主義の本性にも抵触する非典型的なものである。不均衡的・非典型的な発展は全分野と部門、地域の発展に貢献せず、む

しろそれを毀損するものであり、したがって社会主義の全面的発展とは何らの関係もなくこれに背馳する」として¹³、あくまで計画—換言すれば統制—の下に実施されることが闡明されていたのである。

そしてこのことから、「全面的発展」論は、民間のリソース（民間に滞蔵されている資金・物資、あるいは人民の経済的利益への欲求）を活用して各種振興政策を促進せんとする制度改革的な側面と、そこに統制の「籠^{たが}」をかけようとする守旧的な側面とが混淆した色彩を帯びて実体化することとなる。

まず前者について挙げれば、当今の北朝鮮においては、各单位（機関・企業所・団体）に「行為能力のある公民」の「住民遊休貨幣資金」を経営資金として調達し、その担保として国定利子率の1.2倍までの範囲での利子率設定や企業債券を発行することが認められているという。あるいは「余っていたり遊休状態にある不動産を、一時的な需要が提起され、借りて使った企業が貸した企業体に支払う料金であり、不動産利用権の価格」との表現で「不動産賃貸料」の存在が公言され、単位間での土地賃貸が可能になっていることが示唆される。さらには機関・企業所・団体が利益を上げる上で重要な要素となる科学技術人材の大学・科学技術研究機関からの移動（引き抜き）を「内閣の合意と相手方機関の承認」を条件として可能とする措置（「科学技術人材管理法」）が強調されていた¹⁴。資本・土地・労働力の各生産要素において一種の市場が形成されていることが、半ば公言されるに至っていたのである。

また経済関連法の相次ぐ制定・修正補充により、各種経済政策とその実施環境を担保しようとする志向性も顕著になっており—依然として外部観察者にとってそれらのほとんどが未詳ながら—変化を印象付ける作用を及ぼしていた¹⁵。

さらに第8次党大会期においては「部門予算制」の改編がなされ、従来は各委員会・省と管理局、連合企業所に分類されていた中央予算の部門構成—それぞれが独立採算し、収支を自ら調律しつつ予算執行を行うことで総体としての中央予算が形成される—が、部門総合予算（省・中央機関）と中央直属予算（直属単位機関・工場・企業所）とに再編され、特に部門総合予算の基本単位として管理局と連合企業所が予算の示達・執行・決算を独自に行うこととなったとされる。これは他業種・業態にまたがるコングロマリット的存在としての連合企業所と、それと競合的な関係となった委員会・省・管理局の利害関係を整理することを目的とした措置と推測されるが、重要なことは、これにともなって連合企業所、その上位単位としての省・中央機関とも、教育・文化・保健などの文化厚生施設等の非生産施設を自体支出によって運営するよう求められている点であり、このことから、各单位—主に連合企業所—の裁量範囲が

さらに拡大していることが示唆される¹⁶。もとより責任の拡大と表裏一体であるにせよ、各単位の権限が伸長していたと考えられるのである。この時期に文献上で散見されるようになった各単位の特許権の活用—特許使用料による収益獲得—の事例は、そのような「制度化された裁量権」の爛熟の一端を示すものであろう¹⁷。

そして、斯様な傾向と歩調を合わせる形で、後者つまり統制強化の傾向もまた表面化していた。「すべての部門と単位で、国家の統一的指導と管理の下で計画的に主導し精密に進行する中央集権的な自力更生の気風」（傍点引用者）の確立が求められ¹⁸、裁量権の掣肘が強調されたのである。

もとより、それは直截的には、政策的志向性よりは計画経済の機能不全という現実を反映したものと見るべきものであろう。例えば、文献上では軽工業製品について「軽工業工場と農場で国家計画に合わせて生産される製品」以外に「工場・企業所で基本生産製品以外に生産する生必製品」「消費品生産と関連のない機関・企業所で運営する生産基地から生じる製品」「軽工業工場で企業体の分（기업체 몫）」として販売される商品」「他国から入ってくる輸入商品」が混在する状況下で、それらが「国家の統制圏外で流通する現象」への対策を説く言説が見られる。あるいは「機関・企業所の収入と支出活動を掌握して国家計算圏に反映する領域」としての国家財政の統制範囲を拡大し「一部機関・企業所が手にした収入を国家計算圏に反映することなく自体で利用する現象が生じないよう、それらの収入と支出を国家が直接計画化して国家予算に反映する」必要性を強調した言説が示唆するごとく¹⁹、現今の北朝鮮経済においては経済浮揚策としての裁量権拡大のいわば前段（前提条件）として、経済規律の回復が急務とされているのである。

ただし、ここで注目されるのは、北朝鮮当局の思考において、斯様な規律と統制の回復それ自体に、経済成長の方途が見出されていた点であった。「整備補強計画の完遂はすなわち党大会決定貫徹のための偉大な闘争の結束である。（中略）社会主義経済は計画経済であり、すべての部門が有機的に連結された大規模集団経済である。全部門・全単位が互いに協助しともに前進してこそ人民経済全般が活性化し、個別的単位の発展も確固として担保される。全部門と単位で計画規律をいっそう徹底確立することは経済全般の安定的かつ持続的な発展のための確固たる担保である」と²⁰、計画経済の字義通りの実施に成長の「伸びしろ」を見出す「整備・補強」が再度強調され、分野・部門・地域の同時・均衡発展を説く「全面的発展」論と—先に一部見た通り—結合していたのである。

その結果、各単位への実質的な経営権付与を中核とする「社会主義企業責任管理制」

をめぐる言説においては、経営権は「(各工場・企業所の: 訳註) 生産的連携が計画的に実現されるようにすべく協同化組織計画と協同品生産計画のような協同生産計画を立て遅滞なく執行」するためのものとして、あるいは単位の「党委員会の集體的指導の下で政治事業を先立たせつつ」「すべての経営活動を繰り広げる事業体系」を前提として行使されるものとして描かれるようになっていた²¹。また、先に示したごとく統制外の経済活動が懸念された軽工業・商業部門においては、原料・製品の生産供給を商品受供給契約を通じて一すなわち国家が監督統制しうる方法を通じて一遂行することが、消費者の需要をふまえた生産計画の策定・調整、契約生産される製品の品質監督とともに求められていた。各単位が「必要な原資財をはじめとする物資や設備を自体で生産・使用するため努力するようになり、(中略) 人民に対する給養・便宜奉仕活動が円満に行われず、ひいては奉仕単位で非社会主義的行為が生じる条件が形成される」事態への警戒が先行していたのである²²。

むろん、統制の強化を求める言説は北朝鮮の公的文献に恒常的に看取されるものであり、またそのようなナラティブに、実態としての裁量権が一政策的に一拡大しているさまをロジック上糊塗せんとする当局の意図を見出すことも不可能ではない。しかしながら、文献上、裁量権に対しては常に強調しつつ掣肘するかのような筆致が通底していた。例えば豊作が喧伝された2024年・2025年において、農業分野では「農場決算分配法」が採択されて公正な評価—生産意欲刺激のための—が法的に裏付けられたことが報じられていた。そして同時期に圃田担当責任制の正確な実施とともに「農場員の意識状態に目に見える変化が生じ始めた。だれもが努力すればいくらかでも先んじることができるという高い信念と生産意欲をもって発奮し、営農工程ごとに前例のない成果が成し遂げられた」「現物分配は言うに及ばず、現金分配だけを見ても風呂敷包みほどもあった」といった記述が登場しつつも²³、それらは現金分配の自主的返上や自社生産品の価格を意図的に安価に設定するといった模範的事例の紹介を、しばしばともなっていた²⁴。すなわち公的媒体さえ現物的・可視的な成果(利益および利益への期待)こそが増産の鍵であることを明確に認識する状況でありながらも、そこから統制強化の反作用が除去されることはなかったのである。

そして斯様な反作用は統計機関に対し「個人副業経営の生産活動結果」まで、「穀物をはじめとする食料作物はどこで生産・輸入されたか」と関係なく、あるいは個人の副業畑で生産されたものまですべての源泉を統計機関でもれなく、徹底的に掌握」することを主張するまでに及んでいた²⁵。また各単位が厳に戒しむべき否定的行為とされる「機関本位主義」は「単位の特殊性を前面に出して本位主義を振りかざす現象、生

産と企業管理で大風呂敷を広げたり手管を弄する現象、労力管理・財政管理・設備資材管理を社会主義原則に合わせて行わない現象」「計画数値と生産量だけを合わせる現象」といった明確な違反行為のみならず、「革命の利益、国家の利益を等閑視して自部門・自単位の狭小な利益のみを追求し経済事業で統一的指導と協同を阻害する」「党と国家の利益よりも自身の単位、自身の地方の利益を先立たせる誤った思想観点」と、利益の追求それ自体にかかるものとされた²⁶。これらを勘案するとき、当局の問題意識において、裁量権の拡大はむしろ懸念対象であり、また裁量権は一制度による裏付けが強調されながらも一常に統制との間で不安定な均衡の下に存置されている可能性が、推測されるのである。いうなればアクセルを踏み込むのに合わせてブレーキを緩めるのではなくブレーキを踏みつつアクセルを踏むかのような統制志向の存在が、「全面的発展」論のなかに沈潜する第一の「通奏低音」ということになろうか。

3. 軍事の介在－軍拡基調下のリソース配分をめぐる

さて、「全面的発展」論にもとづく大規模振興政策は、各単位の裁量権と国家的統制の関係性の調整にとどまらず、有限な国家的リソースの再配分も必然的にもなうこととなる。それではこの課題に対し、北朝鮮はどのような姿勢で臨んだのか。本節ではリソースが優先的に投じられていることが明確な軍事を直截的な対象に据えつつ、この点を検討してみたい。

これに関連してまず目につくのは、ここまで「帝国主義連合勢力の反共和国孤立圧殺策動を打ち砕くための社会主義守護戦に国家のすべての力量を総集中して、農村に対する国家的投資、農業に対する工業の支援を円満に進行でき」なかったことが認められるとともに、軍事力強化の帰結として「列強がわが国家と人民の利益を好きなように弄ぼうとした時代に終止符が打たれ、わが人民は尊厳高き強大な国で永遠に戦争の惨禍を知らず代々幸福を共有することができることとなった」といった表現が見られるようになった点であった²⁷。北朝鮮を特徴づけてきた軍事へのリソース集中が、表面上、「全面的発展」論の浮上と時を同じくして修正された可能性が示唆されたのである。

しかしながら、実際の政策展開過程はこれと相反するものであった。特に1990年代以降の対米関係の経緯を通じて北朝鮮が「核保有国の地位を最上の見地へと上昇・高潮せしめ、朝米核対決戦の終局的勝利を成し遂げる万年担保を準備した」ことを経

括しつつ、米ソ冷戦期の特徴を「各地域で大小の戦争が数多く生じながらも核武器保有国だけは侵略を被ることがなかった」点に求め、「自体の核武力だけが信頼しうる戦争抑制力、民族の無窮繁栄のための担保となる」との経験則を引き出す言説が登場していたのである²⁸。

それが意味するところは明白であった。当該文献自身が端的に示す通り、「すべての軍事強国の志向的な目的と同様、われわれも戦争の版図を変える手段、つまり誰も対応できない武器体系を戦略的抑制の核心軸として立て、国家の核戦争抑制力を引き続き高度化」する必要があるとの認識のもと、「多角的な作戦空間でそれぞれ異なる手段で核武器を統合運用する」ための営為が今日も続けられていることが闡明され、核軍拡競争の様相が露わとなっていたのである²⁹。金正恩体制がかつて「経済建設と核武力建設の並進路線」（2013年3月）を掲げ、核開発と原子力産業の進展・発展によって「国防費を増やすことなく少ない費用で国の防衛力をさらに強化し、あわせて経済建設と人民生活向上に大きな力を振り向けること」ができるとの主張をその論拠に据えていたことを想起するならば³⁰、いまやその前提が崩れ、際限なき核軍拡を甘受するものへと姿勢転換がなされたことが明白となっていた。

さらに、金正恩の軍事的業績として「自衛的核抑制力の最上の水準への強化」とともに「人民軍隊の最精鋭革命強軍への強化」を並置する言説も登場し、特に後者において軍を政治思想的に鍛錬するのみならず「軍事技術強軍化」すなわち「国防工業を先端武器を思いのままに作り出せる主体化・現代化・情報化が高い水準で実現した自立的・現代的な工業へと発展」させた点が強調されるに至ったことも注目し値しよう³¹。すなわち、核・ミサイル開発のみならず、それに限定されない総体としての軍事力増強にも、相応のリソースが投じられるさまが浮き彫りとなっていたのである。

そして当該時期の金正恩自身の言行も、この傾向を裏打ちするものであった。「海軍とその戦略的構成要素を持続的・多角的に強化し、多様な水上・水中艦船の建造速度を高めつつ規模を拡大し、ここに各様の攻撃武器体系を不断に結合させていく」（核動力戦略誘導弾潜水艦建造事業）に対する現地指導時発言（2025年12月）、「空軍には新たな戦略的軍事資産とともに新たに重大な任務が与えられることとなり（中略）核戦争抑制力の行使において一翼を担うことになった空軍に対する党と祖国の期待は実に大きい」（空軍創設80周年記念行事での演説（2025年11月）、「国家の主権・安全と利益、発展権を頼もしく担保しうる核の盾と剣を絶えず研ぎ澄まし、更新しなければならず（中略）このためにわが党と共和国政府は核技術分野に持続的な発展のためのあらゆる可能性と条件を最優先で提供・支援する」（核関連分野の科学者・技術者

らとの「重要協議会」での発言（2025年9月）と、核兵器・通常戦力を一体化しつつさらに発展させる方針を、再三言明していたのである³²。そこにおいて、第2撃能力の構成要素となるICBM・SLBM・空中投下型核兵器の三本柱（トライアド）の構築が企図されていることはもはや自明であろう。そして同時に、軍事へのリソース集中の傾向にも変化が生じないこともまた、この過程で半ば公言されるに及んでいたのである。

さらに、これと軌を一にする形で、党中央軍需工業部に直属し、通常の家計の枠外で軍需品の開発・生産に従事するとされる「第2経済委員会」の存在も公的文献上でにわかに存在感を増していた。従来秘匿されてきた同委員会傘下工場を金正恩がたびたび訪問し、砲弾・ミサイルおよびミサイル運搬手段の生産を直接的に指示したほか、生産能力向上のための現代化工事および同委員会の独自の生産計画の立案・承認プロセスが進められるさまが公開されたのである³³。その過程で、同委員会傘下の軍需企業所が軍需生産用のみならず「人民経済各分野の生産技術力の向上のため知能化・高速化・精密化・複合多機能化された機械製作設備をより多く開発・生産することに注力」するよう求められていた点は特に目を惹く³⁴。一種のフィードバック論をともないつつ、軍事へのリソースの優先投入が所与のものとして描出される状況が現出していたのである。また同時期には学用品工場・教具備品工場の建設が「内閣と教育部門の指導幹部らの観点と態度上の問題」によって「党中央委員会第8期全員会議のたびに工場の設立に関する内容の決定書が8回も議決されながら執行されなかった」ことが金正恩より指摘され、また対策として投入された軍人建設者の貢献が賞賛されるといった事例も看取される³⁵。これらを通じて、経済的アクターでありながら国家機関（特に内閣）の枠外で活動する軍の位相、そして何よりも軍事へのリソース集中が印象付けられたのである。

かくして、北朝鮮における軍はさらなる核開発の必要性を背景として引き続きリソースの優先投入の対象と位置付けられるに至っていた。のみならず「従来型」のロジック、すなわち経済振興の前提条件としての平和的環境を確たるものとし、さらに経済各部門へフィードバック効果をもたらす存在であることをもってリソースの優先投入の当為性を説明する言説が、軍の斯様な位置付けを補強していた。そして、そのようなロジックの構造を保ったまま、軍は「全面的発展」論の中に定置される。「政治と国防、経済と文化建設は社会主義の全面的発展を実現する上でともに重視し解決すべき歴史的課題である。社会のすべての分野が互いに有機的に連結されているだけに、政治と国防、経済と文化のいずれかの分野だけを重視しては社会主義の全面的発展を

成し遂げることはできない」と³⁶、軍事が同論の構成要素であることが明示されながらも、「全面的発展」の前提条件（平和的環境の創出、経済的波及効果）に貢献する存在であるとの理由で、軍事は前節に見た同論の統制的側面を回避した存在、つまり他部門・他分野との位置関係に拘泥されぬままリソースが優先的に投じられるべき存在として、同論の中で他部門・分野に比して別格となる地位を築いていたのである³⁷。

以上をふまえるならば、例えば対外向け宣伝媒体の中で簡潔に記述される「第一に、政治と国防建設を重視しながら経済、文化の発展にも大きな力を入れて国家社会生活の各分野を全面的に発展させること」「第二に、人民経済の全般的部門とすべての単位を均衡的に発展させること」「第三に、地方建設と農村建設と力強く推し進めてすべての地域を均等に、特色付けて発展させること」との「全面的発展」論の定義が³⁸、第一カテゴリと第二・第三カテゴリの分離の帰結であることは直ちに看取される。また「全面的発展」論のいまひとつの「通奏低音」として、それが一語感が与える印象とは異なり一軍事へのリソース優先配分の「再強化」を前提としていたことが、強く示唆されるのである。

4. 合力としての「地方発展 20 × 10 政策」—党第8次大会期経済政策の「縮図」

では、ここまでに見た「全面的発展」論の構造（「ストーリー」と方向性）および背景を念頭に置いた上で具体的政策に焦点を当てるとき、そこにはいかなる様態が見出されるのか。ここでは特に「全面的発展」論の直接的な問題意識が経済振興の必要性和リソース不足への対処にあった点をふまえつつ、先に一部触れた「地方発展 20 × 10 政策」（以下、「20 × 10 政策」）をクローズ・アップすることとしたい。

「20 × 10 政策」に対しては「（同政策の：訳註）基本内容は、現代的な地方工業工場を毎年 20 の郡に建設することを、遅滞なく政策的課業として掴み、有効に執行して 10 年間にすべての市・郡の地方工業工場を現代化して全国的版図で地方人民の物質文化生活水準を一段階飛躍させることである」との定義が付されている³⁹。また「社会主義の全面的発展期の要求に合わせ、地方発展の膨大かつ歴史的な課業を最も早期に完遂」させるための政策として、「全面的発展」論の表現形態の一つであることが言明されていた⁴⁰。さらに「地方発展政策と農村革命綱領は互いに有機的な連関をもって、わが党の全面的発展の理念を実現するための人民の闘争を強力に推动している」

と、「農村革命綱領」と連続性・相関性を備えた一種の後継措置としての側面が強調され⁴¹、「全面的発展」論の政策パッケージに組み込まれていることが確認される。「20×10政策」の構想を開陳した最高人民会議第14期第10次会議（2024年1月）での施政演説において、金正恩自身も「現時期、人民生活を向上させる上で重要な問題は首都と地方の差異、地域間の不均衡を克服すること」との認識とともに「共和国の領域では人民生活において立ち遅れた地域があってはならないというのがわが党と政府の絶対不変の原則」であると宣言していた。その上で、金正恩は同演説上、現実に存在するそれらの格差を「社会主義建設の全面的発展の理念に背馳する」現象として問題視するとともにその克服のための国家的支援を約しており、このことから看取される通り、「20×10政策」には「全面的発展」論のいわば縮図としての性格が、当初より付与されていたのである⁴²。

また、同政策をめぐる言説では、過去の地方振興政策を「言葉でのみ行ってきた理想と宣伝的なもの」と断定して差異化を図るものも目に付く。特に過去の政策の問題点として「地方工業を発展させるための事業が明瞭な目標と段階別計画、明確な基準と方法論なしに行われてきた」点を挙げ、それゆえに「都市に比した農村の落伍性、換言すれば農業が工業よりも物質技術的土台が弱く、農村住民が都市住民よりも文化水準において低く、農民の思想意識が労働者のそれよりも立ち遅れることは、どうしようもないこととされてきた」といったナラティブからは⁴³、同政策が単なるパッケージ化された分野別政策の一環という側面以上の意味をもって「全面的発展」論と結合していることがうかがわれよう。

斯様な規定がなされる以上、同政策においては何よりも可視的な変化の導出、文献中の表現に従えば「実際の結実、目に見える変化が真に地方人民の皮膚に届くように」することが求められ、またそうなるこそ「人々の意識領域に改変をもたらす」ことができるとの位置関係が設定されることとなる⁴⁴。「全面的発展」論の一部として思想的刷新が強調されつつも、物質的側面に先次的な注力がなされるべきことが、公言されるのである。単に「その地方を代表し人民から好評を受けるような名製品・名商品を生産」するにとどまらず、各地方が独自に「各種の人民消費品を数多く生産して地方人民の生活を向上させること」が同政策の課題に掲げられたのはこのためであった⁴⁵。必要な日用品をすべて地方原料で生産することはむろん不可能であるにせよ、「地方にありふれた資源、あるいはそれをもって生産した製品で、他の地方の製品と交流したり、地方に乏しい資源を利用する部門を発展させる上で必要な原料・商品等を解決する」ことも念頭に⁴⁶、地方の自力発展が求められていたのである。

また、そのような課題を遂行するために「国家的指導と援助を保障しつつ地方の自立性を確保する」との方式が設定された点も特徴とされた。「以前にも地方工業発展のための活動は行われてきました。しかし、この活動は各道・市・郡がそれぞれ各自の実情に合わせて自力で行ってきたため、地方経済の発展と人民の物質・文化水準の改善・向上にはあまり役立ちませんでした。新しい『地方発展20×10政策』は、地方工場の建設に必要な資金と労働力、資材を党と国家が直接責任をもって保障し、計画的に推し進めるといことです。(中略)当該地方の経済的潜在力を最大限効果的に利用して地方経済の自立的発展土台を構築できるように国家の投資を増やすといことです」との発言が示すように、国家負担によるインフラ整備と需要喚起を触媒として地方振興を図るとの方法論が強調されたのである⁴⁷。もとより、そこに「原料輸送と製品供給にかかる費用を最大限に減らし」つつ「遊休労力と遊休資材、地方の原料源泉を残らず動員利用して社会主義経済建設を速い速度で促す」こと、換言すれば地方に回す国家的リソースを最終的に減らすとの一伝統的な一目的意識が通底していることは明白であったが⁴⁸、同政策は外見上、たしかに新規な色彩を帯びていた。

ただし、同政策をめぐるのは、「すべての市・郡で地方工業工場を現代的に建設し、自体の原料資源に依拠して生産を正常化しようとするとき、当面提起される問題が少なからぬものであることは事実である」と⁴⁹、同政策の要点である可視的な成果—しかも日常生活全般において必要とされる多種多様な日用品という現物—が実現するまでに相応のタイム・ラグが生じうることが認められていた。この点と、早期の成果導出という必要性からは、同政策には可視的な成果を国家・地方間の一種の逆鞘（持ち出し）によって演出せんとするドライブがかかる可能性が常に付随することが示唆される。対外向け文献上で特に強調されている同政策の成果、とりわけ「工場で生産する製品はすべて銀川郡地方の原料で作ったものであり、価格が安く、質的指標において中央製品に引けを取らない」といった「あらまほしい」地方工業の様態の内実に関しては、なお検討が必要であろう⁵⁰。

そして、可視的な成果の導出の必要性和、その早期実現のための国家的投資が公言される背後で、「20×10政策」の展開過程においては「全面的発展」論のパラレルともいべき統制の側面が次第に立ち上がっていた。例えば同政策の成否を握る地方原料の確保に関し、文献は、「地方工場が自体の原料基地を持たず国家に依存することになれば、それは地方工業工場ということはできず、地方工業としての意義がなくなる」としつつ、「最近、郡で新たに造成する原料基地の少なからぬ面積はかつて一部の住民らが林農複合経営の方法で管理していた山地の小土地である。イルクンらがこれ

らを郡の原料基地事業所・山菜蕨林事業所・食料工場の従業員で登録して一定の面積に対する管理を専門に受け持たせ、実績によって政治的・物質的評価も正確に行うならば、原料基地を管理する従業員らの責任性と役割を非常に高めることができる」と記述する。原料基地の「造成」が、長くグレーゾーンに位置づけられてきた非公式な私的耕作地の接収によって行われていることが示唆されるのである⁵¹。原料基地造成の実績については「半年間に各道で油脂作物と紙類原料林がそれぞれ6万2000余町歩、3万2000余町歩造成された」ことが報じられているが、その間に原料基地の労働力として当該地域の女盟員が「進出」する事例がたびたび報じられていることも考慮すれば、非生産労働力を動員しつつ、それら接収した土地を公的領域に回収せんとする動きが本格化しているとの見方が成り立つ⁵²。

また同政策が掲げる地方人民の生活水準向上は、より正確には「人民生活を向上させるための事業は、農業と軽工業、水産業をはじめ人民生活に直接影響を及ぼす部門と連関部門で構成される幅広い分野を包括する。したがっていずれかの、いくつかの単位や部門を押し立てたり、何名かの人員や小集団が動員されることによって人民生活の問題は円満に解決されない。すべての力量と手段を総動員し、人民生活と関連するすべての部門・すべての単位を押し立てる時、人民生活向上において決定的な転換がもたらされる」との認識を前提としていた⁵³。この点は金正恩自身の発起により、地方の特性を活用した地方経済振興策として海面養殖が提唱され、これに専従する水産事業所の新設が行われた咸鏡南道新浦市の事例を見ても明瞭に看取される⁵⁴。「豊漁洞地区の沖合でホタテとコンブの養殖をよく行えば、土地が痩せて経済力が弱い新浦市が、3～4年後には共和国の市・郡でもっともよく暮らす『富者市』となりうるだろう」との金正恩の発言が与える印象とは裏腹に、同地の成果は「全国の同時・均衡的發展のための地方中興の世紀的大業を決断し頑強に実行していく敬愛する総秘書同志の卓越した思想と領導がもたらした輝かしい結実」とされ、いわゆる先富論とは異なる発想に基づくものであることが示されていたのである⁵⁵。

そして同時期の文献は「われわれが経済を自立化しようとする目的も、単に自体で生産して生きていくところのみあるのではなく、国家の全般部門を均衡的に、同時に発展させるところにある。国家の全般部門を均衡的に、同時に発展させる上で重要な問題の一つは、進んだ部門・単位が立ち遅れた部門・単位を助けてやることである」と強調していた。これも勘案すれば、当該地域住民が上掲の「富者市」発言に対し「われわれはよい暮らしができる、また無条件にそうしなければならない。朝鮮労働党の政策は科学であり勝利であること、党政策が実現する途ですべての福が来ることを世

に見せつけ」んとする決意で呼応した、といった文献上のナラティブからは、当局の真意が私欲を刺激しつつもそれを掣肘するところにあったことが、強くうかがわれるのである⁵⁶。

さらに、可視的な成果の早期実現という同政策の目的意識は、そのバックボーンとしての「全面的発展」論が、前記のごとく経済・生活水準の格差が体制の正統性への疑義を惹起するとの懸念に根差していただけに、いっそうの高潮を見せることとなる。「開城市市内地区、載寧郡、燕灘郡、雫時郡にのみ地方工業工場を（中略）設え、それ以外の市・郡は将来的に建設を行う準備を促す」とした直近の党中央委員会第8期第9次全員会議（2023年12月開催）の決定書を「そのように消極的な態度をもってしてはいつになっても地方経済を発展させられず、人民生活に明確な変化をもたらすことはできない」と覆し、対象地域・規模を拡大することから着手された同政策には⁵⁷、その初期からさらなる追加課題が課せられていた。前記の新浦市における海岸養殖事業所の建設指示自体が当初計画に含まれなかったものであったほか⁵⁸、2024年8月には「保健施設、科学技術普及拠点、糧穀管理施設」の建設が「地方中興の歴史的偉業を加速化していく新たな方向」として、同政策の課題に追加されたのである⁵⁹。

地方工業工場建設が進んでいる機会を活用して「科学技術普及拠点も完工させ、病院と糧穀管理施設も建築骨組工事を先に完成させておいて年次別に国家的な対策を後から立て」るとの指示がなされていたことから、この追加措置の即興性が看取されよう。また文献記述からは、その後、同措置の具体化過程においても「『地方発展20×10政策』実行のため（中略）全国的な資材供給体系、指揮体系が整然と確立された現時点がこの重大な革命事業を開始する最適期となる」点、地方工業工場の建設のみでは「全国の地方人民に持続的に向上する物質文化生活を保障するには不十分」である点、「地方発展政策は当然ながら軽工業建設に限定されるものではなく保健と科学、教育を含む包括的な政策でなければならず、そうしてこそ真に地方人民の物質文化生活の向上に誠実に貢献し、地方発展の効率性を画的に高めることができる」ことが反復されており、必然性を有するはずの同措置が当初計画に含まれなかった理由に関しては終始韜晦されたことが確認される⁶⁰。

結局、2024年末に至って「地方工業工場とともに追加的に先進的な保健施設と科学教育・生活文化施設、糧穀管理施設まで並行して建設する」ことを地方発展政策に正式に含めることが党中央全員会議に提議された際にも、この点は「市・郡に数か所の地方工業工場を建てることだけをもってしては地方に残っている世紀的落伍性を一掃して持続的な発展軌道に乗せるには不十分」である旨説明がなされるにとどまってい

た⁶¹。金正恩により「地方発展 20 × 10 政策」の成否が国家的投資に対応した地方の自立性向上にかかっており、そのために地方独自の力量を「精神・文化的に準備」して人材育成につなげるのが切実な課題となり、新設される「多機能化された総合奉仕所」がその役割を果たす、との説明が一後付けながら一なされたのは追加課題が実際の着工を見た 2025 年 2 月のことであり⁶²、この間の混乱の大きさが推測される。もとより 10 年間に及ぶ長期的事業である以上期間中に修正が加えられることは一種自然な帰結であるにせよ、政策開始初年度から表面化したこのような事態からは、それ以上の恣意性、つまり体制の危機意識と結合した可視的成果導出の志向性が同政策に「上振れ」作用を及ぼした痕跡が、強く疑われるのである⁶³。

そして、「20 × 10 政策」には大規模建設・建築事業の例に漏れず労働力としての軍の動員・投入が行われたが、その過程を通じて、「全面的発展」論に通底するいまひとつの要素、すなわち軍事・経済間のリソース配分という問題意識が同政策に色濃く投影されていることもまた、浮き彫りとなっていた。

まず、同政策の嚆矢となった最高人民会議第 14 期第 10 次会議での「施政演説」（2024 年 1 月：前述）において、政策執行にあたっては「党中央委員会各部署、国防省と該当する省・中央機関イルクンら」で構成される「地方発展 20 × 10 非常設推進委員会」が設計、資材および資金の保障、原料基地造成事業に至る地方工業工場の建設と運用準備に関する全事業を統一的に掌握・指揮する体系を構築し、そこに地方工業発展のための「旗手・主人公」として人民軍が動員されるとの構想が示されていた⁶⁴。そして同政策発表後初となる建設工事の着工に際し、20 の建設対象に各軍種・軍団から選抜された軍人建設者が投入されること、それら 20 の軍人建設者集団をもって同工事に専従する部隊「人民軍第 124 連隊」が新たに編成されたことが明かされる。その上で「党がすべての条件を準備し、人民軍隊が工場建設を丸ごと引き受けて取り組むにしても、完工後に運営の全責任を負い、住民が恩恵に与るようにする当事者は市・郡の党および行政経済イルクンである」として、設計段階からこれらのアクターが「3 者協議を重視し（中略）軍隊との協同もよく行う」ことが訓示されていた⁶⁵。同政策を党中央委員会が主管しつつ、地方工業工場の建設を軍が、運営を民間が担うとの絵図が描かれたのである。

しかしながら、そのような外見上の明瞭さとは裏腹に、文献記述からは、同政策における軍・民間の関係性が、指揮系統と役割の両面で曖昧さを内包していたことが看取される。例えば指揮系統については、同運動の差配を担当する「地方発展 20 × 10 非常設中央推進委員会」（以下、「推進委員会」）の構成は、党中央委員会組織部長を

トップに、内閣副総理（兼国家計画委員会委員長）および党中央委員会秘書、同組織指導部第一副部長をはじめとする「党中央委員会、省・中央機関責任イルクン」で編成されていることが確認される。またその下には各道・市党委員会責任秘書が主管する「地方発展 20 × 10 各道推進委員会」が設置されて「整然たる事業体系」と「計画性と集中性・展望性を保障する原則のもとに」に「地方工業工場に対する設計・施行などの工事推進状況と原料基地造成事業を統一的に掌握指導」とされていた。党組織が「推進委員会」を主導して経済事業としての同政策を内閣にかわり管轄する構図、そして「推進委員会」が「建設力量の編成と資材・設備保証」を業務内容としていながら、工事を担う「人民軍第 124 連隊」および軍人建設者に対して指揮権を有していないことが、当初より明らかとなっていたのである⁶⁶。

同連隊のために「省・中央機関と道・市・郡の緊密な連携の下ですべての事業を予見性をもって行いつつ、施工単位で設計にともなう工程計画を遅滞なく遂行するよう緻密な掌握・指導事業」を行ったのは、「推進委員会」とは別途に設置された「地方発展 20 × 10 非常設国防省指揮組」（以下、「国防省指揮組」）であった⁶⁷。また各地に派遣された「人民軍第 124 連隊」に「指揮部」が確認できることから⁶⁸、「推進委員会」と「国防省指揮組」がそれぞれ別個の指揮系統を構成していたことがうかがわれる。

また役割の面でも、両者の関係は輻輳していた。まず、アクターとしての「推進委員会」に再度注目すると、上記のごとく「推進委員会」の一義的な責務は「年末に竣工する 20 の市・郡の現代的な新しい生産基地が、操業後ただちに恩恵を発揮できるようにするための統一的な指揮と指導」を行うこと—つまり円滑な運営のための準備—であったことがわかる⁶⁹。中央「推進委員会」が各工場に設置する機械・設備の品種・数量を確定してその生産を省・中央機関に示達し、省・中央機関でそれに必要な資材・物資を確保しつつ生産課題を遂行したのち⁷⁰、各道「推進委員会」で地方工場での生産活動に必要な原料・資材の種類・数量を計算しつつ供給能力の向上を図りながら中央で生産された機械・設備の輸送と設営、試運転と試作品の生産を行う、との作業フローが設定されたのである⁷¹。また主要研究機関・企業所に所属する技術人材から選抜された「2月17日科学者・技術者突撃隊」を中央「推進委員会」に集約的に派遣し、その上で同委員会の指揮下で各市・郡に再度派遣して技術的問題の解決、技術者・技能工の養成、先進技術の普及活動や各種マニュアルの作成といった技術的サポートに従事させる措置も取られたことが、文献上確認可能である⁷²。

ただし「推進委員会」の管掌する作業は、実際にはこれらにとどまるものではなく、

「地方工業工場の建設に必要な資材の保障」にも及んでいた。これらの資材の生産を割り振られた「省・中央機関が計画された資材を期日内・無条件に保障するよう執行状況を了解（訳註：調査）掌握し、再手配する」ことも主要な業務に位置づけられたのである⁷³。つまり、「地方工業工場の建設に動員された人民軍部隊の指揮官たちとの緊密な連携の下、予見性をもって建設条件を保障することで工事を頼もしく下支えし、軍民協同作戦の威力を力強く誇示した」といった文献記述が端的に示すように⁷⁴、同政策をめぐって当初描かれた工場建設を軍が、運営を民間が担うとの構図は、実態においては、工場建設に必要な資材を民間が担い、軍が労働力を提供するというものであった。報じられる「国防省指揮組」および「人民軍第124連隊」の活動の大半が、軍人建設者への宣伝煽動、兵士の「技能工」資格認定のための講習、建設設備の保守点検と稼働率向上、建設品質に対する監督事業といったものであった点からも、このことが強く推量される⁷⁵。文献上、「国防省指揮組」が「連関単位・該当地域との緊密な連携の下」に「施工労力と資材保障・輸送状況などを具体的に掌握」し「建設資材と物資の迅速な保障」を行っているといった記述も一部に見られるものの、「推進委員会」の同種の行動と比較して記述が簡素であることから、実態としては、それらの調達・輸送を「推進委員会」が担い、「国防省指揮組」がその執行状況を把握するという構図が見出されるのである⁷⁶。

そしてここから、リソースの流れにおける同政策の特徴も浮かび上がることとなる。「第124連隊」をめぐっては金正恩より下賜された「現代的な建設装備」の活用、あるいは現場レベルでの創意工夫による自力解決が強調されつつも⁷⁷、同連隊に対する民間からの支援が順次拡大していたのである。

文献上、この過程は複線的に描写され、例えば「連隊の軍人建設者たちは着工のその日から現在に至るまで『一切受領せぬこと』との連隊指揮部の命令通り、人民たちからただ一つの物資も受け取らなかった。郡のイルクンと住民が支援物資を宿営地周辺や建設場区域内に人知れず置いていった場合も、必ず送り主を訪ねて返却したり、郡内の託児所・幼稚園にみな譲り渡したりした。このようなことが繰り返されたため、郡内の機関・企業所と託児所・幼稚園・学校・人民班でも軍人建設者が持ち込んだ物資を一切受け取らぬようにとの指示が伝達された」といった「美談」が紹介される⁷⁸。その範囲は建築工事自体への熱誠的な従事に加え、建設対象地の環境への配慮、近隣農場への労力支援、派遣地域での人命救助など多岐に及ぶことが確認できる⁷⁹。その上で、軍人建設者の熱誠と徳行に接した人民がより熱意をもって勤しむとの筆致で、民間サイドからの軍隊支援の事例が相次いで紹介されるのである。

文献の記述からは、それらが軍人建設者への慰問文の送付、地域住民による「突撃隊」の組織と現場での作業補助、講演による芸術煽動といった精神的・補助的なものにとどまらないことがただちに看取される⁸⁰。「故郷の(中略)主人としての本分を尽くす覚悟を抱き、兵士らと同じ塹壕に入る心情のもと、短期間に50余種1万8千余点に達する建設器具・工具を準備して軍人建設者らに送」る、あるいは「機関・企業所で建設場に切実に必要とされるものが何かを自ら求め、惜しめない真情を捧」げ、「市の責任イルクン自身が建設場を随時訪ねて建設重機と車両機材のフル稼働に必要な付属品を先を争って準備してや」ることで工事に貢献しているといった表現が示すように⁸¹、工事の実施に直結する物質的な支援が公言されるのである。軍人建設者の熱意を受けた自発的な行為として、軍人建設者側の謝絶を「振り切る」形で行われるとされる斯様な行為が、励行すべきものである以上に実質的なノルマとして位置づけられていたことは言を俟たない⁸²。

また文献上では、建設専従部隊としての「第124連隊」の構成員には、新兵や空軍兵のような非熟練・未経験の労働力が含まれることが報じられていた⁸³。さらに、各地の「第124連隊」が次年度においても当該地域で―同一道内の次年度の建設対象地に移動する形で―継続的に工事を担当していることも念頭に置くならば⁸⁴、もとより実態(兵員数の推移等)は不詳ながら、同政策には軍隊維持のコストを民間に転嫁する政策的意図も反映されていたとの見立てが成り立つ。少なくとも、指揮系統と物資供給における軍・民間の位置関係、そして労働力提供に偏重した「第124連隊」の活動内容からは、前節に見た総体としての軍備増強の基調の下、軍事から経済へのリソースの移転は、経済政策の象徴としての「20×10政策」においてさえ、顕著なものとなっていないことが推測されるのである⁸⁵。またこのような見方に立ってこそ、「昨年の国家予算では国家の自衛的国力強化と『地方発展20×10政策』執行、洪水被害復旧をはじめとする重要対象建設、人民的施策部門と12の重要高地占領のための経済発展と人民生活向上に2023年に比べて103.2%に該当する資金を支出しました」あるいは「国家予算では国家の科学技術が経済と国防、人民生活向上と直結した実用的な問題を解く上で貢献できるよう、前年に比して109.6%に該当する資金を支出しました」と⁸⁶、この時期に軍事と経済を弁別しない筆致が横溢するに至った背景も、十全に理解されよう⁸⁷。

5. 8 党大会期経済政策の「ベクトル」が指し示すもの—結びにかえて

以上、本稿においては「社会主義の全面的発展」論と「地方発展 20 × 10 政策」を直接の考察対象に措置し、分析を行った。そこから立ち上る北朝鮮経済の「像」は、端的には経済振興の必要性が何よりも統治の安定性に関する懸念から浮上し、しかしてそれが軍事へのリソース優先投入という既定方針を覆すまでに至ることはなく、実際にとられるのはあくまで軍事優先を所与のものとした経済振興策にとどまり、その前提の下に両者の整合ないしは弥縫に傾注がなされた—というものであり、畢竟これが、党第 8 次大会期の経済政策の全般的特徴ということになる。これを図示的に換言すれば、①統制強化の志向性（統制弛緩に対する抜きがたい懸念）と②人民生活の向上の必要性（可視的な経済成果の導出による統治の正統性の確保）そして③軍事へのリソース集中という当局にとっての問題意識が一種のトリレンマを形成し、高潮する③を優先しつつ②と①の間を振幅するとの構図が見出される、ということになるか。

このような見立てに立脚し、また本稿で取り上げた個別事例・記述を勘案するならば、「内閣責任制・中心制」の下に経済事業を主管する存在としての内閣の役割が強調されながらも、経済政策としての「20 × 10 政策」を党中央委員会が主導して内閣はひたすらその円滑な実施—なかなんぞく物資の調達—に奔走する、といった一種矛盾する様態は、斯様な構図のむしろ表現形態として解されうる⁸⁸。

またそこから、金正恩自身による「冷徹に評価するなら、党政策に接する該当部門・該当地域のイルクンらの態度と能力、そして市・郡の経済的潜在力によって左右されるほかなくなったのが、まさに過去の時代の地方工業政策でした。（中略）地方工業を指導する中央機関が 10 余回にわたってほかの機関と統合・分離され、地方経済に対する国家的な指導管理で無秩序と混乱が招来され、その過程で地方工業工場の建物と設備が少なからず流失し、経済的効果性も大きく低下しました。このように必須的な国家的投資と統一的な指導が適切に保障されなかったうえ、市・郡が資金収入を増やす上で有利な地域と資源を省・中央機関・武力・特殊単位が占めてしまい、経済活動の空間を萎縮させたことから、地方工業は自分の足で立つことも難しくなり、地方人民の中で創造的な生産活動に対する意欲さえ萎んでしまいました」といった現状批判の真の含蓄も明らかとなる⁸⁹。すなわち、統一的な管理の確保と特殊性の排除が経済振興の鍵とされつつも、それがリソース配分の偏差（軍事へのリソース集中）をあくまで前提としていたさまが、示唆されるのである。金正恩体制期に入り増加したイ

ルクンの不正に対する摘発・公開の事例を、単なる不正腐敗以上に、リソース配分偏差の下でのノルマ（可視的成果の導出）拡大に直面したイルクンが、統制外の経済行為をもってこれに相對せんとした結果と見ることも、あるいは可能であろうか⁹⁰。

さて、それでは本稿の考察より得られる示唆点、特に今後の動向を見通すに際して有用な「切り口」となりうる点はいかなるものか。ここでは2つを挙げ、結論に代えることとしたい。

まず、第一に指摘すべきは、統制志向が2つの性格を帯びようになっている点およびその含意であろう。本稿においては、「社会主義の全面的発展」論の下で、当局が経済的成果導出のために一種の規制緩和を行いつつ、その一方で統制の性向をいっそう強く打ち出すとの現象が可視化しているさまを描出したが、上にも一部見たごとく、そのような統制への志向性はしばしばイルクン批判の形をとって表面化していた。「人民大衆第一主義」の阻害要因—すなわち体制の統治を危殆に瀕せしめるもの—としてイルクンの「勢道と官僚主義、不正蓄財」が挙げられ、警戒が呼びかけられていたことをふまえれば⁹¹、それはある種自然な帰結であったと見做しうる。ただし、近年においては政策の失敗ないし未達成に対する責任を回避するための手段として、イルクン批判が「活用」されるケースが散見されるに至っている。

例えば2023年11月、現地指導に訪れた金正恩によって困難な生産課題（大型圧縮機）の達成が激賞され、「新たな時代精神、新時代の千里馬精神を創造して社会主義建設の全面的発展期を先導していく」ことへの期待が示された龍城機械連合企業所（咸鏡南道咸興市）に着目すると、まず同単位が成果遂行を通じて「敗北主義、技術神秘主義に痛打を加えた」点が、そのような高評価の理由とされたことが看取される⁹²。そして、同年末の党中央委員会第8期第9次全員会議拡大会議の席で、「機械工業の母体である龍城機械連合企業所を党中央委員会第8期の期間中に現代化の標準・模範に作り上げ、その経験に基づいて新たな5か年経済発展計画期間に大安銃機械連合企業所と楽園機械総合企業所をはじめとする重要機械工場を現代化する」との道筋が描かれ、同単位が現代化のモデルに位置づけられることとなる。

しかし、その後の報道上において、同単位の描写は抑制的なものにとどまり、翌2024年末の時点で同単位の取り組みは「改建現代化」つまり改修工事に近いものとして表現されていた⁹³。また2025年に入ると「今年に計画された改建現代化目標を無条件達成して新時代の千里馬精神の創造者らしく増産闘争を力強く繰り広げ」ることが同単位の課題として掲げられ、当該事業は年度単位で段階設定されたものとして描かれるに至る⁹⁴。そして同年8月、「今年中に龍城機械連合企業所の1段階改建現代化工

事を結束する」ことが直近の党中央委員会全員会議（第8期第12次全員会議）で課題として提示されたとの報道がなされ⁹⁵、計画のトーン・ダウンが—そのような印象を糊塗する意図と合わせて—浮き彫りになったのである。

その上で2026年1月、金正恩は現地での「1段階改建現代化対象」の竣工に際し⁹⁶、同工事を主管した「内閣と該当部門イルクン・専門家ら」の計画作成・執行上の不手際を指摘するとともに、党中央委員会がこれを是正するため「軍需工業部門の現代化専門グループ」に計画の確認・再検討を指示したこと、にもかかわらず内閣が同グループの作成した修正案を受け入れる（承認する）ことなく軍需工業部門で検討・合意するよう要求して責任回避を図ったこと、それによって労力と資金・時間を浪費して「重要な課題を抱えている軍需工業部門の負担を増やした」ことを強く批判する。そして、金正恩は自身による叱責の後も「責任意識の欠如」が改善されなかったとして責任者（内閣副総理）を即時解任した上で、曲折を経て「遂行」された工事の意義を、「大規模機械製作基地を転変させた」こと以上に「現在の経済指導力量では国の産業全般の整備事業と技術改建を引っ張っていくことが困難であるという正確な結論」が導かれた点に求める。「敗北主義と無責任性、非積極性があまりに長く習慣化した人々に期待をかけてきた慣行との決別は今後の開拓と発展のための新たな出発となる」、あるいは「イルクンらの中の根深く深刻な無責任性、保身主義と無為徒食（건달풍）を決定的に摘出しなければならず、そのためには思想的改変を先立たせねばならない」との決意表明がなされるのである。

以上の経緯からは、精神的刷新によって得られた成果をもとに課題が設定され、なおかつ課題の停滞ないしは失敗の要因を精神的刷新の不足に求めるとのレトリックが看取される⁹⁷。もとよりこれは、直截的には指導者としての金正恩を政策失敗の責任から分離せんとするツールとして精神的刷新が「活用」された結果であろう⁹⁸。しかしながら、本稿に見たように「全面的発展」論は、統制強化の志向性を基本的属性として帯びていたのみならず、統制それ自体に経済成長の余地を見出すエトスが通底していたのであり、このことから、単に失敗の責任をイルクンの思想観点に帰せしめるという方便の側面のみならず、思想的要因の強調の形をとった統制を「伸びしろ」とみなす傾向が拡大し、のみならず両者が混淆することで統制ムードがさらに高潮するとの事態が予見される。「全面的発展」論が引き続き未完の課題として掲げられる今後において、斯様な統制のエトスがいかなる表現形態をもって浮上し、いかなる作用を経済政策に及ぼすのか、注視する必要がある。

また第二に、第8次党大会期を通じてさらに亢進した軍事へのリソース集中傾向が

内包する含意が指摘されよう。北朝鮮はICBM「火星-15」型の試験発射の成功を受けた「国家核武力完成」宣言（2017年11月）後も核・ミサイル開発に注力し、第8次党大会期を経て、前述のごとく現在では全方位での核兵器の現代化—三本柱（トライアド）を備えた、いうなればフル・スペックの核保有—を目標に掲げるに及んでいる。さらにこれと並行する形で、通常戦力の現代化も主張されるに至っている。この点に関しては金正恩自身が「時間がたつにつれて近状状態がさらに激化し、導火線が燃えているが、戦争防止・安全指数はかつてよりもむしろ高まっている」背景に「外部から加えられるすべての安保上の挑戦に対処し圧倒するわが核武力の抑制機能が十分かつ完璧に稼働している」ことがあり、ゆえにこそ「米国とその同盟国らの軍事的力の使用の増加に正比例するわが国家の物理的抑制力の上昇・強勢によって、敵国の戦争挑発意志が徹底的に抑制され、地域における力の均衡が保障されている」ことが重要になるとの見解を披歴している⁹⁹。そこに言う「力の均衡」が核兵器・通常兵器の別を問わないものであることは、同じく金正恩自らの発言—「今後、党第9次大会は国防建設分野において核武力と常用武力の並進政策を提示することになる」—からも強くうかがわれるところであり¹⁰⁰、さらには第8次党大会期に明瞭となったそのような傾向が今後も続くことが、いまや公言されるに至っている。

したがって、緒に就いたばかりの「地方発展20×10政策」はもとより、今後展開されるいかなる経済政策（経済浮揚策）も、この点を所与のものとした上で進められること、また「全面的発展」論の背景ともなった可視的な経済成果の導出の必要性が逡増する中で、リソース配分—ないしは軍事・経済間のリソース不均衡の弥縫—がいつそう重要な問題として浮上することが確実な状況となっている。いうなれば、今後の北朝鮮は核・ミサイル開発と通常兵力の現代化および経済振興の3つの目標を、前者の2目標が肥大化し、なおかつ相互間の—特に2目標と経済との間の—連動メカニズムを欠いたまま追求することとなるのである。

すでに顕著となりつつある斯様な「独立3軸」的構造のもと、上述の「トリレンマ」への対処として現状試みられているのは、「20×10政策」にも典型的に見られた軍隊の労働力としての動員と、その維持コストを民間に転嫁するとの手法であるが、これはその実、軍による民間向け経済活動の増加と合わせて従前より継続的に取られてきた方策であり¹⁰¹、その意味で現在の「トリレンマ」に対する北朝鮮当局の取り組みは、規模において拡大しつつも従来の延長線上にとどまっていると見ることができる。リソースの偏差のいつそうの拡大が見込まれる中、そのような様相にいかなる変化—ないしは不変—が現出するのかは、核・ミサイル開発および通常兵力現代化に対する

姿勢とも連動するだけに、その帰趨が注目される。

本稿の特徴は、冒頭に触れたごとく諸政策に通底するストーリーに着目し、それが指し示す方向性と、その構成要素が帯びる「ベクトル」を再現せんとするアプローチに存する。「今後 15 年程度で全人民が幸福を享受する隆盛繁栄の社会主義強国を打ち立てる」あるいは「今後 20 ～ 30 年を期限として全国の人民たちの生活環境を根本的に改変させ、わが国を世界がうらやむ社会主義理想国、人民が最上の文明を享受し平安で陸まじく生きていく社会主義楽園として建設する」といった¹⁰²、折々に提示される中長期的なビジョン—ないしはスローガン—に意を払う場合よりも明瞭に、なおかつ各政策の流れを浮かび上がらせることができる点が本アプローチの特徴であろう。さらにそこから、「可視的」な部分のみをもって捉えられがちな北朝鮮経済を、政治のみならず軍事—経済の背後に存在していることが明白でありながら踏み込めないもの—をも包括して総体で認識する観点が、畢竟北朝鮮当局のスタンスとそこに生じうる変化を見通す上で重要との示唆が得られる。第 8 次党大会期に形成された「構造」が、次期党大会を経て、いかなる背景のもとにいかなる変遷を示すのか、検討を続けることとしたい。

—注—

- 1 「朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 9 次全員会議拡大会議に関する報道」『労働新聞』2023 年 12 月 31 日付および「朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 11 次全員会議拡大会議に関する報道」同 2024 年 12 月 29 日付。
- 2 金イルサム「敬愛する金正恩同志が重要党会議を正常に進行する体系を復元された不滅の業績」『社会科学院学報』2025 年第 3 号、8 頁。ここでは党第 6 次大会（1980 年 10 月）に続く第 7 次大会の実施に約 36 年（金正恩体制発足後の 2016 年 5 月）を要した背景について「1990 年代に入って帝国主義者らの反共和国孤立圧殺策動がかつてなく悪辣になり、それによって党第 6 次大会が打ち出した社会主義経済建設の 10 大展望目標を実現する途に嚴重な難関が造成されたため」との説明がなされている。
- 3 飯村友紀「党第 8 次大会と経済政策の方向性—『内的動力』と『C 1 化学』政策に見る北朝鮮経済の諸相」令和 2 年度外務省外交・安全保障調査研究事業『『大国間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』報告書、日本国際問題研究所、2021 年 3 月、同「北朝鮮『整備・補強戦略』の一考察—経済政策における 2 つの表徴と相関関係そして帰結」令和 3 年度外務省外交・安全保障調査研究事業『『大国間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』報告書、同 2022 年 3 月および同「金正恩体制期における『社会主義建設の全面的発展』の方法論—表徴としての『農村革命綱領』の事例分析—」令和 4 年度外務省外交・安全保障調査研究事業『『大国間競争の時代』の朝鮮半島と秩序の行方』報告書、同 2023 年 3 月。なお、本稿は党第 8 次大会期（特

- に2024年から2025年にかけて)を対象としているため朝鮮労働党第9次大会(2026年2月19日～25日実施)については考察範囲より除外している。
- 4 権ナムヒ「忠実性の伝統、愛国の伝統を固く受け継いでいくうえであらわれる重要要求」『朝鮮女性』2024年第2号、2024年2月、22頁および洪テヨン「ウリ式社会主義の全面的発展は本質上思想・技術・文化の三大領域における新たな革命」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、29頁。なお、引用表題にもある通り「全面的発展」論はテキストによって「ウリ式社会主義の全面的発展」とも表記されるが、本稿では同一のものと見做す。
 - 5 リュ・ウンジュ「新時代の農村革命綱領はウリ式社会主義の全面的発展期の要求に符合して提示された偉大な闘争綱領」『金日成総合大学学報(哲学)』2024年第2号、2024年10月、66～67頁。
 - 6 李チョルリョン「全国に確立すべきウリ式現代文明、社会主義新文明の本質的内容」『高等教育』2025年第10号、2025年10月、16頁。
 - 7 「政治用語解説 社会主義強国」『朝鮮語文』2025年第2号、2025年5月、27頁。
 - 8 以上、引用順に、魏ヨンハク「現時期人民生活を一日も早く安定・向上させることはわが共和国政府にとって最も重視し、力を入れるべき至上の課業」『哲学・社会政治学研究』2024年第2号、2024年6月、29頁、禹ジョンソン「建設部門は社会主義理想国建設の最前線」『教員宣伝手帳』2024年第3号、2024年9月、36頁、「対談 5年で富興繁栄する強国の輝かしい明日を見る」『千里馬』2025年第10号、2025年10月、24頁。
 - 9 以上、金正恩「最高人民会議第14期第1次会議で行った施政演説」『労働新聞』2019年4月13日付および徐ソンイル「人民大衆第一主義政治は労働階級の党の大衆的地盤を強固に押し固める政治方式」『社会科学院学報』2024年第2号、2024年5月、16頁・17頁。
 - 10 リム・チョル「国家活動と社会生活の全般で人民大衆第一主義を徹底して具現することは社会主義偉業を勝利の下に前進させるための必須的要求」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、26～27頁。
 - 11 例えば「本山葛麻海岸観光地区の竣工式が盛大に進行」『労働新聞』2025年6月26日付。7月1日より「国内の客人らのための奉仕を開始する」同観光地区を「全面的富興の新たな分水嶺」と指称する表現が見られる。
 - 12 「農村振興の新時代を繰り広げていく偉大な領導」『千里馬』2025年第11号、2025年11月、12頁。
 - 13 いずれも韓ギョンス「敬愛する金正恩同志が明らかにされた社会主義の全面的発展に関する思想の本質」『社会科学院学報』2024年第2号、2024年5月、14～15頁。
 - 14 以上、リュ・ジャンヒョク「住民資金動員利用契約に対する分析」『金日成総合大学学報(法学)』2025年第4号、2025年12月、98頁および104～105頁、鄭チョルソン「現時期不動産賃貸料楯杆を正しく適用するうえであらわれる重要問題」『金日成総合大学学報(経済学)』2025年第2号、2025年5月、158頁、李ヨンイル「科学技術人材管理法の要求を徹底して守るうえであらわれる重要な問題」『金日成総合大学学報(法学)』2025年第1号、2025年3月、101～102頁。なお別の文献では単位間の土地の賃貸について「土地賃貸法」の規定上、機関・企業所・団体と公民には土地の賃貸が許容されず、借り手には外国投資家や外国投資企業のみが認められるとの記述が見られ、上記テキストと一部矛盾する(金ジュンミョン「わが国の土地賃貸法律制度の本質と特徴」『金日成総合大学学報(法学)』2025年第2号、2025年6月、70頁)。
 - 15 李ギョンチョル「敬愛する金正恩同志の領導の下に進行された法制定の特徴と内容」『金日成

- 総合大学学報（法律学）』2025年第3号、2025年9月、24～25頁、カン・テイル「住宅建設を促し人民に文明的な生活条件を設けてやるための不滅の領導業績」『金日成総合大学学報（歴史学）』2025年第1号、2025年2月、130頁。
- 16 以上、部門予算制については金ソルギョン「部門予算体系の合理的組織においてあらわれる重要な問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第3号、2025年8月、63～77頁を参照。なお部門予算制は修正補充された財政法を根拠法としているとの説明がなされる（「法規解説 修正補充された財政法について（1）」『民主朝鮮』2021年10月14日付）。
- 17 「知的財富を想像して活用する日々に」『労働新聞』2024年10月14日付。平壤チョンヒャン建材工場の事例として、特許技術を他単位と「共有」する過程で「技術開発の元手と労力を十分に保障し、その資金で新たな技術開発に取り組んだ」との表現が見られる。なお特許権については、民法上「職務上の発明について発明権・特許権を受けた機関・企業所・団体が発明家に対し定められた利得金を支払わない場合、発明家は損害賠償を請求できる」旨規定されるとの記述があり、このことから個人の特許権は実質的に所属単位に移転されるものと推測される（「知的所有権とわれわれの生活」『労働新聞』2024年12月8日付）。
- 18 「政治用語解説 自力更生教養」『高等教育』2024年第4号、2024年4月、23頁。
- 19 以上、チョン・ソンジン「国営商業網を通じた商品流通体系の確立においてあらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2025年第1号、2025年2月、27頁および李ソン Chol「国家財政の統制的機能と貨幣の安定性」同2024年第3号、2024年8月、27頁。
- 20 「人民経済全般の成長発展にいっそう拍車をかけよう」『千里馬』2025年第2号、2025年2月、26～27頁。なお「整備・補強」事業は当初は2023年中の完遂が計画されていたが、最高人民会議第14期第10次会议の席上、金正恩により未達成が指摘されていた（「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会议で綱領的な施政演説をされた」『労働新聞』2024年1月16日付）。
- 21 「社会主義企業体において計画槓杆の合理的利用は生産正常化のための必須的要求」『千里馬』2025年第4号、2025年4月、83頁および崔オクヒャン「わが国家の经济管理事業体系を整備補強するための法律的条件と環境改善であらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2025年第2号、2025年5月、20～21頁。
- 22 以上、朴チョルミン「現時期注文制を徹底的に実施するうえであらわれる重要な問題」『社会科学院学報』2024年第3号、2024年8月、37～38頁およびチョン・ソンジン「生産に対する商業の反作用を強化するうえであらわれる重要な問題」同2025年第2号、2025年5月、26～27頁。また厳ソンナム「現時期給養便宜奉仕事業を根本的に改善するうえであらわれる重要な課業」『哲学・社会政治学研究』2025年第3号、2025年9月、46頁。
- 23 以上、「朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会常務会議が進行」『労働新聞』2025年8月30日付、「内実をもった指導事業に引き続き注力する」同2025年11月14日付（和浦農場（平安南道平城市）の事例）、「農場員の骨身に染みて家計が潤沢になる」同2024年1月24日付（平壤市寺洞区域将泉野菜農場の事例）。
- 24 「美しき新しい村で新たな人間たちが育つ」『労働新聞』2024年6月14日付（南浦市臥牛島区域嶺南農場の事例）。また「彼らのように企業管理の正規化を掴んでいこう」同2024年11月8日付（平壤歯科衛生用品工場での社会主義企業責任管理制の実施事例）。
- 25 リュ・ジョンウォン「国家的な生産物掌握体系と方法を改善するうえであらわれる重要な問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第4号、2025年11月、24頁。

- 26 崔グァングォン「社会主義法務事業の本質と重要内容」『金日成総合大学学報（法律学）』2025年第1号、2025年3月、37頁、崔イルボク「党の地方発展政策実現を法的に担保するうえであられる重要要求」同2025年第3号、2025年9月、55頁、安ミョンフン「思想重視・思想事業先行の原則を確固として堅持することは社会主義経済管理を改善するうえであられる先次的要求」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第2号、2025年5月、9～10頁。
- 27 「新時代農村革命の歴史的必然性」『朝鮮社会学者協会通報』2025年第2号、出版時期不詳、21頁、洪ヘシム「わが党が現時期打ち立てた重要原則と政治闘争課業」『教員宣伝手帳』2024年第2号、2024年6月、23頁。後者の表現は党第8次大会（2021年1月）での金正恩報告中で言及されたものである。
- 28 崔ミョンボク「朝米核対決戦の勝利をもたらした朝鮮労働党の闘争経験」『金日成総合大学学報（歴史学）』2025年第4号、2025年11月、78頁。核保有を経て対米関係を「平等」な大国関係へと転換させた旧ソ連および中国の経験（前例）も言及されている。
- 29 同上、81頁。
- 30 同路線については、飯村友紀「『新たな並進路線』に見る北朝鮮経済の方向性—金正恩体制かの経済政策分析—」平成25年度外務省外交・安全保障調査研究補助金事業（総合事業）『朝鮮半島のシナリオ・プランニング』研究会報告書、日本国際問題研究所、2014年3月。
- 31 黄ヒョンヒ「自主政治実現の強固な担保を準備した不滅の業績」『金日成総合大学学報（歴史学）』2025年第2号、2025年5月、81～82頁。
- 32 各発言は引用順に『労働新聞』2025年12月25日付、11月30日付、9月27日付に掲載。
- 33 たとえば、『労働新聞』2024年2月15日付掲載の同委員会傘下「重要軍需工場」への現地指導記事においては「第2経済委員会としての重要な新計画事業への着手」が、また同2025年5月7日付掲載の同部門に対する現地指導の際には「党中央委員会第8期第10次全員会議が審議した第2経済委員会の機械工業発展戦略報告書の目標達成のための段階別計画を年次かつ徹底的に執行貫徹する」ことがそれぞれ指示されたとある。さらに同12月26日付掲載の現地指導記事では、「党第9次大会に提起する重要軍需工業企業所の現代化計画文献の草案」が金正恩により批准されたとの記述が見られる。なお、上記の党中央委員会第8期第10次全員会議の公式報道（『労働新聞』2024年7月2日付掲載）では「人民軍隊と全共和国武装力の軍事政治活動方向」が金正恩により示されたとの記述が見られるが、詳細についての言及はなされていない。
- 34 前掲各記事中、「敬愛する金正恩同志が第2経済委員会傘下の重要軍需企業所を現地指導された」（『労働新聞』2025年5月7日付）に、この表現が看取される。また、上記党中央委員会第8期第10次全員会議直後に金正恩が党中央指導機関成員らを引率して「国防工業企業所」を視察した際には、金正恩により「国防工業が到達した現代化の高みは機械工業部門のみならず全部門が乗り越えるべき基準・目標」であるとの発言がなされ、経済部門の全単位の生産工程現代化事業のモデルとして幹部たちがこれを参観したとされる（「敬愛する金正恩同志が党中央指導機関の成員らとともに重要工場・企業所を視察された」同2024年7月3日付）。
- 35 「敬愛する金正恩同志が学用品工場と教員備品工場建設事業を現地指導された」『労働新聞』2025年11月5日付。
- 36 「社会主義の全面的発展に関する思想」『錦繡江山』2025年第11号、2025年11月、9頁。
- 37 林チュンナム「最強の国家防衛力を準備するための国防建設は社会主義偉業の勝利的前進のための必須的な革命課業」『哲学・社会政治学研究』2024年第3号、2024年9月、35～36頁

および李ミョンソン「不敗の軍力はウリ式社会主義の全面的発展のための歴史的進軍の確固たる担保」『金日成総合大学学報（哲学）』2024年第2号、2024年10月、91～95頁。前者の「不敗の国家防衛力は社会主義の全面的発展のための平和的環境を担保するだけでなく、先端武装装備の開発が国防工業の発展を必須のものとして要求することから、経済を発展させるうえで大きな意義を持つ。国防工業の発展は必然的に金属工業と化学工業、機械工業をはじめとする重工業の発展を前提とする。結局、国防工業の発展過程で重工業の発展が成し遂げられ、重工業が発展すれば軽工業と農業をはじめとする人民経済のすべての部門で全面的な発展が成し遂げられることとなる。特に新世代の先端武装装備を開発する過程で高い水準の科学技術成果が実現し、それは全般的経済の現代化・情報化を促進し、国家経済力を押し固める上で巨大な源泉となる」（傍点引用者）との言説から、このような位置関係が看取可能である（36頁）。

- 38 『朝鮮豆知識』外国文出版社、平壤、2025年、47頁。
- 39 「党の新たな地方発展政策の正当性」『千里馬』2025年第2号、2025年2月、19頁。
- 40 文チョンス「各地方経済の特色ある発展を推動し競争的な発展の流れを作り出すことについての思想の正当性」『教員宣伝手帳』2025年第3号、2025年9月、33頁。
- 41 金ウンチョル「わが党の全面的発展の理念実現における地方発展政策と農村革命綱領の有機的連関」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第3号、2025年8月、13頁。ここでは各政策の成果が他方の政策の成果をも促進するとの相互作用を帯びていることが、その論拠として説明されている。
- 42 以上、前掲「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会議で綱領的な施政演説をされた」。
- 43 「朝鮮労働党中央委員会第8期第19次政治局拡大会議に関する報道」『労働新聞』2024年1月25日付および韓ウンナム「『地方発展20×10政策』実現は人民大衆第一主義をいっそう徹底的に発揚するための偉大な革命事業」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、32頁。
- 44 金ミョンチョル「わが党の『地方発展20×10政策』とその正当性」『金日成総合大学学報（哲学）』2025年第1号、2025年3月、25頁。なお同政策とともに「全面的発展」論を構成する「農村革命綱領」に関しては、2021年末の綱領発表以来4年間に「全国的に500余りの農場の1860余りのマウルで11万3000余世帯」の農村住宅が建設されたとの報道がなされ、その可視的成果が強調されている（「天地開闢した農村マウルが限りなく聳え立つ」『労働新聞』2026年2月15日付）。
- 45 崔ジュンソン「敬愛する金正恩同志が提示した地方工業発展に関する思想の正当性」『哲学・社会政治学研究』2024年第2号、2024年6月、8頁・9～10頁。
- 46 崔スグァン「現時期地方工業工場の生産正常化のためのいくつかの経済的問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第4号、2025年11月、13～14頁。
- 47 「地方を全面的に発展させるうえで依拠すべき基本方式」『千里馬』2025年第9号、2025年9月、78頁および「国家的な投資と関心の下に」『対外貿易』2025年第2号、出版時期不詳、4～5頁。後者は地方工業省局長の対談記事中における発言である。なお、同政策の斯様な方法論は2020年に水害被害を受け、その後金正恩の指示により復興事業（住宅建設および地方経済の核となる地方工業工場の建設）がなされた江原道金化郡の経験に基づくとされる（文ジョンスク「『地方発展20×10政策』実現の確固たる担保」『社会科学院学報』2025年第1号、2025年2月、21～23頁）。金正恩自身が「20×10政策」の本格的な開始に先立って同地を現地

- 指導していることから（『労働新聞』2024年2月8日付）先行事例としての同地の位置づけは強く推測されるが、他方で文献上では「20×10政策」の起源・発端についての記述は一定しておらず、同政策の正確な立案過程は必ずしも定かではない。
- 48 「党の『地方発展20×10政策』はもっとも革命的・人民的で独創的な政策」『朝鮮女性』2024年第4号、2024年4月、19頁。
- 49 黄チヨル「社会主義建設の全面的発展と人民生活向上において変革的意義をもつ『地方発展20×10政策』」『金日成総合大学学報（経済学）』2024年第2号、2024年10月、4頁。
- 50 「かつての薬水工場が地方発展の戦役に立った」『錦繡江山』2025年第11号、2025年11月、27頁。「20×10政策」1年目の対象地域となった黄海南道銀川郡の地方工業工場が、竣工直後から生産成果を上げていることが紹介されている。ちなみに、朝鮮総連機関紙『朝鮮新報』上においては「一部原料は国家で全面的に保障している」「国家で安い価格で原料を保障してくれているため、そのぶん人民らに安い価格で製品を供給・販売することができる。国家では貴重な資金を地方に投資している」と、同政策が国家負担によって推進される側面を強調する立場から、そのような逆輸の存在が紹介されている（「新たに立ち上がった地方工業工場を訪ねて①温泉郡（南浦市）」『朝鮮新報』オンライン版、2025年7月13日付（温泉郡日用品工場支配人の発言）。なお、紙面版（同7月11日付）に掲載された同名記事は内容が一部異なる）。
<https://chosonsinbo.com/2025/07/09sk-32/>
- 51 洪ソンナム「地方工業工場運用正常化のための自体の堅固な原料基地を造成するうえであらわれる重要問題」『金日成総合大学学報（経済学）』2025年第2号、2025年5月、17頁および崔スグァン、前掲、18頁。なお、同政策の原料基地造成のために「地方発展20×10非常設置推進委員会」（後述）が「水域の土地や非耕地、低収獲地、林農複合経営土地などをすべて原料基地へと転換」すべく取り組んでいるとの文献記述も、そのような「接收」の側面を示唆するものであろう「地方工業工場運営のための準備事業を同時に」『労働新聞』2024年3月13日付。
- 52 金サンハク「敬愛する金正恩同志が地方中興の新たな転機を開いた不滅の業績」『社会科学院学報』2025年第2号、2025年5月、9頁。2024年6月に『労働新聞』に掲載された同政策の中間総括記事に同じ数値が記載されていることから、引用文中の「半年間」は2024年上半年を指すと考えられる（「地方の全面的振興をもたらすためのわが党の10年目標実行の突破口を開拓」『労働新聞』2024年6月17日付）。また「党が望む場所で誇りある生を輝かせる心を抱いて」『朝鮮女性』2025年第9号、2025年9月、44～45頁。2025年上半年に約4万名の女盟初級イルクン・女盟員が人民経済重要部分に「志願進出」したことが報じられ、記述よりそれらの「進出」の大半が居住地域内で行われていること、また郡の原料基地がそのような「進出」先として一般的なものであることが看取される。
- 53 李ウンチャン「政権機関の事業において人民生活を向上させることに力を集中することについての思想の本質」『哲学・社会政治学研究』2025年第2号、2025年6月、35頁。
- 54 なお、新浦市については「かつて魚類を数多く獲り、全国に名を馳せて栄えた地方であった。しかし自然気候の影響により海洋資源が減少したうえ、元来土地が寂寥な地方だったことから、市の経済力は次第に弱まり、人々からは新浦という地名に代わって『貧浦』という単語まで出る始末だった」といった表現が見られる（傍点引用者）。このような言説で強調される同地の寒村化の実態は、北朝鮮の水産政策との関係からも検討されるべきであろう（「地方経済発展の新たな領域はかく開拓された」『労働新聞』2025年1月26日付）。
- 55 「敬愛する金正恩同志が新浦市海岸養殖事業所建設準備作業を現地指導された」『労働新聞』

2024年7月16日付。また『『富者市』の輝かしい明日のために』『朝鮮女性』2025年第3号、2025年3月、14頁。

- 56 以上、「国家的利益、全社会的利益を優先視する気風を確立することは社会主義の全面的発展のための重要な要求」『千里馬』2025年第2号、2025年2月、71頁および『『富者市』の明日を迎えゆく女性たち』『朝鮮女性』2025年第4号、2025年4月、42～43頁。
- 57 前掲「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会議で綱領的な施政演説をされた」。
- 58 新浦市海岸養殖事業所の建設については、註55に引いた金正恩の現地指導（2024年7月）以前から「新浦市と楽園郡に海岸養殖場を大々的に造成」していることが報じられるなど、部分的に言及がなされていた（「原料基地造成事業を積極的に推進」『民主朝鮮』2024年3月27日付）。ただし後刻発表された2024年の同政策の成果一覧において、政策初期に言及された20箇所だけでなく同事業所を加えた計21箇所が記載されていることから（『朝鮮女性』2025年第6号、2025年6月、17頁に図示）、本稿では同事業所建設も中途追加された課題と見做している。
- 59 以下、「敬愛する金正恩同志が地方工業工場建設事業を現地で指導」『労働新聞』2024年8月26日付の記述に依拠。
- 60 「敬愛する金正恩同志が地方発展事業協議会を指導された」『労働新聞』2024年9月2日付。
- 61 前掲「朝鮮労働党中央委員会第8期第11次全員会議拡大会議に関する報道」。なおこれに合わせ、文献上の同政策の定義も「基本内容は（中略）地方工業工場と先進的な保健施設、多機能化された複合文化中心、糧穀管理施設を毎年20の郡に建設すること」「今後10年間に全国の市・郡地方工業工場を一新し地方人民らの初歩的な物質文化生活水準を一段階飛躍させること」と修正されている。金ミョン Chol、前掲「わが党の『地方発展20×10政策』とその正当性」22頁。
- 62 「敬愛する金正恩同志が『地方発展20×10政策』江東郡病院と総合奉仕所建設着工式で行った演説」『労働新聞』2月7日付。なお、2025年の同政策の成果は各道・市の20の地方工業工場に加え、平安南道殷山郡の製紙工場、咸鏡南道楽園郡の海岸養殖事業所、平壤市江東郡・平安北道亀城市・南浦市龍岡郡の病院、江東郡・咸鏡南道定平郡・開城市開豊区域の総合奉仕所の計28か所であったとされる（「偉大な党の領土のもとに新時代地方発展政策実行の2年目の目標は輝かしく達成された」『労働新聞』2025年12月31日付）。
- 63 なお「総合奉仕施設」には、その後咸鏡南道定平郡で着工された際に「図書館のみならず映画観覧をはじめとする多様な文化情緒生活を送ることができる多機能ホールと便宜施設、金融奉仕施設まで備えた、歴史上概念さえなかった総合奉仕所」との定義が付されたことが確認されるが、竣工後の紹介記事では、同施設は映画館・図書館・総合商業区で構成されるとあり、「金融奉仕施設」については言及されていない。「地方変革の新たな奇跡を誇らしくもたらす創造の熱狂、活気に満ちた前進の氣勢」『労働新聞』2025年2月25日付および「新たに立ち上がった総合奉仕所にあふれる人民の喜び」同2026年2月17日付。
- 64 前掲「敬愛する金正恩同志が朝鮮民主主義人民共和国第14期第10次会議で綱領的な施政演説をされた」。
- 65 「成川郡地方工業工場の建設着工式が盛大に進行」『『地方発展20×10政策』実現のための初の着工に際して敬愛する金正恩同志が成川郡地方工業工場建設着工式で行った演説』いずれも『労働新聞』2024年2月29日付。「3者協議」の当事者については記事中明言されていないが、文脈より党組織・行政機関・軍と推測するのが妥当と判断される。なお、ここにもある通

- り「人民軍第124連隊」は同政策に動員された軍人建設者の総称であり、各建設対象には近接地域の軍部隊から選抜された軍人建設者が派遣されているものと推測される（例えば『労働新聞』2025年3月19日付に掲載された写真より、南浦市龍岡郡に派遣された同連隊に「第526軍部隊124-1連隊」の名称が付されていることが看取される）。
- 66 以上は「わが党の地方工業発展政策の完璧な施行のための非常設中央推進委員会が事業に着手」『労働新聞』2024年1月30日付、また「『地方発展20×10政策』を徹底貫徹するための組織政治事業を各道で力強く展開」同2024年2月3日付および「現資材確保状況を具体的に計算してみる」『民主朝鮮』2024年11月23日付による。なお中央および各道「推進委員会」には複数の分科が設置されていることが確認できる（「科学の力を強力で下支えするうえであらわれる問題」同2024年4月20日付、「彼らのように作戦樹立に手間をかけよう」同2024年3月9日付）。また、前述の新浦市海岸養殖事業所の建設に際しては金正恩により「海岸養殖事業所建設を全面的に受け持つ分科」の新設が指示されており、これは同対象が急遽追加された課題であったことの傍証となろう（前掲「敬愛する金正恩同志が新浦市海岸養殖事業所建設準備作業を現地で指導された」）。
- 67 「地方発展政策貫徹の前衛で革命軍隊の威力を誇示」『労働新聞』2024年3月21日付。同記事中では組織名称は「国防省指揮組」とのみ表記されているが、同時期の他文献の記述より「地方発展20×10非常設国防省指揮組」の略称と判断した。なお、各地で工事に従事する「第124連隊」には連隊政治部・参謀部が置かれており、同連隊が名称のみならず運用においても軍の一部であることが明示されていた（「立体戦・速度戦を引き入れて連日成果が拡大」同2024年3月24日付（江原道高山郡の事例））。
- 68 「内部工事で連日成果が拡大」『民主朝鮮』2024年8月28日付（慈江道雲時郡の「第124連隊」の事例）。
- 69 「10年革命の最初の年を輝かしく装飾する熱意高く」『民主朝鮮』2024年7月6日付。
- 70 「省・中央機関との緊密な連携の下に」『民主朝鮮』2025年3月23日付。
- 71 「運営準備事業を着実に、確実に」『民主朝鮮』2025年11月22日付。
- 72 「党の地方発展政策貫徹において科学教育部門の重い責務を果たそう」『労働新聞』2024年9月20日付、「『地方発展20×10政策』貫徹のための科学研究活動を猛烈に展開」同2024年12月24日付、「2月17日科学者・技術者突撃隊の活動が深化」同2024年9月25日付。
- 73 前掲「省・中央機関との緊密な連携の下に」。
- 74 「軍民協同作戦の威力で工事の成果が拡大」『民主朝鮮』2024年4月7日付。南浦市温泉郡の地方工業工場建設における同市「推進委員会」の事例。
- 75 「人民の貴重な財富を百点満点で創造していく」『労働新聞』2024年10月24日付。
- 76 「地方建設対象の基礎掘削が相次ぎ結束、基礎・骨組コンクリート工事の成果が拡大」『民主朝鮮』2025年3月26日付、「基礎コンクリート工事が相次いで結束、次段階の工事に進入」『労働新聞』2024年4月1日付および「人民の幸福の創造者としての榮譽を輝かせていく熱意高く」『民主朝鮮』2024年8月20日付。
- 77 「人民のための創造闘争に拍車をかける」『労働新聞』2025年5月22日付、「革命強軍特有の強勇の気概、一気呵成の気性をとどろかせていく」同、2024年6月9日付。後者では咸鏡北道鏡城郡の「第124連隊」で、基礎工事に必要なヒューム管を「該当単位に依頼」するのでなく、作業場に生産工程を構築して自力生産することによって解決したとの事例が紹介されている。
- 78 「熱く行き交う軍民の情」『民主朝鮮』2024年7月17日付。両江道金亨稷郡の事例とされる。

- 79 各類型に属するものとして、例えば「すべての面で百点、満点」『労働新聞』2024年5月28日付(江原道高山郡の事例)、「兵士たちのようにこの地を愛せよ」同2024年4月2日付(咸鏡南道金野郡の事例)、「人民の軍隊、その呼び声を大事に刻んで」2024年10月17日付(咸鏡北道鏡城郡の事例)、「人民のための良いことを探し出す」2025年4月22日付(平安南道新陽郡、黄海南道白川郡、南浦市龍岡郡の事例)。
- 80 それら各類型に該当するものとして、例えば「全国各地で軍人建設者たちへ数多くの慰問の手紙を送っている」『労働新聞』2024年4月28日付、「大高潮の各戦区で革命的な大衆運動が活発に展開」同2024年5月10日付、「愛国の途、良心の途を歩む女性たち」『民主朝鮮』2025年11月15日付(咸鏡北道吉州郡の事例で、芸術煽動のほか散髪や食事提供のような生活面の支援も同時に行われているとある)。
- 81 「自分の故郷の富興繁栄する明日のために」『民主朝鮮』2024年4月12日付(平安北道亀城市の事例)。
- 82 「成川の昼と夜はこうして流れる」『朝鮮女性』2024年第6号、2024年6月、34～35頁および「党の『地方発展20×10政策』貫徹における女盟組織の役割」同2024年第8号、2024年8月、19頁。後者においては同政策遂行のための「社会主義愛国運動」として「地方工業工場建設に動員された人民軍軍人らを積極的に援護」することが女盟組織の責務として明記されている。なお同時期には、過去の事例(2015年の災害支援に軍部隊が動員されたケース)の紹介の形で、金正恩により「無規律的な現象」や「軍民関係を毀損する些細な現象」に対して「軍法で厳格に罰する」よう指示が出されたことに触れる言説も登場しており、斯様な支援が軍民関係に影響を及ぼすものとして認識されていたことが示唆される(「空の背囊と膨れた背囊」同2024年第4号、2024年4月、16頁)。
- 83 前掲「革命強軍特有の強勇の気概、一気呵成の気性をとどろかせていく」、および「わが元帥さまの兵士たちが持つ愛国忠誠の心、決死貫徹の精神を知りたくばここに来られよ」『労働新聞』2024年11月9日付。それぞれ平安南道成川郡の「第124連隊」における新兵の奮闘ぶりと、平安北道球場郡の同連隊が「建設を初めて経験する軍人が過半数」でありながら高い成果を上げたことを報じる内容である。また、「地上に刻んでいく空の哨兵たちの偉勲」同2024年11月29日付では、黄海北道銀波郡の同連隊に空軍所属の将兵が含まれるとの記述が見られる。
- 84 「随筆 兵士が秘めた写真」『労働新聞』2025年4月9日付、「社会主義制度が咲かせた美しい話」同2025年7月31日付、「命令を受けた戦士は能力の限界を知らない」『民主朝鮮』2025年8月12日付。同政策の1年目から2年目に向け、各地の「第124連隊」が両江道(金正淑郡→金亨稷郡)、平安北道(球場郡→大館郡)、咸鏡南道(咸州郡→定平郡)内で移動したことが確認できる。また「『敬愛する元帥様に対する有難みをどんな言葉で表現できましょう』」『労働新聞』2025年1月20日付からは同連隊の兵士(同一人物)が2年目の工事に参加していることが看取可能だが、「第124連隊」の人的構成が10年間同一であるかについての説明はない。
- 85 なお、住民による「主体的海軍武力強化のための事業」への住民の貢献を称揚する言説からは、民間人による軍隊への支援に直接的な軍事力強化のための供出も含まれることがわかる(「応えてみよ、今日の時代に自分がどのように生きているのか」『朝鮮女性』2025年第7号、2025年7月、24頁)。
- 86 「朝鮮民主主義人民共和国2024年国家予算執行の決算と2025年国家予算について」『労働新聞』2025年1月24日付。

- 87 なお、「20 × 10 政策」の根拠法（『地方発展 20 × 10 政策』執行法）については採択が報じられたものの、現時点で内容を確認することができない（『朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常任委員会第 14 期第 36 次全員会議が進行』『労働新聞』2025 年 7 月 4 日付）。
- 88 『朝鮮民主主義人民共和国内閣の 2024 年の事業状況と 2025 年の課業について』『労働新聞』2025 年 1 月 24 日付。内閣総理の報告中で内閣責任制・中心制および経済司令塔としての内閣への言及が見られる。また「金徳訓内閣総理が各部門の事業を現地了解」同 2024 年 2 月 15 日付では、「地方発展 20 × 10 非常設中央推進委員会」を訪ねた総理が「内閣が担っている任務の重要性を強調」し、「地方工業工場建設に必要な設備の製作、資材の生産と輸送対策を具体的に立て、生産の正常化・活性化のための事業を予見性をもって推進」するよう「言及した」との表現で、同政策における内閣の位置が示唆されている。さらに別の文献では、「社会主義国家の経済組織的機能は、発展する現実の要求に合わせて、党の経済建設路線に基づいて经济管理における内閣の統一的指導機能をいっそう高め、すべての行政経済機関・企業所・団体が自然賦源の開発利用・生産・経営・流通・収入・支出・対外貿易などの経済事業であられる問題を徹底的に内閣に集中し、内閣の統一的な指導と指揮の下で解いていくことで解決される」との記述が見られる。「現時期において、内閣の事業はすなわち党中央委員会の事業であり、党中央委員会の決定の執行はすなわち内閣の事業である」との表現も合わせて、内閣の位置付けがうかがわれよう（李ミョンイル「現次期内閣の責任と役割を尽くしていく上であられる重要問題」『金日成総合大学学報（法律学）』2025 年第 4 号、2025 年 12 月、25・26 頁）。
- 89 「敬愛する金正恩同志が『地方発展 20 × 10 政策』成川郡地方工業工場竣工式で行った演説」『労働新聞』2024 年 12 月 21 日付。ここでは「武力」単位つまり軍も「特殊性」の一環として批判対象に含まれている点が特に目を惹く。
- 90 例えば、党中央委員会第 8 期第 30 次秘書局拡大会議（2025 年 1 月）では南浦市温泉郡と慈江道雫時郡で党組織（郡党委員会）幹部が関与する党内規律違反行為（飲食による饗応、法権を悪用した地域住民の財産侵害）が発生したことが報告され、厳正な処罰が宣告されたとされる。両郡とも 2024 年の「20 × 10 政策」の対象地であり、また会議を指導した金正恩により「全党が市・郡強化に注目し、地方の新たな変革事業が相次いで行われ、予見されている重大な時期」に発覚したこれらの行為が「わが党強化の礎石を崩し、国家の 200 分の 1 を占める一地域を非党化・非政治化・非社会主義化の罠に追いやりかねない」ものであるとの発言がなされていることから、これらが同政策に関連した一種の経済事犯であったことが推測される（『朝鮮労働党中央委員会第 8 期第 30 次秘書局拡大会議に関する報道』『労働新聞』2025 年 1 月 29 日付）。
- 91 車イェギョン「国家活動と社会生活全般で人民大衆第一主義を具現することについての思想」『金日成総合大学』報（哲学）2025 年第 2 号、2025 年 6 月、76 頁。
- 92 「敬愛する金正恩同志が龍城機械連合企業所を現地指導された」『労働新聞』2023 年 11 月 27 日付。
- 93 「崔竜海委員長が咸鏡南道の各部門の事業を現地了解」『労働新聞』2024 年 12 月 1 日付。
- 94 「朴泰成内閣総理が咸鏡南・北道の各部門の事業を現地了解」『労働新聞』2025 年 2 月 24 日付。
- 95 「屈指の機械製作基地の現代化事業を力強く推進」『労働新聞』2025 年 8 月 7 日付。なお、同記事で言及された党中央委員会第 8 期第 12 次全員会議についての報道（同 2025 年 6 月 24 日付に掲載）では「人民経済の主要工業部門の活性化と現代化を画的に促すための問題が討議決定された」との記述が見られるのみである。
- 96 以下の記述は「龍城機械連合企業所 1 段階改建現代化対象の竣工式が進行」および「龍城機械

連合企業所 1 段階改建現代化対象の竣工式で行った金正恩同志の演説』いずれも『労働新聞』2026 年 1 月 20 付による。

- 97 同様のイルクン批判の事例としては、竣工の大幅な遅延の原因が、内閣の一部指導幹部、党中央委員会組織指導部の前責任幹部らが功名心から恣意的に工事を行ったこと、人民に建設工事のための募金と支援を強要したことに求められた平壤総合病院（2025 年 10 月竣工、同 11 月開院）のケースが挙げられよう（「敬愛する金正恩同志が竣工を控えた平壤総合病院を視察された」『労働新聞』2025 年 9 月 24 日付）。
- 98 本件（龍城機械連合企業所のケース）の場合、イルクン（前総理および現副総理）の問題点は消極性に加えて責任回避の姿勢にあったとされるが、批判された具体的な問題行動—軍需工業部門が作成した計画改定案を内閣で再検討することなく軍需工業部門で決定させ、内閣として決定の責任を回避しようとした点、金正恩からの叱責を受けた際に「（内閣の）管轄権内の機関を動員した審議体系を立てる」よう提起した点—は本質的に相反するものであり、真にイルクンの思想観・事業態度に原因が存するののかについて疑問が残る。機械工業の現代化のモデルたるべき同単位が、「国防工業が到達した現代化の高みを基準・目標に掲げて粘り強い創造闘争を繰り広げ、この事業を完全無欠に結束させる」よう求められる状況であったことから、本稿が瞥見した軍事へのリソースの傾斜配分がより根本的な問題となった可能性が推量されよう（「生産物の質を決定する基本要因」『民主朝鮮』2024 年 9 月 18 日付）。
- 99 「最高人民会議第 14 期第 13 次会议で行った金正恩同志の演説」『労働新聞』2025 年 9 月 22 日付。
- 100 「金正恩総秘書が国防科学院装甲防衛武器研究所と電子武器研究所の事業を指導」。なお同記事は 2025 年 9 月 13 日付だが、『労働新聞』上では報じられておらず、ここでは朝鮮中央通信社の報道を転記した『朝鮮新報』オンライン版を参照している（同紙面版に掲載なし）。
- <https://chosonsinbo.com/2025/09/13-321/>
- 101 この点については、例えば飯村友紀『「新たな戦略的路線」の政策的含意—新旧路線の承継性と異同の観点から—』平成 30 年度外務省外交・安全保障調査研究事業（発展型総合事業）『「不確実性の時代」の朝鮮半島と日本の外交・安全保障』報告書、日本国際問題研究所、2019 年 3 月。ここでは軍隊の縮小ではなく維持を前提に、軍隊の経済領域での活動を増加させることでそのコストの民間転嫁を図る方策を「北朝鮮型軍民転換」のタームで表現している。
- 102 金正恩「青年同盟第 10 次大会に送った書簡」『労働新聞』2021 年 4 月 29 日付および同「第 2 次建設部門イルクン大講習参加者らに送った書簡」同 2022 年 2 月 9 日付。

研究体制

- 主査：** 倉田 秀也 防衛大学校人文社会科学群国際関係学科教授／
日本国際問題研究所客員研究員
- 顧問：** 伊豆見 元 東京国際大学国際戦略研究所特命教授・特任教授
- 委員：** 阿久津博康 ラブダン・アカデミー教授
鴨下ひろみ 甲南女子大学国際学部多文化コミュニケーション学科准教授
阪田 恭代 神田外語大学グローバル・リベラルアーツ学部教授
竹内 舞子 経済産業研究所コンサルティングフェロー
戸崎 洋史 広島大学平和センター／大学院人間社会科学研究所准教授
(敬称略、五十音順)
- 委員兼幹事：** 吉田 朋之 日本国際問題研究所 所長
飯村 友紀 日本国際問題研究所 研究員

北朝鮮核・ミサイルリスクの総合分析

「朝鮮半島情勢とリスク」研究会（「北朝鮮核・ミサイルリスク」部会） 最終報告書

発行： 2026年3月31日

編者： (公財) 日本国際問題研究所

公益財団法人 日本国際問題研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト3階

TEL：03-3503-7261 (代表) FAX：03-3503-7292

URL：https://www.jiia.or.jp

ISBN978-4-8193-0044-5

表紙写真 提供：KCNA/KNS/AFP/アフロ

「国家防衛空間」拡大の成果とされる北朝鮮の新型駆逐艦進水式 (2025年4月)



公益財団法人

日本国際問題研究所

The Japan Institute of International Affairs

ISBN978-4-8193-0044-5